

平成 2 2 年号外第 1 4 号 平成 2 2 年 7 月 2 3 日



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示

- 北九州市景観づくりマスタープランの変更【建築都市局計画部都市計画課】

北九州市告示第 3 1 4 号

北九州市都市景観条例（平成 2 0 年北九州市条例第 5 2 号）第 3 条第 1 項に規定する都市景観の形成の基本となる指針を変更したので、同条第 4 項の規定により準用する同条第 3 項の規定により告示し、当該指針の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 2 年 7 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更した都市景観の形成の基本となる指針の名称

北九州市景観づくりマスタープラン

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

みんなの想いをかたちに

北九州市景観づくりマスタープラン

第2章 景観誘導の指針（景観計画）の変更は、平成23年4月1日から施行します。

平成20年 7月 策定
平成22年 7月 変更

北九州市

目 次

序章	北九州市景観づくりマスタープランの策定について.....	1
1.	策定の背景	
2.	景観づくりマスタープランの目的と役割	
3.	北九州市の景観特性	
4.	景観に関するこれまでの取り組みと今後の課題	
第1章	景観づくりの理念と目標	7
1.	景観づくりの理念と目標	
2.	景観づくりの基本方針	
3.	市民・事業者・行政の役割	
4.	これからの景観施策の方向性	
第2章	景観誘導の指針（景観法に基づく景観計画）	14
1.	景観計画区域の指針	
2.	景観形成誘導地域の指針	
3.	景観重点整備地区の指針	
4.	関門景観形成地域の指針	
5.	景観誘導指針の検証と見直し	
第3章	景観づくりの行動指針	105
1.	市民・事業者・行政の協働による景観づくり	
2.	総合的な推進体制づくり	
3.	協働の景観づくりに向けた推進施策とスケジュール	

序章 北九州市景観づくりマスタープランの策定について

1. 策定の背景

【都市景観条例制定から 20 年を経て】

本市では、昭和 60 年に「北九州市都市景観条例」を施行し、届出協議による景観誘導や、都心部や門司港レトロ地区における都市の顔づくりなどを通じ、都市景観の向上に積極的に取り組んでおり、その結果、一定の成果をあげてきました。

しかし近年、景観に対する市民の関心やニーズが高まるにつれ、これまで見過ごされがちであった無秩序な広告物や周囲との調和を欠いた建築物の氾濫、これらに対応する制度の限界など、新たな課題も顕在化してきました。また、平成 16 年には景観法が制定され、景観施策を強力に推進するための法的枠組みも用意されるなど、景観施策を取りまく状況は大きく変化してきています。

さらに、公害克服の歴史を活かし「世界の環境首都」を目指す本市にとって、豊かな自然を活かし、美しいまちなみを創っていくことは、今後のまちづくりの根幹となるものです。また、「ものづくりのまち」として日本の近代化を支えてきた歴史に立脚した、ビジターズ・インダストリーや産業観光などの新たな活性化の取り組みにおいても、都市の魅力を高め、都市イメージを向上させることはますます重要になっています。

これらのことから、本市の景観づくりにおいても、これまでの取り組みに加え、より一層の向上を目指すことが求められています。

【答申から景観づくりマスタープランへ】

そこで平成 18 年 5 月、北九州市都市計画審議会に対し、今後の景観施策のあり方について諮問を行い、専門小委員会「景観部会」での検討を経て、平成 19 年 8 月、「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方」について答申を受けました。

答申では、「ものづくりのまち」、「世界の環境首都」を目指す本市において、市民との協働により、より景観を重視したまちづくりを進めるよう提言されており、

「景観」を単なる景色としてではなく、歴史や文化、経済活動が表われた「まちの姿」として捉え、景観づくりを北九州市のまちづくりの根幹とすること

規制・誘導といった従来の景観施策に加え、市民とともに北九州らしい景観を発見し、皆で育てていくことを施策の柱にすること

特に景観を重視する箇所では、規制・誘導策を強化するなど思いきった対策をとることなどを求めています。

そこで、この答申の内容を実現するために、本市のこれからの景観施策を体系的に示す「北九州市景観づくりマスタープラン」を策定することとしました。

2．景観づくりマスタープランの目的と役割

(1) 目的

北九州市景観づくりマスタープランは、本市が目指す都市像やまちづくりの方向性に沿った長期的な景観づくりの目標と、それを達成するための仕組みを明らかにし、市民・事業者・行政が協働して北九州の良好な景観を育んでいくことを目的とします。

市民・事業者・行政が協働して良好な景観を育んでいくために、景観づくりの目標と、それを達成するための仕組み明らかにする

(2) 役割

平成 16 年に制定された景観法により、景観計画を策定することで、法に基づいた建築物等の規制・誘導や景観資源の保全等が可能になりました。また、市民・NPO・事業者とともに進める景観づくりを支援する仕組みも用意されています。

そこで本市では、景観法を活用し、法に基づく景観誘導や協働の取り組みにより、これまで以上に質の高い景観づくりを目指します。

したがって、本マスタープランは、景観法に基づく景観計画を含む計画として位置づけるものです。

また、市民の自発的な取り組みを支える景観づくりの行動指針となるようにまとめています。

- 景観法に基づく法定計画
- 景観づくりに関わる人にとっての行動指針

(3) 目標年次とフォローアップ

本マスタープランは、平成 30 年（概ね 10 年後）を目標年次とします。

また、本マスタープランは、「成長型のマスタープラン」となることを目指しています。したがって、本マスタープランに沿って実施した取り組みを反映させるため、適宜フォローアップを図ります。

なお、第 2 章の景観誘導の指針については、地域住民等との協議を踏まえ、順次見直していきます。

- 目標年次は平成 30 年（2018 年）＝策定から約 10 年間
- 「成長型のマスタープラン」として適宜フォローアップを図る
- 景観誘導の指針は、地域との協議を踏まえ、順次見直していく

3．北九州市の景観特性

本市の景観は、次のような固有の自然環境と都市形成の履歴を土台としています。

変化に富む豊かな自然景観

本市は、市域の約6割を緑地が占め、カルスト地形で有名な平尾台、市のシンボリックな存在である皿倉山等、豊かな緑に覆われているとともに、三方を関門海峡、響灘、周防灘に囲まれるなど、雄大で変化に富む自然環境に恵まれています。



細長い平地に密度高く形成された市街地景観

本市の居住地、商業地、工業地、鉄道や道路などの都市景観は、変化に富む自然の土地制約の中で、密度高く形成されてきました。したがって、山、海、市街地、工場がせまい範囲で接触しているため、日々の暮らしの中で、自然景観と人工的な景観を1つの景観として同時に体験する機会が非常に多くあります。



交通の要衝と近代化の経緯を色濃く示す歴史景観

古代では、律令制度下の駅や源平合戦の壇ノ浦（関門海峡）、近世では長崎街道など、本市には歴史的な陸路・海路の交通の要衝が多くあります。また、明治以降、工業都市として日本の近代化を牽引してきた近代建築、工場・倉庫、土木建造物などの産業遺産も数多く残っています。

門司港駅舎や河内堰堤等、今も利用され続け、暮らしの中に生きている景観資源も少なくありません。



未来を示す産業景観

現在、稼働を続ける臨海部の工場群は、「ものづくりのまち」北九州を代表する景観であり、公害克服で回復した自然環境と一体的に「世界の環境首都」に向けた未来へとつながる姿を表しています。



多様な生活景観

本市は5市合併によって生まれた都市であるため、区ごとに多様な都市形成の経緯があり、それぞれの顔を持っています。



4．景観に関するこれまでの取り組みと今後の課題

(1) 景観に関するこれまでの取り組み

本市では昭和60年、全国でも先進的に「北九州市都市景観条例」を施行し、産業構造の転換に伴う都市活力の衰退や公害問題による「負のイメージ」からの脱却、当時関心の薄かった「景観」に対する意識の萌芽、まちに対する市民の愛着と誇りの高揚を目指して、様々な景観施策に取り組んできました。その内容を次の4点で整理します。

景観づくりの理念等の共有

景観づくりの理念、市民・事業者・行政の責務、景観形成の主要な施策を明らかにし、共有するために、景観条例を制定し、基本計画を策定しました。

- ・北九州市都市景観条例
- ・北九州市都市景観形成基本計画
- ・関門景観条例



指針等による地区の特性を活かした景観誘導

周辺環境との調和や地区ごとの特色を活かした景観づくりに向け、指針等に基づいて、届出・協議による緩やかな規制誘導を行っています。また、市域を越えた一連の景観を保全・育成するために、行政界を越えた広域の景観誘導を行っています。



< 市内 >

- ・大規模建築物等の届出（商業地域内）
- ・都市景観整備地区（景観形成上重要な地区8地区指定）
- ・カラールネッサンス北九州（臨海部の工場・港湾施設等の色彩誘導）

< 広域 >

- ・関門景観形成地区（下関市と連携）
- ・空港周辺景観形成ガイドライン（福岡県、苅田町と連携）



モデルプロジェクトによる都市の顔づくり

都心部や門司港エリアにおいて、北九州市のシンボリックな要素を活かした都市の顔づくりを進めるため、民間と行政の連携及び行政内の各部局の枠を越えた連携によって、都市基盤整備と合わせた景観整備を進めてきました。

- ・紫川マイタウン・マイリバー整備事業（水辺を活かした百万都市の顔づくり）
- ・門司港レトロ地区整備事業（海峡と歴史を活かした観光拠点づくり）



支援・啓発による景観意識の向上

市民の景観意識の向上を図る啓発、歴史的なまちなみ保全に対する助成、公共施設のデザイン等に対する専門家の助言など、良好な景観形成に向けた支援を実施しています。

- ・景観アドバイザー制度（公共事業等の計画に対し、デザイン、色彩等について助言）
- ・歴史的建造物等修理・修景に対する助成（木屋瀬地区）
- ・北九州市都市景観賞



（２）今後の課題

景観形成の誘導や都市の顔づくりなどを通じて、本市の都市景観は一定のレベルに達しました。市民からも「景観がよくなった」との評価を得るとともに、景観に対する関心も高まってきました。

しかし近年、快適な都市空間の確保や歴史的建造物の保存活動など、市民ニーズの高まりとともに、景観形成が総合的なまちづくりの重要な手立てと認識されるようになってきました。

そうした視点に立ってこれまでの施策を評価すると、今後の課題として次の４点が挙げられます。

地域にとって大切な景観資源の認識、活用する取り組みの不足

これまでは、地域の景観資源を掘り起こし、何を残し、伝えていくべきかを評価・共有する仕組みがありませんでした。また、これまでの取り組みは新しく創るものへの規制・誘導が中心であり、長年受け継いできた地域資源などを活かすような取り組みに欠けていました。

地域の自発的な活動への支援や人材育成が不十分

これまでは、公共事業による景観整備が中心であり、地域住民の主体的、自発的な取り組みを支え、育てる施策が欠けていました。また、景観に関わる人材を育成する取り組みが不十分であり、既存の景観施策は専門家、行政職員、市民、事業者がお互いを高めあうような仕組みではありませんでした。そのため、景観づくりを担う人材が育ってこなかった面があります。

都市ビジョンとの関連性、地勢や都市構造を活かした取り組みが希薄

これまでの景観施策は、人口減少に伴う市街地の集約化や商店街の衰退などの都市構造の変化に伴う都市の課題や、自然環境保全など新たな視点に対応する施策となっていませんでした。

本市は、海と山が近接する細長い平地に沿って市街地が形成され、都市のインフラが整備されてきました。そのため、まちなみや山並み、海、工場などの一体感のある特色ある景観を形づくっています。しかし、これまでの景観施策では、このような個性を活かした取り組みが不十分でした。

景観誘導の基準があいまいで、強い誘導が困難

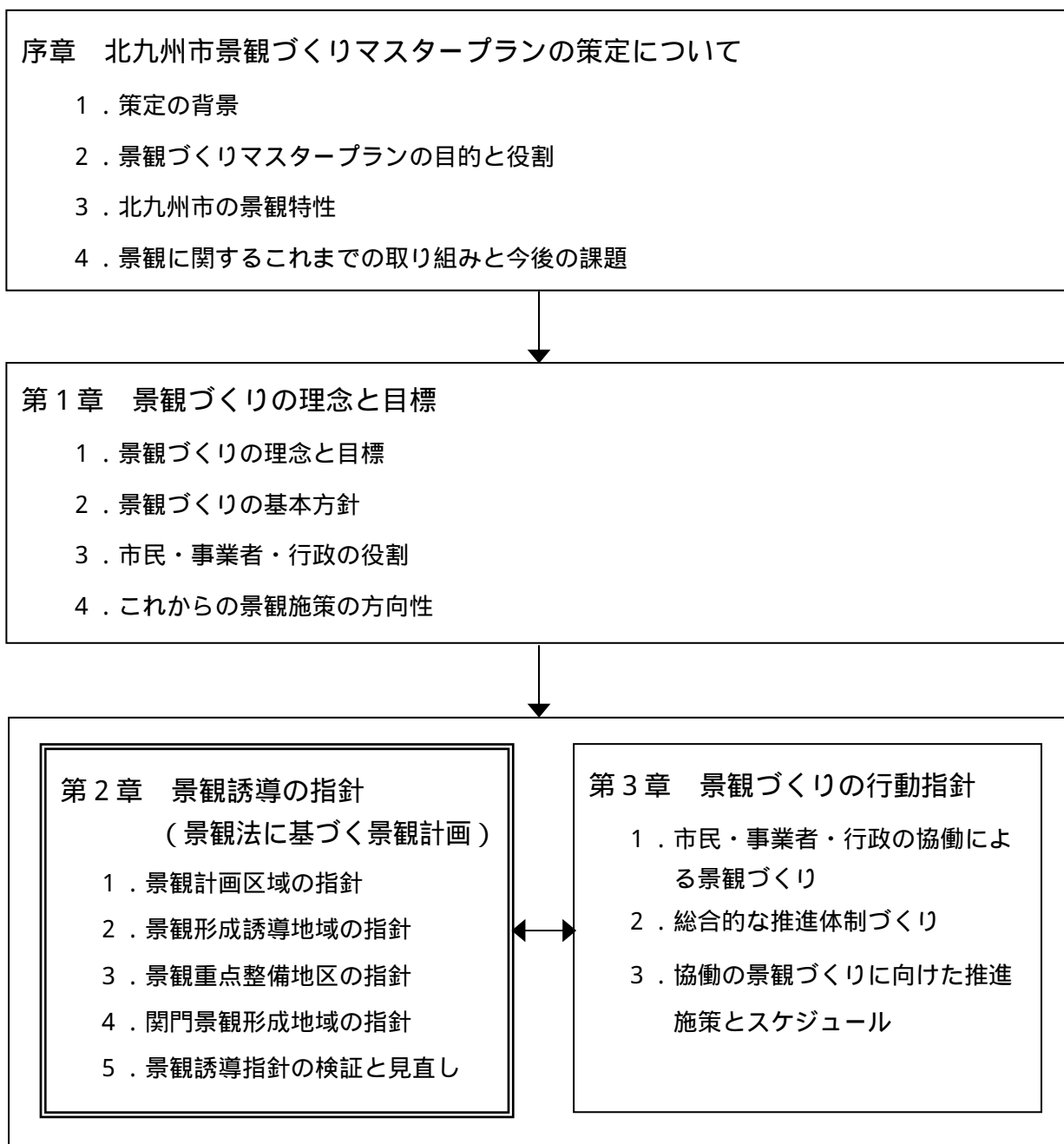
届出制による景観協議を始めて２０年以上経過していますが、その間に、現在定めている基準や指針が実態に合わなくなったり、緩やかな基準と協議のみでは良好な景観を誘導することが困難な事例も出てきたため、しっかりと誘導できる制度が必要になっています。また、これからは、賑わいや変化のある楽しいまちづくりにつながる地域の実状に合った規制や緩和も必要です。

■ 景観づくりマスタープランの構成

本マスタープランは、主に「景観づくりの理念と目標」、「景観誘導の指針」、「景観づくりの行動指針」の3つで構成されています。

なお、「第2章 景観誘導の指針」が景観法に基づく景観計画にあたります。

図 景観マスタープランの構成



第1章 景観づくりの理念と目標

1. 景観づくりの理念と目標

(1) 景観づくりの理念

歴史、ものづくり、自然、そして人が輝く景観をめざして

本市には、日本の近代化を支えてきた輝かしい歴史、ものづくりのまちとして、公害を克服した環境都市として培ってきた産業や技術、豊かな自然、そしてまちを大切に思う市民の心があります。

これらを活かし、ここで暮らせてよかったと思える、本市の個性が輝くまちなみを創り、未来に引き継ぐために、「歴史、ものづくり、自然、そして人が輝く景観」を目指すことを理念として掲げます。そして、市民一人ひとりの主体性を育み、市民・事業者・行政の協働による確固とした意思のもとで、これからの景観づくりを進めていきます。

(2) 景観づくりの目標

本市の景観づくりの目標として、次の4つを柱とします。

知る

すべての市民が、景観は北九州の財産となることを知ろう

地域にとって大切な景観を知ることが、良好な景観を守り、育むことの第一歩です。

北九州の財産となる景観資源を保全、活用し、将来に引き継いでいくために、一人ひとりが景観の大切さに気づき、その思いを共有し、景観形成への発意を促す取り組みを進めます。その際には、山、海、川、建物などの景観要素を個別に捉えるのではなく、まちなみと山の緑の一体感など、複数の景観要素の関係性に着目し、地域景観の評価と価値の共有化を大切にします。

守り・創る

北九州の自然特性や都市形成の履歴に根ざした景観を守り・創ろう

景観は、総合的なまちの姿を映す鏡です。

都市の持続的な発展や競争力の向上、市民生活の豊かさの実感に結びつくような都市戦略として、景観づくりを進めます。

そのため、課題解決や将来像の実現に向けて、都市計画、自然環境保全、農政、観光、港湾等が一体となった取り組みとして展開していきます。その際には、地勢や歴史、都市構造等、本市の特性に根ざした景観を守り、創造していきます。

担う

地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担おう

良好な景観づくりの主役は市民一人ひとりです。

多様な人々が、地域への愛着を持って、自発的、継続的に景観づくりに取り組めるような仕組みづくりを進めます。

地域における市民の日常的な取り組みを育み、市民や事業者の主体的な活動がより活発になるよう、支援体制を充実させていきます。

高める

景観に関わるすべての人が、意識、知識、技術を高めよう

本市の財産となる景観を守り、創り、継承するためには、景観づくりを担う市民一人ひとりが景観に対する意識を高め、様々な経験を重ね、知識や技術を高めていくことが不可欠です。

景観づくりの担い手となる市民、事業者、専門家、行政職員を育て、相互に意識や技術を高めあえるような人材育成の取り組みを進めます。

2. 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標に沿った景観づくりの基本方針を次のように定めます。

すべての市民が、景観は北九州の財産となることを知るために

- 市民の暮らしをとりまく、身近な景観の大切さを発見し、認識します。

市民一人ひとりが、日々の暮らしの中で、身近に触れている景観に対して興味や疑問を持つことが大切です。そのために、身の周りの景観を気かけたり、気づきを促したりするとともに、気づいた景観の特徴や履歴を認識していきます。

- 市民が共感する大切な景観を守り、引き継いでいくために、一人ひとりができることを知ります。

大切な景観を、守り、引き継いでいくためには、共感の輪を広げ、より多くの人々に知ってもらい、関わってもらうことが不可欠です。したがって、一人ひとりが大切さを認識した景観について、既実践されている取り組みや活動している組織など、それぞれの立場で参加可能な機会や方法があることを知ります。

- 守り、残したい景観の状況を、客観的に知ります。

守り、残したい景観について、管理や利用の状況、安全性や耐久性、法的な指定状況や計画の位置づけなど、物理的、社会的状況を認識します。一方で、景観に関わる地域の基礎的な資料を整理・集約し、周囲の自然環境や地域の歴史、人々の生業との関わりの深さなどに基づいて、大切な景観を評価し、その価値を明らかにします。

北九州の自然特性や都市形成の履歴に根ざした景観を守り・創るために

- 都市の課題に即した地域分けに基づき、優先的・重点的に対応すべき地区を選択し、メリハリのあつ景観づくりを展開します。

市全体の景観を網羅的に扱うのではなく、都市づくりの課題に即して景観面で対応すべき地区を抽出し、地域特性に応じたメリハリあつ景観づくりを行います。したがって、地区によっては、重点的に建築形態や広告物等の規制を強化していきます。また、都市計画決定などの際に、景観形成のルールを盛り込むなど、都市づくりと景観づくりが一致する仕組みを確立していきます。

- 自然、市街地、産業、交通など、北九州の景観を形づくるまちの骨格を明らかにし、特にこれらがつ結びつく場所を北九州固有の景観として重視し、保全・活用します。

まちの骨格を明らかにし、それらが接したり交差したりしている場所の景観を一体的に保全・活用することにより、景観特性を際立たせます。特に、臨海部の工場をはじめとする産業景観と自然景観が融合した姿は、他に例を見ないダイナミックさを有しており、本市の産業都市としての歴史と特性を活かした景観形成の上で非常に重要です。そのため、自然景観と人工的な景観を同時に体感できる場所を重視し、その地域や地区については特に、自然と融合した産業都市という本市の魅力が景観として立ち表れてくるよう、景観づくりのルールを明確化します。

- 里山、街路樹、都市緑地など暮らしとの関わりが深い自然景観を、保全・創出・活用します。

近年は、人々が暮らしの中で関わりを持ちながら維持してきた里山など、都市近郊の自然を維持管理する機会も減少しており、荒廃竹林に代表されるように都市緑地の質が低下しています。そのため、暮らしと自然との関わりの再構築に向け、環境施策と連携しながら人の手による対策

が特に必要な自然景観を抽出し、生業を営んでいる人々や市民等の協力による管理活動を通じて、暮らしとつながる自然景観の保全・創出・活用を進めます。

- 自然性の高い森林、河川など、北九州固有の美しい自然景観を形づくる豊かな自然を保全し、これらを生態系ネットワークの拠点として位置づけ、つなげていきます。

自然環境は、一つの場所の機能や属性でなく、流域一体の生態系ネットワークが形成されることで有効に機能することを理解し、保全活動につなげていくことが重要です。したがって、拠点として保全すべき自然を明らかにし、周囲との関係性を評価しつつ、上で述べた都市緑地等の暮らしに近い自然と有機的に結びつけ、つなげていきます。

地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体が景観づくりを担うために

- 多様な主体が、景観づくりの担い手として地域活動に取り組みます。

地域が主体的に景観に関わる活動を展開していくためには、各地域で人手や情報を得ることを可能にする受け皿が必要です。そこで、小学校区ごとの市民センターが地域の活動拠点として機能するよう、センター内の「まちづくり協議会」の活動を支援するとともに、市民、NPO、大学、商業者等の多様な主体が、地域に関わりやすくなるよう、活動環境を整えます。

- 景観形成を通じて、経済活動の活性化を図ります。

街なかや中心市街地においては、景観形成を通じて、地域の魅力や活力を増進し、経済活動の活性化を図っていきます。そのため、良好な景観形成によって、その地域の居心地がよく、滞在時間が伸び、商業がうまくいく、といった目標像が事業者同士や市民の間で共有されるような仕組みづくりを進めます。

- 地域の熟度に応じて段階的、継続的に地域の取り組みを多方面から支えます。

既に活動が進んでいる所にはより上手に取り組めるような支援、これから種をまいて育てようという所にはそれに応じた支援、というように、活動主体の成熟度に合わせて継続的にメニューが用意できるような、体系的で柔軟な支援の仕組みづくりを進めます。

景観に関わるすべての人が、意識、知識、技術を高めるために

- 様々な主体のニーズに応じた景観教育の充実を図ります。

景観づくりの人材育成は、次代を担う子どもや学生、地域の大人等、一般市民はもちろのこと、景観を誘導する行政職員や専門家、事業に携わる設計・施工者等也非常に重要です。したがって、それぞれの主体のニーズに応じた景観教育のプログラムを検討し、充実化を図ります。

- 景観づくりの取り組みに対するあらゆる場面での専門家の関与を図ります。

事業の進捗や展開に応じて、適切な場面で専門家が景観づくりに関与できるような仕組みを整えます。専門家の関与により、景観の質の向上はもちろん、共に取り組む行政職員や市民、事業者の景観に対する意識や技術を高めていきます。そのため、より多くの専門家が関われるような仕組みを工夫します。

- 市民一人ひとりの自覚や責任を促し、北九州への愛着を育みます。

市民一人ひとりの関心や取り組みへの意欲を高めるような啓発活動を充実させていきます。効果的な啓発活動を行うことが、「守りたい・残したい景観を発見し、紹介する」のきっかけとなるため、市民のニーズを把握しつつ、行政・市民・企業等の協力のもと、広報活動を推進します。

3 . 市民・事業者・行政の役割

景観づくりの目標に沿って、市民・事業者・行政が担うそれぞれの役割を次のように示します。

すべての市民が、景観は北九州の財産となることを知るために

- 市民は、地域において、将来に引き継ぎたい大切な資源を発見します。
- 事業者は、地域が大切にしている資源を認識・活用した上で事業を展開します。
- 行政は、市民や事業者の行動を助ける景観の基礎情報を提供するとともに、景観資源の評価・管理システムの構築を進めます。

北九州の自然特性や都市形成の履歴に根ざした景観を守り・創るために

- 市民は、景観形成の計画・ルールづくりに積極的に参加します。
- 事業者は、資産価値の向上や円滑な事業推進につながるよう、地域の特性に応じた景観形成に資する事業を行います。
- 行政は、まちの骨格や都市政策面から重点地区を選択し、都市戦略の視点からメリハリのある景観施策を展開します。
- 重点地区での取り組みは、特に市民・事業者・行政の協働によって進めていきます。

地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体が景観づくりを担うために

- 市民は、安全・安心で豊かな生活環境の実現につながる景観づくりに、各地域で一人ひとりができることから取り組みます。
- 事業者は、市民とともに地域経済が活性化するような活動を行い、賑わいづくり、環境美化等に貢献します。
- 行政は、地域の自発的な取り組みに対し、積極的な支援を行います。

景観に関わるすべての人が、意識、知識、技術を高めるために

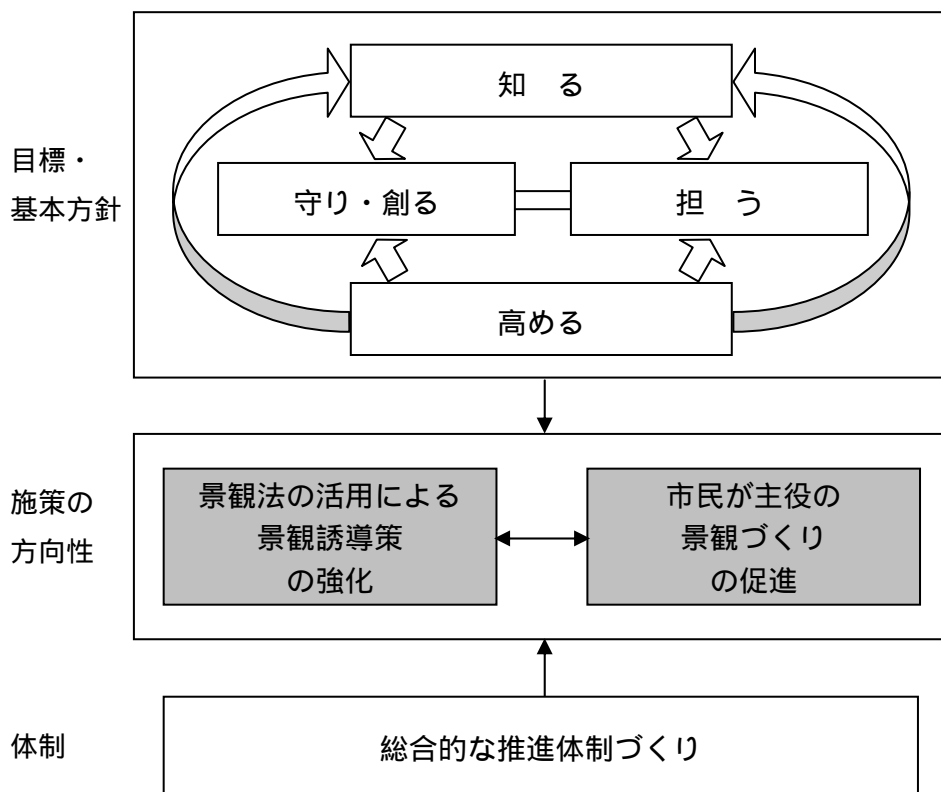
- 市民は、一人ひとりが景観づくりの知識を深め、景観に関わる様々な人と交流します。
- 事業者は、地域固有の素材、工法、意匠等を研鑽し、その技術を次代に継承するとともに広く発信します。
- 行政は、多様な景観教育の機会を創出することにより人材を育成・確保するとともに、顕彰制度や広報などの啓発活動を充実させていきます。

4 . これからの景観施策の方向性

景観づくりの目標や基本方針を踏まえ、これからの景観施策は、次の2本立てで進めます。また、これらの施策は、行政内の横断的な体制によって支えていきます。

- 景観法の活用による景観誘導策の強化
- 市民が主役の景観づくりの促進

図 景観施策の方向性



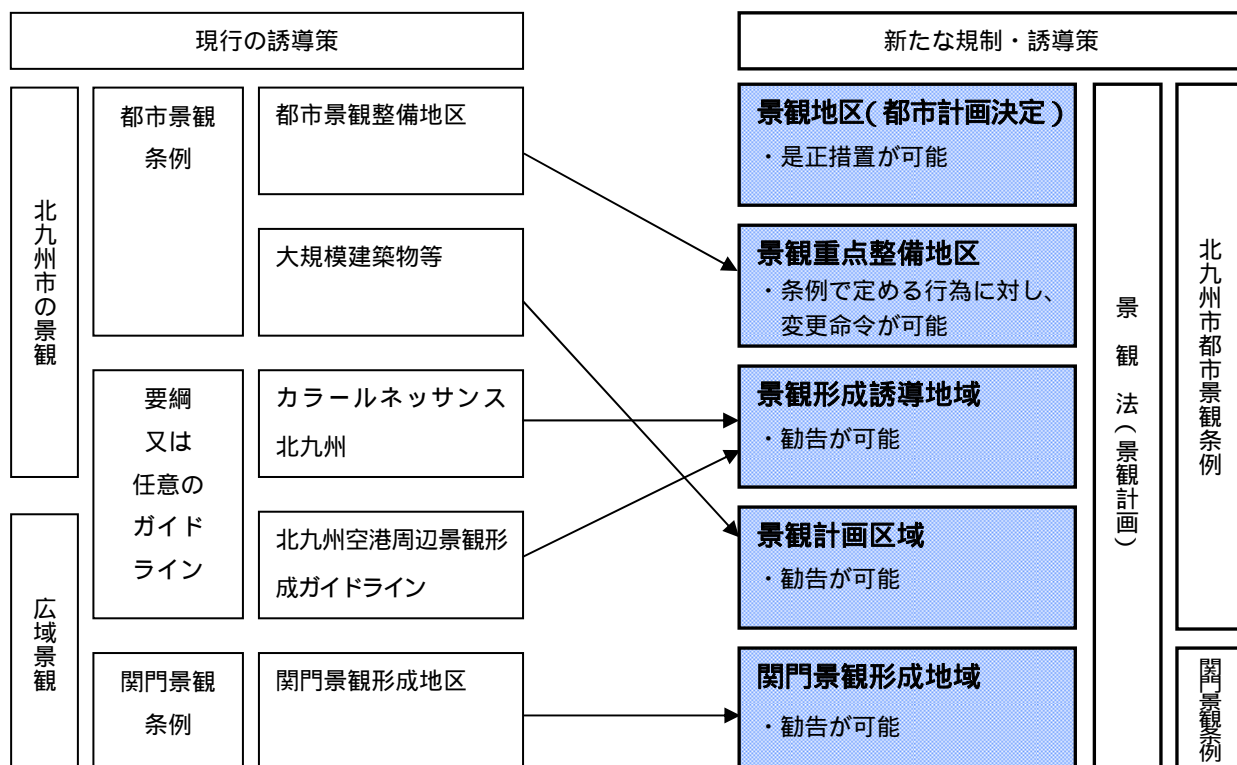
(1) 景観法の活用による景観誘導策の強化

景観誘導策の強化に向け、次のような考え方に基づいて、現行の制度を再構築し、新たな制度へ移行させます。

景観法を活用し、景観上重要な地区については、規制を強化する

- 大規模建築物等、都市景観整備地区、北九州空港周辺景観形成ガイドライン、カラールネッサンス北九州の届出制度は、景観法に基づく届出制度に移行します。
- より強制力のある規制・誘導が必要な地区は、地域住民等と協議のうえ、都市計画法に基づく景観地区の指定を検討します。
- 都市景観条例を改正し、周囲の景観を著しく阻害するような行為に対して、勧告、変更命令、罰則等の措置が可能な実効性のある制度にします。
- 関門景観形成地区については、下関市と協議し、景観法に基づく届出制度に移行します。関門景観条例を改正し、広域的な景観形成の取組みを実効性のある制度にします。

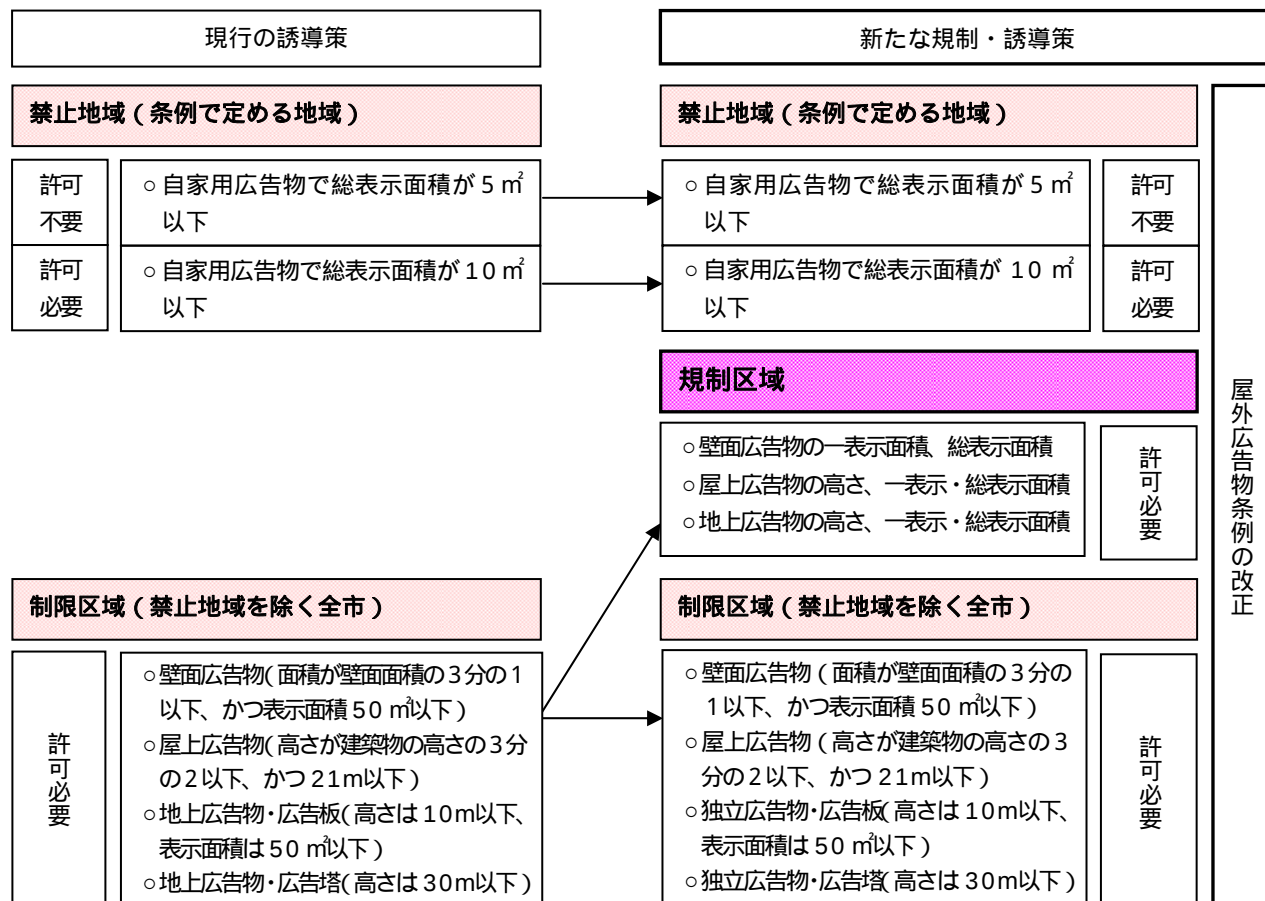
図 既存制度の移行について（都市景観条例）



景観施策と連動した屋外広告物規制制度を導入する

- 屋外広告物の表示等について、景観誘導の基本的な方針を示し、規制メニューを充実させ、地域特性に応じた基準を選択できるようにします。

図 既存制度の移行について（屋外広告物条例）



地域にある景観資源を保全・活用するための制度を構築する

- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定制度を導入します。
- 都市緑地法に基づく緑地保全地域、緑化地域の指定制度や、都市計画法に基づく風致地区等を活用し、北九州固有の自然環境を保全・創出・活用します。

景観上重要な公共施設を位置づける

- 景観重要公共施設として、道路、河川、都市公園、港湾を位置づけます。

(2) 市民が主役の景観づくりの促進

景観づくりの目標、基本方針を組み合わせ、モデルとなる行動指針を示すことにより、市民の景観づくりへの参加機会を明らかにし、併せて市民が活動しやすくなるような環境づくりに向けた新たな取り組みを進めます。

景観資源の発見や保全・活用に関わる取り組みを支援する

- 市民が発見し、守りたいと思う景観資源を共有するために、地域景観資源登録制度を検討します。

地域の主体的な活動を支援する

- 地域活動に対する既存の支援制度を整理・拡充し、市民やNPOなどにとって利用しやすい仕組みにします。
- 景観アドバイザー制度を積極的に活用し、地域活動の継続的な支援や建築行為等への専門的な助言などを推進します。
- 良好な屋外広告物の活用など、賑わいづくりに資するまちなみづくりを奨励する仕組みを検討します。

景観づくりの担い手を育てる

- 教育、産業、文化等の施策と連携した景観教育のプログラムを検討します。
- 担い手の関心や意欲を高める顕彰制度、広報活動の充実を図ります。

地域の提案を景観誘導制度に反映する

- 景観まちづくり協議会、市民センターにおけるまちづくり協議会等を通じて、地域の実情に応じた景観づくりの提案を受け、景観法や景観条例に基づく制度に反映させます。

(3) 総合的な推進体制づくり

景観づくりマスタープランの推進に向け、総合的な体制づくりを進めます。

景観に関する取り組みを客観的に判断する組織をつくる

- 景観制度の運用、見直し等については、北九州市景観審議会を創設して取り組みます。

景観づくりの担い手のネットワークを形成する

- 市民・事業者・行政・NPOなど、景観づくりに取り組む各主体の連携を強化します。

行政内の横断的な体制を整え、市民の取り組みを支援する

- 市民活動の総合的な支援や統一感のある魅力的な公共空間整備を進めていくために、「景観形成連絡調整会議」を設置し、庁内の関係部局の連携を強化します。

第2章 景観誘導の指針（景観法に基づく景観計画）

第2章では、良好な景観形成に向けた景観誘導の指針を示します。これは、景観法に基づく景観計画として位置づけます。

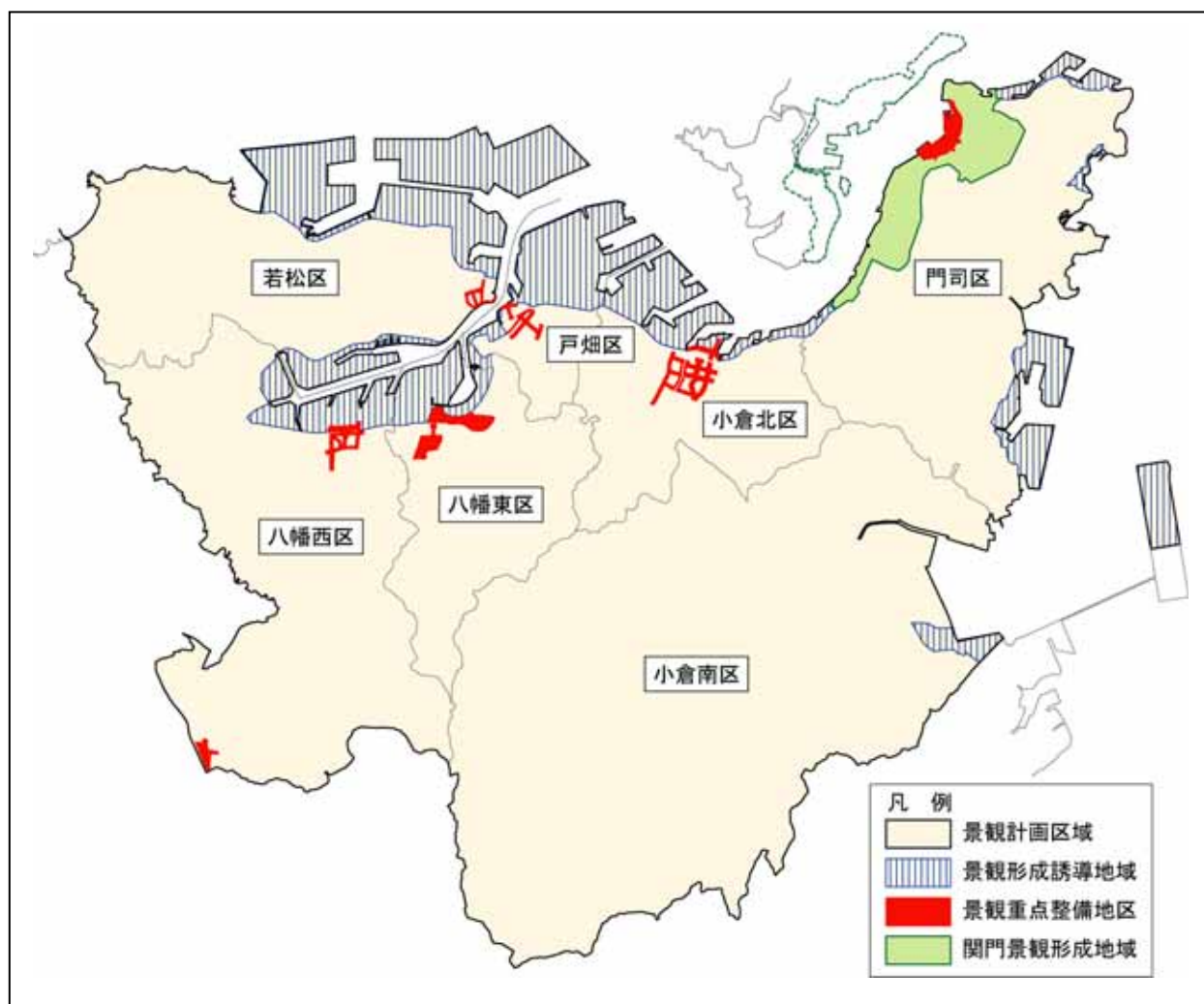
1. 景観計画区域の指針

（1）景観計画の区域

景観計画の区域は、北九州市全域（地先公有水面を含む）とします。さらに、この区域の中で、特色ある景観を有するエリアの景観誘導を図る地域を、「景観形成誘導地域」と定めます。また、景観上特に重要な地区で、建築物に対するきめ細かな基準による規制や、公共による重点的な景観整備等によりまちなみの景観向上を図る地区を、「景観重点整備地区」と定めます。

さらに、関門海峡に面した地域のうち、身近に対岸を意識し、両岸を一体的に認識でき、関門景観の形成を積極的に推進していく地域として、「関門景観形成地域」と定めます。

図 対象区域



対象となる市域内の離島等は、図示していない。

(2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を次のように定めます。

(2 - 1) 基本方針

人と自然が共生する躍動的なものづくり都市にふさわしい景観の形成

- 臨海部に広がる工場・港湾施設等の産業景観を活かし、躍動的なものづくり都市にふさわしい景観形成を目指します。
- 森林、里山、田園、河川・ため池、農村集落等、農林業を通じて育んできた景観を活かし、人と自然が共生するものづくり都市にふさわしい景観形成を目指します。

にぎわいや親しみがあり、人々が生き生きと過ごせるまちなみ景観の形成

- 多くの人が集まって住み、働く場所として、賑わいや親しみのある景観形成とともに、誰もが安全に、楽しんで歩くことのできるまちなみ景観の形成を目指します。

うるおいがあり、永く住み続けたいと思える景観の形成

- 緑が多く、落ち着いた環境が保たれ、住民がずっと住み続けたいと思う景観の形成を目指します。

都市軸や産業際、緑地際、水際の景観の形成

- 幹線道路の街路樹や沿道・沿線の緑化、連続性のあるまちなみなど、秩序の中にも変化が楽しめる都市軸（アーバンフロント）景観の形成を目指します。また、目印となる山や建造物に配慮し、現在地や進行方向がイメージしやすい都市軸景観の形成を目指します。
- 工場の外周等に育まれてきた敷地内緑地を活かし、隣接する市街地と調和した産業際（インダストリーフロント）景観の形成を目指します。また、土地利用転換などによる新たな緑化や親水空間の創出など、市街地から海辺へ近づきやすく親しみやすい産業際景観の形成を目指します。
- 緑豊かな斜面地や坂や丘の眺めを活かすとともに、樹林地の管理が行き届いた、安心とゆとりの感じられる緑地際（グリーンフロント）景観の形成を目指します。
- 海辺や河川に顔を向けたまちなみや広場、散策路など、水辺に近づける憩い空間のある水際（ウォーターフロント）景観の形成を目指します。

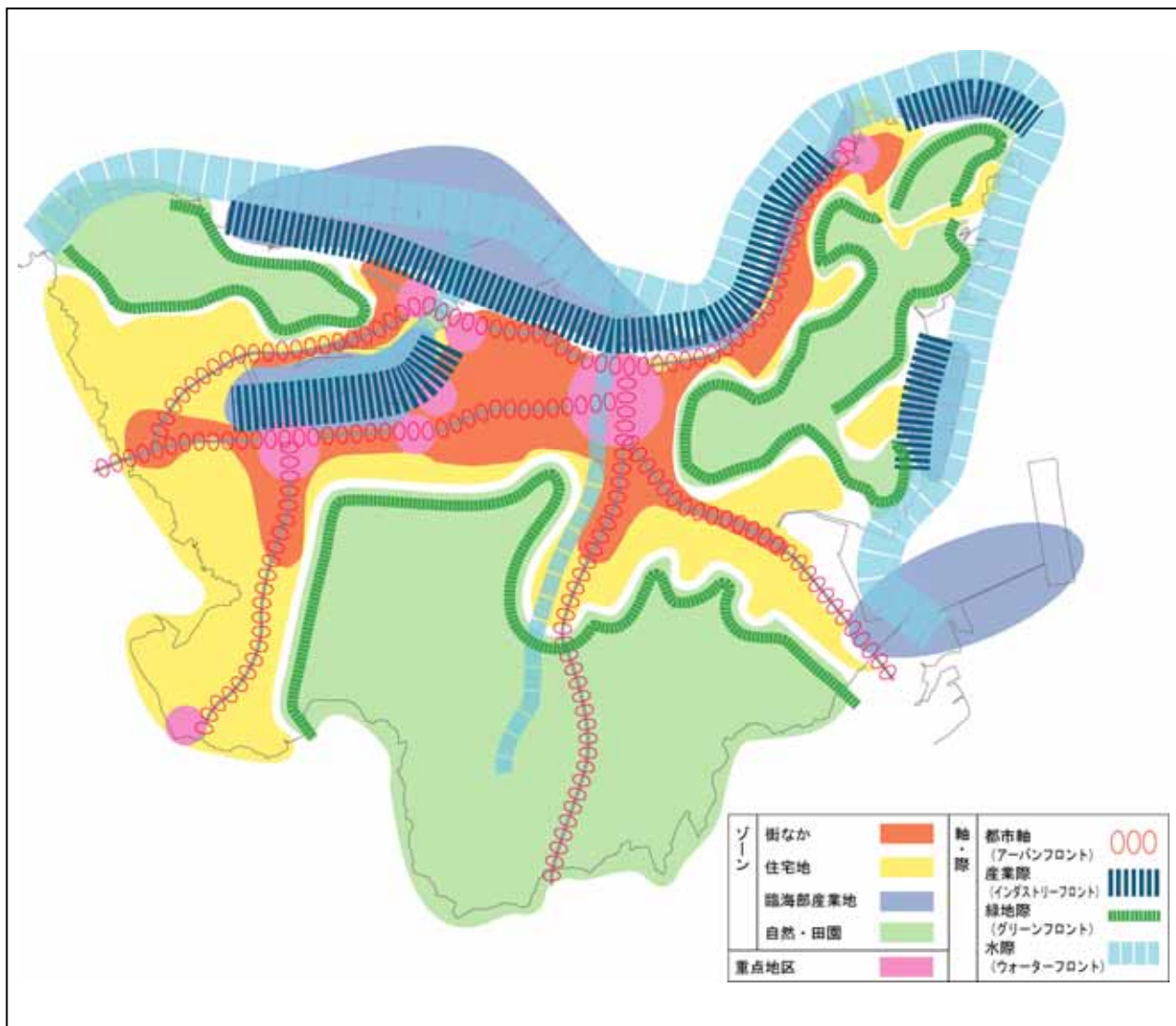
地区の特性に応じた個性豊かな景観の形成

- 都市形成の経緯や地域の景観資源を踏まえ、地区の特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を目指します。

優れた眺望景観の形成

- 関門海峡の雄大なパノラマや、皿倉山や足立山等の緑、地域の資源となる建造物などへの視線を確保し、優れた眺望景観の形成を目指します。

図 まちの骨格



ゾーン	地勢や都市形成の履歴、現在の市街地特性を踏まえて分類した区域。
軸・際	ゾーンの境目。自然環境と市街地が密度高く接している本市の景観特性を活かすため、周辺環境との関係性への配慮が特に重要な区域。
重点地区	将来都市構造の拠点地区のうち、本市の顔として先導的な景観形成が必要な区域。

(2 - 2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1) 基本的事項

地域の景観資源を周知し、景観資源を活かした景観形成を進めるために、景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度を活用していきます。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定は、市民による地域資源の発見を前提とします。市民からの推薦等に基づいて掘り起こされた地域資源のうち、地域の景観形成上必要なものについて、所有者の意見を聞いた上で指定します。また、所有者による提案制度も活用します。

2) 指定方針

次の要件を満たす建造物や樹木を景観重要建造物・景観重要樹木として指定します。

	対象施設	要 件
市民からの推薦等による地域資源の掘り起こし	地域住民に親しまれている等、地域のまちづくりを育むうえで住民の拠りどころとなると認められる資源 ア．自然的資源 イ．歴史的資源 ウ．その他地域の特徴を表すもの	以下の全ての条件を満たすもの ア．区域、施設等が明示でき、市民が情報を共有できること。 イ．短期間で消滅しないことが見込まれること。
景観重要建造物の対象となる景観資源	ア．工場・倉庫、土木建築物等の近代化遺産、神社仏閣等、歴史的・文化的な価値を有する建造物 イ．地域のランドマークとなっている建造物 ウ．公共建築物、道路等の公共施設	以下の基準を全ての満たすもの ア．地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
景観重要樹木の対象となる景観資源	ア．地域に多く植えられ、地域景観の背景となっている樹木 イ．地域のランドマークとなっている樹木 ウ．鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるもの	イ．道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。



(2 - 3) 屋外広告物に関する景観形成の方針

1) 基本的事項

景観法と連携し、地域や地区の特性に応じた規制・誘導を実現するために、屋外広告物法による規制手法を拡充します。そして、北九州市屋外広告物条例による面積等の規模規制と景観協議による色彩・デザインの誘導の両輪で景観形成を図ります。そのため、特に景観に配慮すべき景観重点整備地区や北九州空港周辺景観形成誘導地域、関門景観形成地域では、事前協議制度（屋外広告物条例の許可の申請を必要とするもの）等、一体的に規制・誘導できる仕組みを整えます。関門景観形成地域における、屋外広告物の事前協議の対象の規模は、高さ（広告物等を建築物等の上に設置する場合は、当該広告物等の高さと同該建築物等の高さを合計した高さ）10m 以上又は表示面積 20 m²以上の広告物等とする。

2) 景観計画区域、景観形成誘導地域、関門景観形成地域における屋外広告物の表示等の景観誘導方針

全市を対象とした景観計画区域においては、大規模建築物等の行為の制限と併せて、建築物等と一体となった屋外広告物の表示又は設置の場所、位置、規模、形態意匠を誘導します。

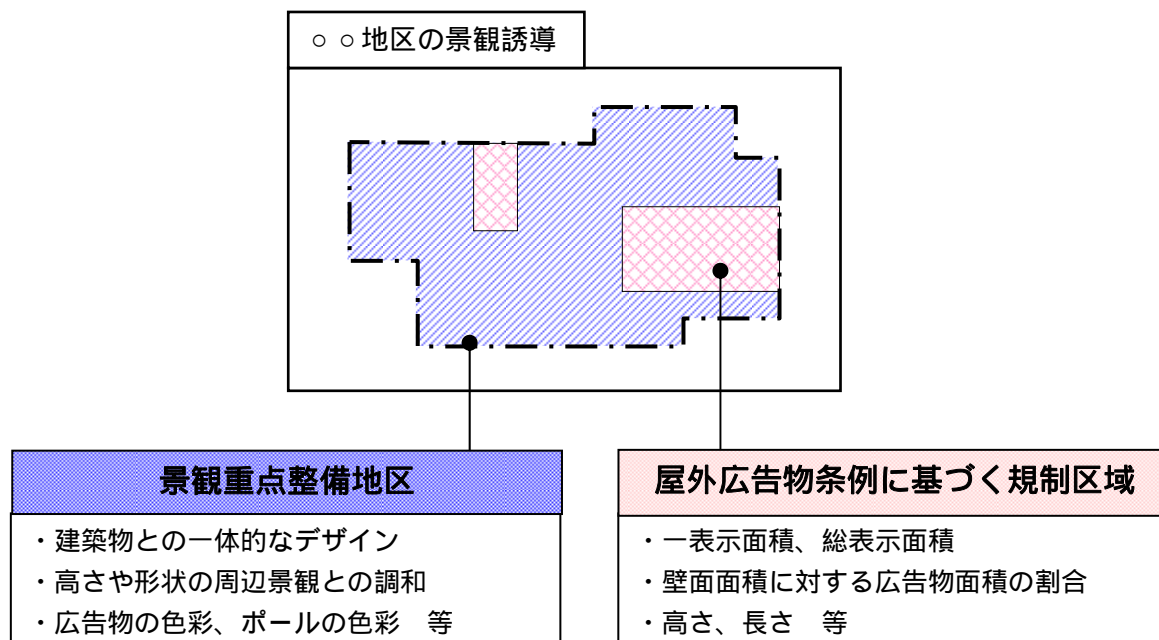
景観形成誘導地域及び関門景観形成地域においては、広範囲にわたる景観を対象とするため、特に、背景となる山並みなど、周囲の自然環境と調和したまちなみとなるよう、表示又は設置の場所、位置、規模、形態意匠を誘導します。また、沿道や沿岸を対象とした地域では、運転や航行の安全性を阻害するような形態意匠は避けるよう誘導します。

3) 景観重点整備地区における屋外広告物の表示等の景観誘導方針

景観重点整備地区においては、地区の特性に応じた屋外広告物の表示又は設置の場所、位置、規模、形態又は意匠を誘導します。

また、明確な規格に基づいた誘導を行う場合は、北九州市屋外広告物条例に定める屋外広告物規制区域に基づいて、各景観重点整備地区内の特性に沿った種別を選択、指定します。

図 景観重点整備地区における屋外広告物の景観誘導



4) 規制区域の設定方針

北九州市屋外広告物条例では、自家用広告物以外の屋外広告物の設置を原則禁止する禁止地域を定め、禁止地域を除く全市域を制限区域とし、それぞれに設置可能な広告物の基準を設けています。

禁止地域以外で、地区の特性に応じた規制が可能な区域として、規制区域を創設します。また、設置可能な広告物の基準は、「壁面広告物」、「屋上広告物」、「地上広告物」について、禁止地域と制限区域の間の規格を選択できるよう、規模について許可基準を定めます。

表 禁止地域と制限区域の基準

禁止地域		制限区域（許可が必要）	
【許可不要】 ○ 自家用広告物で総表示面積が 5 m ² 以下	建築物 等を利用する 広告物	壁面 広告物	○ 壁面面積の 1/3 以下、かつ、50 m ² 以下
		屋上 広告物	○ 高さは、建築物の高さの 2/3 以下、 かつ 21m以下
【許可が必要】 ○ 自家用広告物で総表示面積が 10 m ² 以下		地上広告物	○ 広告板は、高さ 10m以下、表示面 積は 50 m ² 以下。広告塔は、高さ 30 m以下

表 規制区域の許可基準

		第 1 種規制区域	第 2 種規制区域
建築物 等を利用する 広告物	壁面 広告物	○ 表示面積は、一壁面の面積の 1/5 以下、かつ、10 m ² 以下（広告物を表示できる壁面の数は最大 4 面とする）	○ 表示面積は、一壁面の面積の 1/4 以下で、かつ、30 m ² 以下（広告物を表示できる壁面の数は最大 4 面とする）
	屋上 広告物	○ 高さは、建築物の高さの 1/3 以下で、 かつ、5 m以下 ○ 1 面当たりの表示面積は 10 m ² 以下、 かつ、総表示面積は 40 m ² 以下	○ 高さは、建築物の高さの 1/3 以下で、 かつ、10m以下
地上広告物		○ 高さは、地上から 10m以下 ○ 1 面当たりの表示面積は、10 m ² 以下 ○ 敷地内の総表示面積は、50 m ² 以下	○ 高さは、地上から 15m以下 ○ 1 面当たりの表示面積は、30 m ² 以下

「建築物等を利用する広告物」とは、建築物等に表示し、又は設置する広告物等をいう。

「地上広告物」とは、建築物等から独立して地上に表示し、又は設置する広告物等をいう。

「壁面広告物」とは、建築物等の壁面に表示し、又は設置する広告物等をいう。

「屋上広告物」とは、建築物等の屋上に表示し、又は設置する広告物等をいう。

上記に掲げていない基準は、制限区域の規格に準ずる。

5) 規制区域の指定方針

規制区域の種別に応じ、以下のような地域について指定を検討します。

ア．第 1 種規制区域

良好な住環境や歴史的・自然的資源などを有し、優れた環境を維持、形成する区域。

イ．第 2 種規制区域

店舗や事務所等が多く立地し、良好な景観の形成と安全な環境の維持が必要な区域。

(2 - 4) 景観上重要な公共施設の整備に関する方針

1) 基本的事項

公共施設の整備等にあたっては、景観上配慮すべき事項に関する協議調整により、周辺環境と一体となった景観形成を進めます。

まちの顔となり、周辺の景観に影響を与える大規模な公共施設の整備にあたっては、地域の良好な景観形成を先導していくものとします。また、特に景観上重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設として位置づけ、その整備方針を定めていくものとします。

2) 景観重要公共施設の設定方針

市全域の景観形成や地区のまちなみ形成を進める上で、特に重要な役割を担う施設で、次の要件を満たすものを景観重要公共施設として定めます。

- ア．本市のまちの骨格を形づくる公共施設
- イ．歴史的・文化的価値を有する公共施設
- ウ．地域のまちなみ形成の顔となる公共施設

3) 種類別の設定方針

ア．景観重要道路

- (ア) 拠点駅の駅前広場や拠点駅への動線で、景観に配慮した整備が特に必要なもの
- (イ) 整備済みの道路等で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

イ．景観重要河川

- (ア) 河川で特に重要なもの
- (イ) 整備済みの河川で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

ウ．景観重要公園・緑地

- (ア) 公園・緑地で特に重要なもの
- (イ) 整備済みの公園・緑地で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

エ．景観重要港湾

- (ア) 「海辺のマスタープラン 2010」等に位置づけている港湾施設で特に重要なもの
- (イ) 整備済みの港湾施設で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの



(2 - 5) 緑地の保全・活用に関する方針

1) 基本的事項

地域、地区、際を有機的に結び、市街地と山並みが一体となった景観を育むために、都市緑地に関連する制度を活用します。

都市緑地法の緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、都市計画法の風致地区等との連携を図りながら、景観誘導を進めます。

2) 景観計画区域における緑地の景観誘導方針

全市を対象とした景観計画区域においては、まちの骨格をなす企救山塊、貫山塊、福知山山塊などの緑地豊かな自然環境を、自然公園法に基づく公園区域指定や都市計画法に基づく風致地区指定の維持により、保全します。

3) 景観形成誘導地域における緑地の景観誘導方針

景観形成誘導地域においては、都市近郊の市街地と緑地が隣接する緑地際(グリーンフロント)や、都市公園周辺、沿道・沿線地域等の緑を対象とします。それぞれの地域特性に応じて、緑地保全地域の指定、風致地区や特別緑地保全地区の許可制度と景観協議の連携などを検討します。

4) 景観重点整備地区における緑地の景観誘導方針

景観重点整備地区においては、緑が不足している地区や市民・事業者の緑化活動が盛んな地区など、地区の特性に応じて、緑化地域の指定や緑地協定制度の活用、都市計画法に基づく地区計画制度の活用等を検討します。



(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観計画区域は、全市を対象とし、まちの骨格を形づくっている自然景観、都市景観に与える影響の大きい大規模な建築物・工作物の建築行為等について、周辺景観との調和が図られるよう、形態意匠に関する行為の制限を定め、景観誘導を行う区域です。なお、届出対象とならない建築行為等に関しても、これらの基準に準拠して景観形成に努めるものとします。

1) 届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の 新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○ 高さが31mを超えるもの。 ○ 延べ面積が10,000㎡を超えるもの。ただし、店舗、 遊戯施設等の集客施設の場合は、延べ面積が3,000㎡を 超えるもの。
工作物の新設等	○ 高さが31mを超えるもの。
その他、景観の形成に大きな影響を与えると市長が認めるもの。	

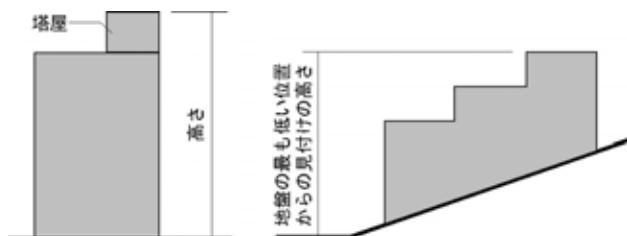
ただし、工業専用地域内における行為は除く。

【建築物の面積について】

建築物の新築、増築、改築、移転については、その行為に係る部分の延べ面積が、対象規模に該当するものを届出対象とします。また、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更については、行為の対象となる建築物の延べ面積が、対象規模に該当するものを届出対象とします。

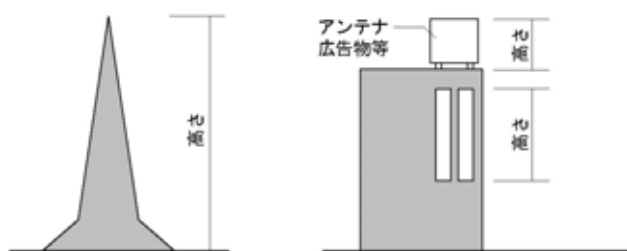
【建築物の高さについて】

建築基準法に基づく建築物の高さとして参入されない屋上ペントハウス（塔屋、工作物、屋上広告物等）も含めた高さとし、また、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付けの高さとし、



【工作物の高さについて】

屋上や壁面に設置する場合は、工作物本体の一番低い位置からの高さとし、



ただし、関門景観形成地域において、工作物を建築物の上に設置する場合の届出対象の高さは、工作物と建築物の高さの合計とします。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

建築物等の形態意匠に関する行為の制限		
建築物	配置・形態	○ 建築物の配置、形態は、敷地前面の道路や隣接する建築物との調和、その他周辺の景観に配慮しものとする。 ○ 道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。 ○ 塔屋等を設ける場合は、建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。
	外壁の材質	○ 建築物の外壁は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるようにする。
	外壁の色彩	○ 建築物の外壁は、周囲の景観と調和した色調とする。 ○ 外壁の基調色は、原則として彩度6以下とする。（日本工業規格JIS Z 8721（色の表示方法）に定めるもの。以下同じ。）ただし、見付面積の5分の1未満の範囲内で外壁のアクセント色として使用する場合、又は自然素材に彩色を施さず使用の場合は、この限りでない。
	建築設備	○ 屋上に付帯する諸設備は、道路からできるだけ見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げあるいは柵などで目隠しするなど道路から見た景観に配慮する。 ○ 外壁に付帯する諸設備は、道路からできるだけ見えない位置に設置する。やむを得ず露出するものは、壁面と同一の色調とするなど、建築物と一体性のあるデザインとする。 ○ 屋外階段は、建築物本体と調和のとれたデザインとするように努める。
	外構	○ 道路に面して、柵、ネットフェンスなどを設ける場合は、まちなみ全体の景観向上に役立つよう、その位置や高さ、緑化について配慮する。 ○ 駐車場の出入口は周囲の景観に配慮した位置に設置する。また、立体駐車場については、できる限り道路に面して設置しないよう工夫する。
	緑化等	○ 敷地の道路又は隣地との境界部分や屋外駐車場部分（駐車スペースを含む。）は、樹木や花などの緑化に努める。 ○ 特に商業系用途地域以外に立地するものについては、境界部分に生垣や並木を施すとともに、緑化ブロック等による駐車スペースの緑化や、屋外設備機器・立体駐車場の樹木による目隠しなど、周辺環境に潤いを与えるよう配慮する。
	その他	○ 日よけ TENT を設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。 ○ 窓面を利用した広告は、原則として掲出しない。
工作物	共通事項	○ 周辺一帯の建築物や周辺環境と調和する形態意匠とする。
	煙突、鉄筋コンクリートの柱等	○ 足元の周りや敷地の周囲などを緑化するよう努める。 ○ 連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避けるなど、周囲からの見え方に配慮する。
	擁壁等	○ 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、景観上の配慮を行う。
屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項		
共通事項		○ 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観を阻害するものとならないようにデザインを工夫する。 ○ 色調は、建築物壁面の色彩や周囲の景観と違和感のないものとする。 ○ 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 ○ ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 ○ 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置の位置など、その建築物と調和させる。できれば、敷地内にまとめて共同表示するなど掲出方法についても検討する。

2．景観形成誘導地域の指針

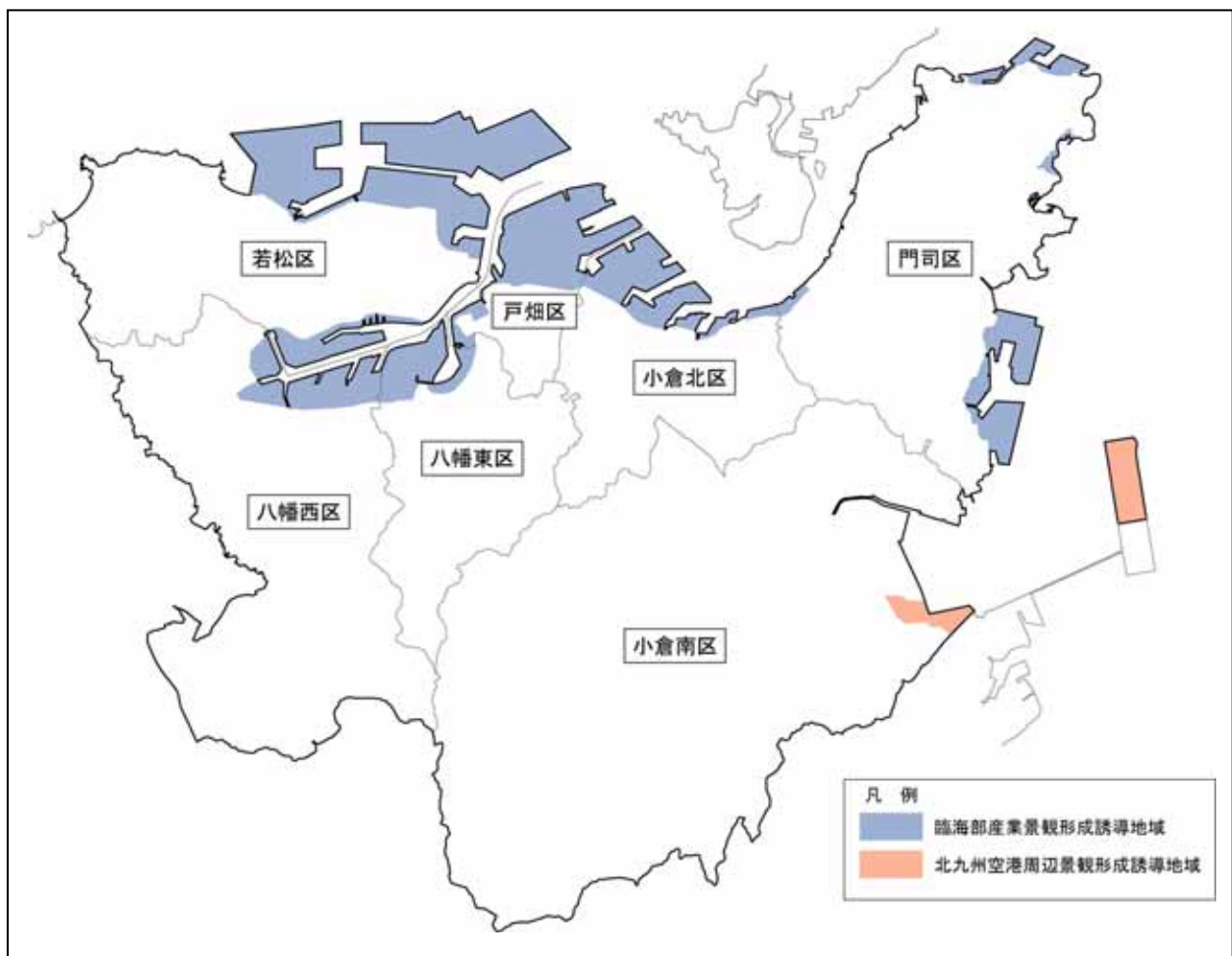
(1) 景観形成誘導地域の対象区域

1) 景観形成誘導地域の位置づけ

産業景観、都市近郊の緑地景観、主要な道路・鉄道の沿道・沿線景観、眺望景観など、まちの骨格を形づくり、比較的広範囲にわたって特徴的な景観を有する地域を景観形成誘導地域として指定し、その特性に応じた景観誘導を行います。

景観計画に位置づける地域は、次の2地域とします。

図 対象区域



臨海部産業景観形成誘導地域



北九州空港周辺景観形成誘導地域

2) 景観形成誘導地域の指定の方針

前述の位置づけに基づき、新たな景観形成誘導地域の設定を検討します。

表 景観形成誘導地域の指定の方針

地域の種類	地域の特徴	今後指定を検討する地域
産業景観	臨海部の工場・港湾施設や流域の田園景観など、ものづくり都市を象徴する産業景観の形成を推進する地域。	○ 田園地域（小倉南、若松等）
都市近郊の緑地景観	市街地内や市街地縁辺の公園・緑地、里山など、一定のまとまりがあり、人との関わりが深い緑地として景観形成が必要な地域。	○ 都市公園・都市緑地周辺地域（山田緑地、到津の森公園、グリーンパーク、瀬板の森公園等）
沿道・沿線景観	まちの骨格を形づくる道路・鉄道から望むことができるまちなみや緑地帯などで、沿道・沿線景観として、連続性や一体感の形成が必要な地域。	○ 国道沿道地域（3号、10号、199号、200号、322号等） ○ 都市高速道路沿道地域 ○ JR沿線地域（鹿児島本線、日豊本線、筑豊本線、日田彦山線） ○ 都市モノレール沿線地域
眺望景観	市街地が一望できる場所、海峡や山並みなどのパノラマが体感できる場所、道路・山並み・建造物等の見え方によってまちの方角を伝える場所など、自然景観と人工景観が一体となった眺望景観形成が必要な地域。	○ 山並みを眺める地域（皿倉山、風師山、和布刈公園周辺、足立山、安部山、高塔山、金比羅山等） ○ 水辺を眺める地域（紫川、遠賀川等）

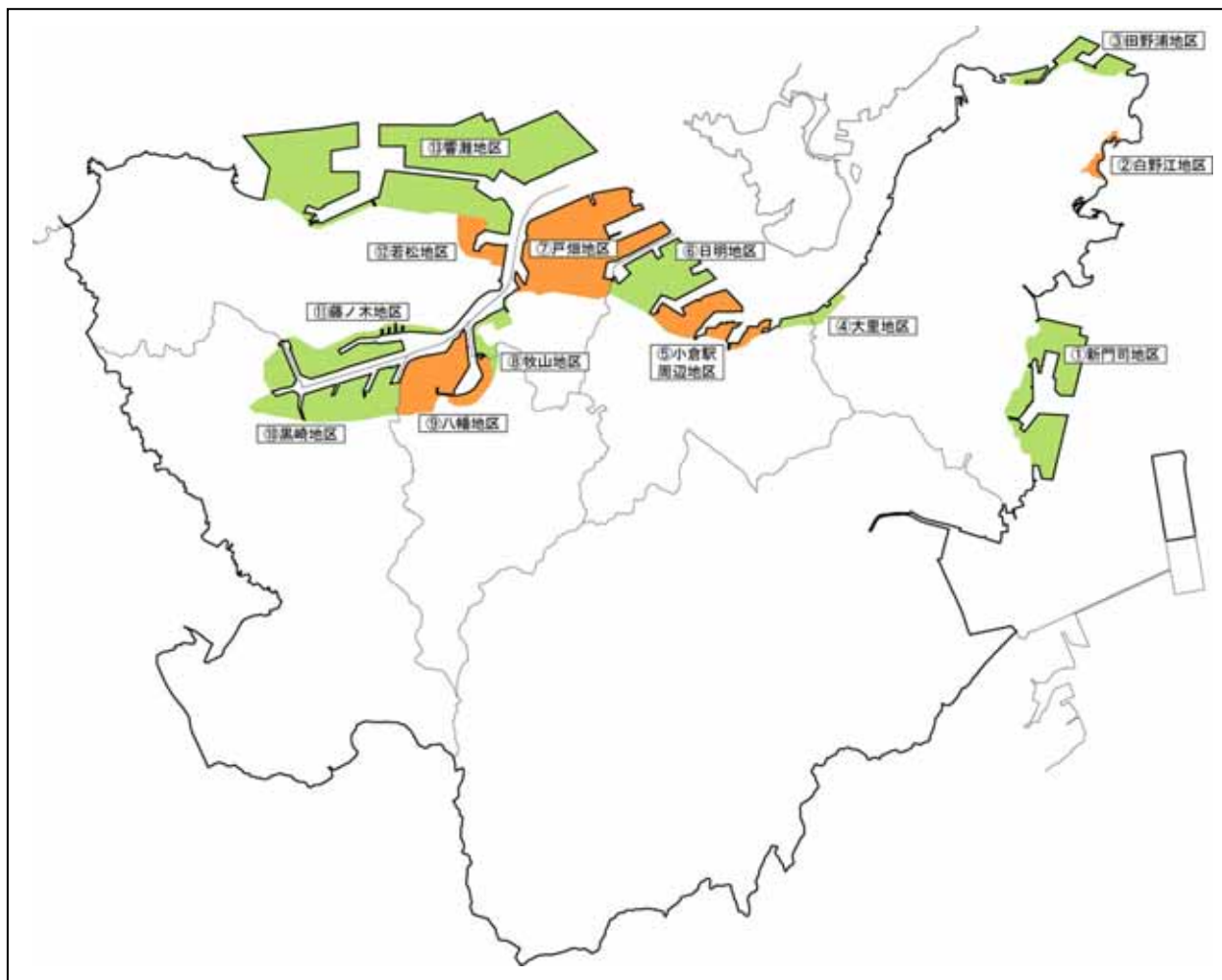


(2) 臨海部産業景観形成誘導地域の良い景観の形成のための行為の制限に関する事項

1) 届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の 新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○ 高さが10mを超えるもの。 ○ 延べ面積が1,000㎡を超えるもの。
工作物の新設等	○ 高さが 10mを超えるもの。
その他、臨海部地域周辺の景観を損なうおそれがあると市長が認めるもの。	

区域図

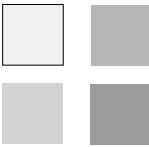


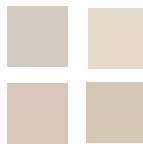
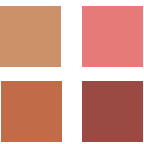
2) 臨海部産業地域全体の良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針	
目標	「都市に風格と輝きを与える、魅力ある景観づくり」
方針	1 風格ある景観形成を図る ○ 質の高い施設デザインとなるように配慮する。 ○ 本来持つ、臨海部のダイナミックシーンを守る。 ○ 歴史的条件を活用・継承する。 ○ 海からの正面性に配慮する。 2 輝きある景観形成を図る ○ 清潔で明るい雰囲気景観形成を図る。 ○ 先端的なイメージの景観形成を図る。 ○ 「隠す」から「見せる」景観として配慮する。 3 調和ある景観形成を図る ○ 海や樹林地等、背景となる自然景観との調和を図る。 ○ 都心や一般市街地等、隣接する景観との調和を図る。 ○ 隣接する工場・港湾施設相互の調和を図る。

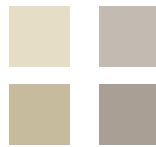
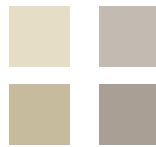
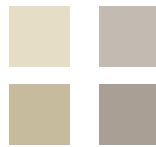
3) 地区別の良好な景観の形成に関する方針、建築物等の形態意匠に関する行為の制限

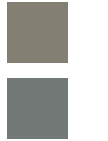
色見本は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

地区名	良好な景観の形成に関する方針	建築物等の形態意匠に関する行為の制限			
	テーマ・方針	色彩に関する基準			
新門司地区	「新しい海と空の玄関口にふさわしい景観形成」 ○ 海（フェリー）、空（飛行機）からの視点を意識した施設デザインに留意する。 ○ 背後に迫る美しい緑を背景とした明るいイメージの景観形成を図る。 ○ 今後、新たに建設が予定される施設相互の調和を図る。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。			
			屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
		色相	全域 N（無彩色）	全域 N（無彩色）	10RP～10R 10YR～10Y 10GY～10G 10BG～10B N（無彩色）
		明度	全域	6 以上	全域
		彩度	1 以下	1 以下	全域
		サンプルカラー			

地区名	良好な景観の形成に関する方針	建築物等の形態意匠に関する行為の制限			
	テーマ・方針	色彩に関する基準			
白野江地区	「美しく雄大な自然を生かした 景観形成」 ○海や山の自然を活かした景観形成を図る。 ○斜面緑地の自然景観と調和させる。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
			屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー
		色相	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）
		明度	全域	5以上	全域
		彩度	3以下	3以下	8以下 (10R～10Y) 6以下 (0GY～10GY)
サンプル カラー					
田野浦地区	「関門海峡の入口にふさわしい 格調の高い景観形成」 ○海からの正面性に配慮する。 ○質の高いまとまりのある景観形成を図る。 ○斜面緑地の自然景観と調和させる。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
			屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー
		色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
		明度	全域	5以上	全域
		彩度	4以下	3以下	全域
サンプル カラー					
大里地区	「関門海峡と背後の山並みに 調和した景観形成」 ○レンガ造の倉庫など、魅力ある施設を生かした景観形成を図る。 ○山と海に挟まれた都市軸としての連続したまちなみ形成を図る。 ○海の青と山の緑に調和した景観形成を図る。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
			屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー
		色相	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）
		明度	全域	5以上	全域
		彩度	4以下	3以下	8以下 (10R～10Y) 6以下 (0GY～10GY)
サンプル カラー					

地区名	良好な景観の形成に関する方針	建築物等の形態意匠に関する行為の制限																												
	テーマ・方針	色彩に関する基準																												
小倉駅周辺地区	「北九州市の顔にふさわしい 都心としての景観形成」 ○高度情報関連の企業・施設が集まる地区としてふさわしい先端的なイメージのデザイン化を図る。 ○都心にふさわしい風格ある質の高いデザインとして、材料等の選択にも留意する。 ○小倉駅北口に建設がすすむビルや各種コンベンション施設等に調和したデザインとする。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。 <table><tr><th></th><th>屋 根</th><th>外壁、タンク、 煙突等</th><th colspan="2">アクセント カラー</th></tr><tr><td>色相</td><td>5R～5Y N（無彩色）</td><td>5R～5Y N（無彩色）</td><td colspan="2">5R～5Y N（無彩色）</td></tr><tr><td>明度</td><td>全域</td><td>5 以上</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>彩度</td><td>4 以下</td><td>3 以下</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>サンプル カラー</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>					屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー		色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）		明度	全域	5 以上	全域		彩度	4 以下	3 以下	全域		サンプル カラー				
		屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー																										
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）																											
明度	全域	5 以上	全域																											
彩度	4 以下	3 以下	全域																											
サンプル カラー																														
日明地区	「都心に隣接する地区として 落ち着いた景観形成」 ○公共施設の煙突等は、ランドマークとしてデザイン化を図る。 ○地区としてまとまりのある明るい雰囲気の景観形成を図る。 ○隣接する大規模な工場・港湾施設との調和を図る。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。 <table><tr><th></th><th>屋 根</th><th>外壁、タンク、 煙突等</th><th colspan="2">アクセント カラー</th></tr><tr><td>色相</td><td>5YR～10GY N（無彩色）</td><td>5YR～10GY N（無彩色）</td><td colspan="2">5YR～10GY N（無彩色）</td></tr><tr><td>明度</td><td>全域</td><td>5 以上</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>彩度</td><td>4 以下</td><td>3 以下</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>サンプル カラー</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>					屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー		色相	5YR～10GY N（無彩色）	5YR～10GY N（無彩色）	5YR～10GY N（無彩色）		明度	全域	5 以上	全域		彩度	4 以下	3 以下	全域		サンプル カラー				
		屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー																										
色相	5YR～10GY N（無彩色）	5YR～10GY N（無彩色）	5YR～10GY N（無彩色）																											
明度	全域	5 以上	全域																											
彩度	4 以下	3 以下	全域																											
サンプル カラー																														
戸畑地区	「活力ある工場地にふさわしい ダイナミックな景観形成」 ○本来持つ工場群のダイナミックスを生かし、力強さの感じられる景観形成を図る。 ○清潔で明るい雰囲気の景観形成を図る。 ○隣接する市街地との関係に配慮する。（緩衝緑地帯）	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以上かつ彩度1以下とする。 <table><tr><th></th><th>屋 根</th><th>外壁、タンク、 煙突等</th><th colspan="2">アクセント カラー</th></tr><tr><td>色相</td><td>10Y～10BG N（無彩色）</td><td>10Y～10BG N（無彩色）</td><td colspan="2">10Y～10BG N（無彩色）</td></tr><tr><td>明度</td><td>4 以上</td><td>7 以上</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>彩度</td><td>4 以下</td><td>3 以下</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>サンプル カラー</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>					屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー		色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）		明度	4 以上	7 以上	全域		彩度	4 以下	3 以下	全域		サンプル カラー				
		屋 根	外壁、タンク、 煙突等	アクセント カラー																										
色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）																											
明度	4 以上	7 以上	全域																											
彩度	4 以下	3 以下	全域																											
サンプル カラー																														

地区名	良好な景観の形成に関する方針	建築物等の形態意匠に関する行為の制限																												
	テーマ・方針	色彩に関する基準																												
牧山地区	「一つのまちなみとして調和したまとまりのある景観形成」 ○小規模な工場が数多く集まる地区として一つのまとまった工場地景観となるよう留意する。 ○施設のメンテナンスに留意し、明るいイメージの景観形成を図る。 ○鉄道に沿った地区として、鉄道側にも表情をもった演出を図る。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。 <table><tr><td></td><td>屋 根</td><td>外壁、タンク、煙突等</td><td colspan="2">アクセントカラー</td></tr><tr><td>色相</td><td>10R～10Y N（無彩色）</td><td>10R～10Y N（無彩色）</td><td colspan="2">10R～10Y N（無彩色）</td></tr><tr><td>明度</td><td>全域</td><td>5 以上</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>彩度</td><td>4 以下</td><td>3 以下</td><td colspan="2">8 以下</td></tr><tr><td>サンプルカラー</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>					屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー		色相	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）		明度	全域	5 以上	全域		彩度	4 以下	3 以下	8 以下		サンプルカラー				
		屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー																										
色相	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）																											
明度	全域	5 以上	全域																											
彩度	4 以下	3 以下	8 以下																											
サンプルカラー																														
八幡地区	「北九州市の鉄鋼業発祥の地にふさわしい風格のある景観形成」 ○北九州市を代表する施設として、質の高いデザイン化を図る。 ○新しい時代の情報発信空間として、先端的なイメージの景観形成を図る。 ○大規模な施設群であるだけに、圧迫感のない景観形成に留意する。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以上かつ彩度1以下とする。 <table><tr><td></td><td>屋 根</td><td>外壁、タンク、煙突等</td><td colspan="2">アクセントカラー</td></tr><tr><td>色相</td><td>10Y～10BG N（無彩色）</td><td>10Y～10BG N（無彩色）</td><td colspan="2">10Y～10BG N（無彩色）</td></tr><tr><td>明度</td><td>4 以上</td><td>7 以上</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>彩度</td><td>4 以下</td><td>3 以下</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>サンプルカラー</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>					屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー		色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）		明度	4 以上	7 以上	全域		彩度	4 以下	3 以下	全域		サンプルカラー				
		屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー																										
色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）																											
明度	4 以上	7 以上	全域																											
彩度	4 以下	3 以下	全域																											
サンプルカラー																														
黒崎地区	「副都心にふさわしい明るいイメージの景観形成」 ○市街地からの近景を意識し、都市のランドマークとして工場施設のデザインにも考慮する。 ○市街地に隣接する工場地として、清潔で明るいイメージの景観形成を図る。 ○隣接する市街地と一体的なまちなみとして景観形成を図る。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とするやむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。 <table><tr><td></td><td>屋 根</td><td>外壁、タンク、煙突等</td><td colspan="2">アクセントカラー</td></tr><tr><td>色相</td><td>5BG～5PB N（無彩色）</td><td>5BG～5PB N（無彩色）</td><td colspan="2">5BG～5PB N（無彩色）</td></tr><tr><td>明度</td><td>全域</td><td>5 以上</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>彩度</td><td>4 以下</td><td>3 以下</td><td colspan="2">全域</td></tr><tr><td>サンプルカラー</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>					屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー		色相	5BG～5PB N（無彩色）	5BG～5PB N（無彩色）	5BG～5PB N（無彩色）		明度	全域	5 以上	全域		彩度	4 以下	3 以下	全域		サンプルカラー				
		屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー																										
色相	5BG～5PB N（無彩色）	5BG～5PB N（無彩色）	5BG～5PB N（無彩色）																											
明度	全域	5 以上	全域																											
彩度	4 以下	3 以下	全域																											
サンプルカラー																														

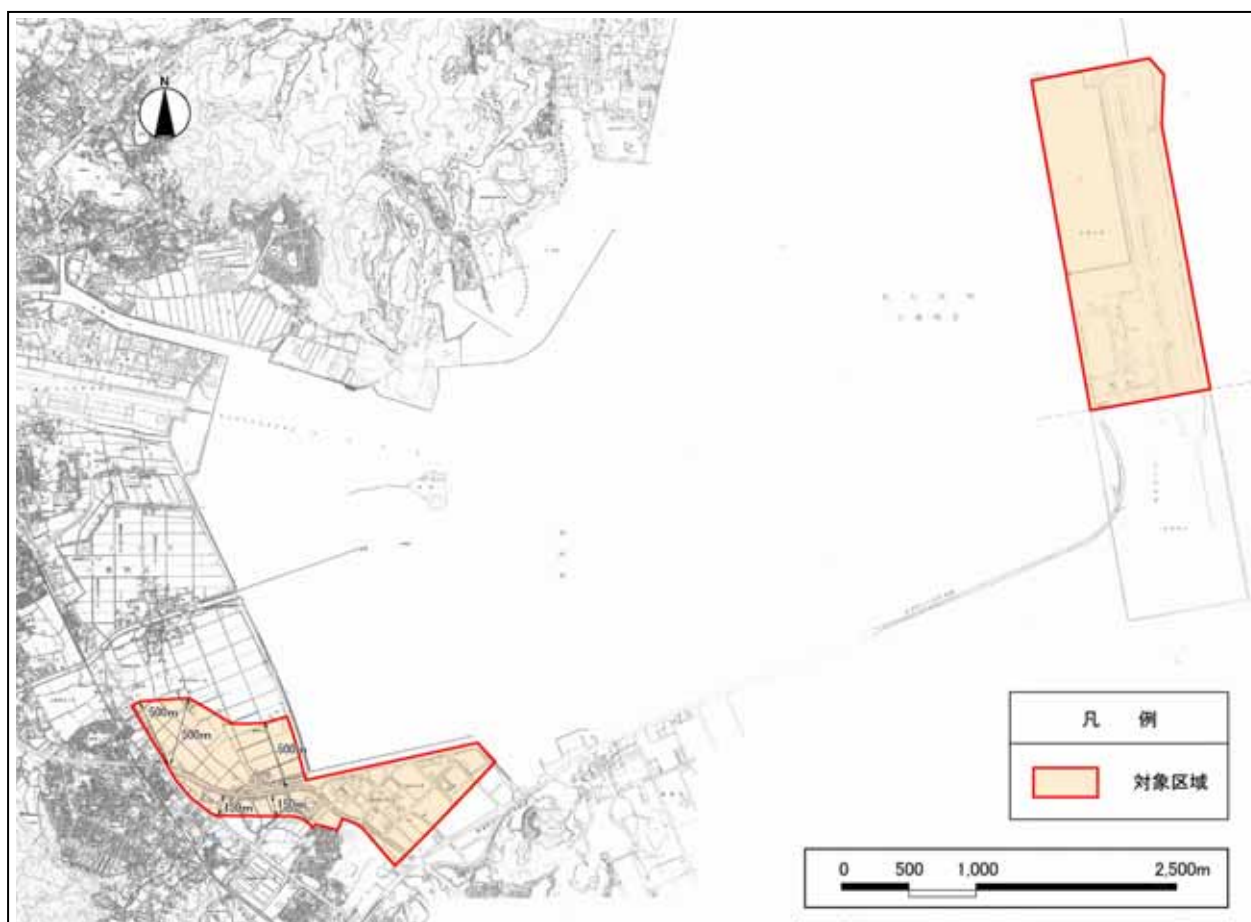
地区名	良好な景観の形成に関する方針	建築物等の形態意匠に関する行為の制限			
	テーマ・方針	色彩に関する基準			
藤ノ木地区	「新しい都市型ウォーターフロントにふさわしいまとまりのある景観形成」 - 市民に開かれた新しいウォーターフロントにふさわしい先端的なデザインに配慮する。 - 洞海湾を挟んで立地する工場群を意識しながら、背後に迫る緑を取り込んだまとまりの感じられる景観形成を図る。 - 隣接する市街地（特に住宅地）との調和を図る。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
			屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
		色相	10YR～10G N（無彩色）	10YR～10G N（無彩色）	10YR～10G N（無彩色）
		明度	全域	5 以上	全域
		彩度	4 以下	3 以下	全域
		サンプルカラー			
若松地区	「隣接する市街地に調和した魅力ある景観形成」 - 都心に近接する美しい自然、歴史の多く残る地区にふさわしいデザイン化を図る。 - 職・住が一体となった市街地空間として、落ち着いた、やすらぎの感じられる景観形成を図る。 - 隣接する市街地との連続性に留意する。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
			屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
		色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
		明度	全域	5 以上	全域
		彩度	4 以下	3 以下	10 以下
		サンプルカラー			
響灘地区	「雄大な響灘と調和したダイナミックな景観形成」 - 響灘の力強さ、躍動感あふれる自然環境に対応したダイナミックな景観形成を図る。 - 新しい埋立地にふさわしい明るく先端的なイメージの景観形成を図る。 - 施設相互の一体的調和に留意する。	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
			屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
		色相	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）
		明度	全域	5 以上	全域
		彩度	4 以下	3 以下	全域
		サンプルカラー			

(3) 北九州空港周辺景観形成誘導地域の良い景観の形成のための行為の制限に関する事項

1) 届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の 新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	○ 規模に関わらず全て
工作物の新設等	○ 建築確認申請を要するもの
その他、北九州空港地域周辺の景観を損なうおそれがあると市長が認めるもの。	

区域図



2) 良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針	
目標	「新しい玄関口にふさわしいもてなしの景観づくり」 ○訪れる観光客やビジネスマン等が九州を感じるころ ○空港を利用して帰ってきた人が「帰ってきたなぁ」と感じるころ
方針	1 海・山・田園・空への広がりを感じる開放感のある空間づくり 貫山、足立山をはじめとした遠くの山並みと、開放的な田園風景、周防灘への眺望を活かし、訪れた人が九州を体感できる空間、帰ってきた人がふるさとの風景を楽しめる空間とします。 2 周辺の風景と調和し、すっきりとしたまとまりのあるまちなみづくり 最先端の技術や情報、活力が集積する拠点として、周辺の山々のスカイラインや身近な緑などの周辺環境と調和し、緑あふれるすっきりとしたまとまりのあるまちなみとします。 3 新しい玄関口として印象に残る、落ち着いた景観づくり 沿道に立地する建物や屋外広告物等、ひとつひとつの質を高め、落ち着いた印象に残る景観とします。

3) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項

建築物等の形態意匠に関する行為の制限	
建築物等の配置・高さ	1 建築物等は、広がりを感じられるよう、できるだけ道路から後退して配置するよう努める。 2 建築物等の高さは、周辺環境や周辺の建築物と調和し、広がりを感じられるような高さとなるよう努める。
建築物等の色彩・素材等	1 建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するよう努める。 2 建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど、美しさを感じられるよう努める。 3 倉庫や工場などの大規模な建築物の壁面等は、色彩や形態に配慮し、周辺環境と調和するよう努める。
建築設備等	1 建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないよう努める。 2 自動販売機は、門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないよう努める。
緑化等	1 敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いを感じられるよう、樹木や花などの緑化に努める。 2 駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないよう努める。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 2 広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するよう努める。 3 広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるよう努める。

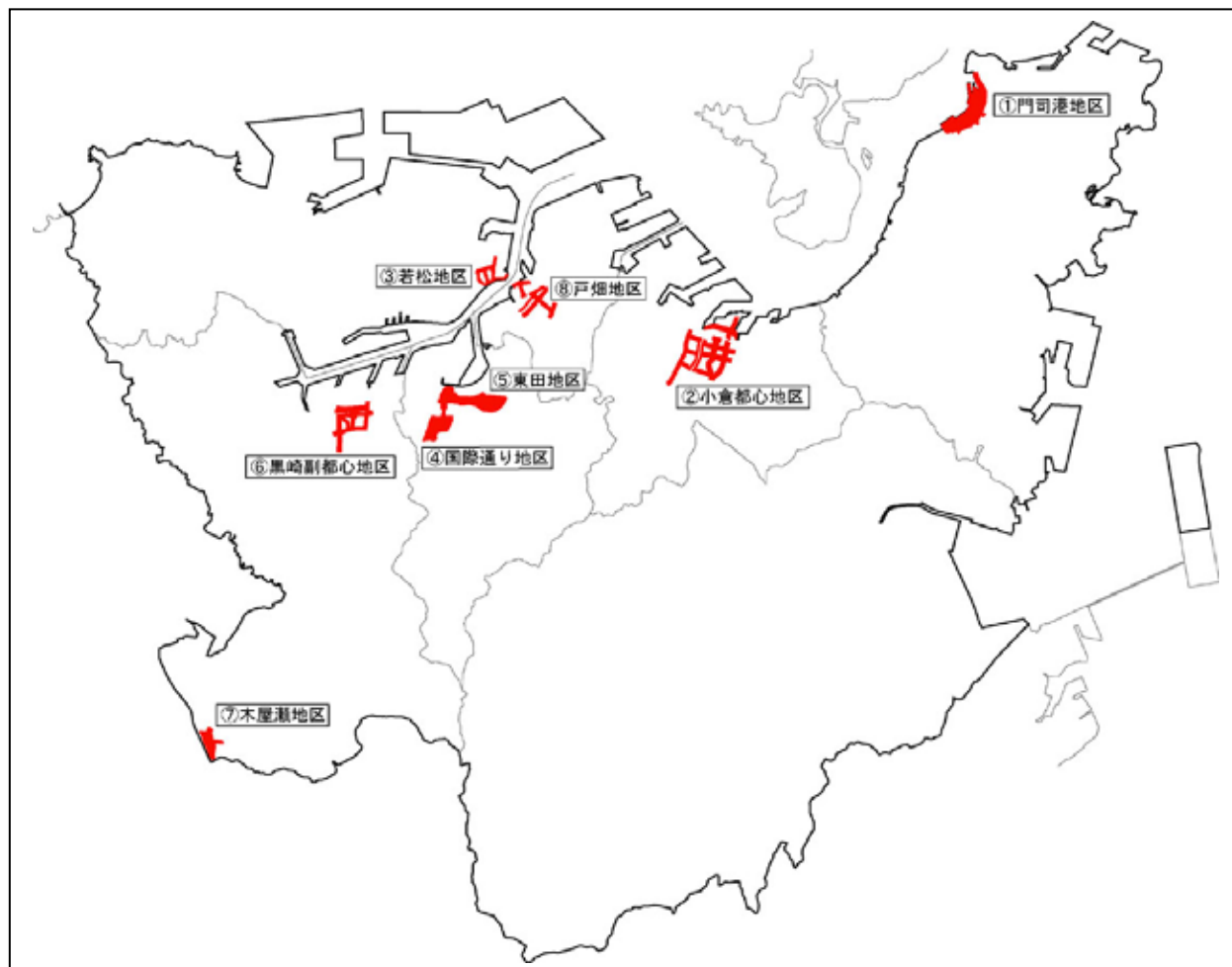
3．景観重点整備地区の指針

(1) 景観重点整備地区の対象区域

1) 景観重点整備地区の位置づけ

都市の顔づくりを進める地区、歴史や風土に根ざした良好な景観が形成されている地区など、景観上重要な地区で、建築物に対するきめ細かな基準による規制や、公共による重点的な景観整備等によりまちなみの景観向上を図る地区として、景観重点整備地区を指定します。景観計画に位置づける地区は、次の8地区とします。

図 対象区域



門司港地区



小倉都心地区



若松地区



国際通り地区



東田地区



黒崎副都心地区



木屋瀬地区



戸畑地区

2) 景観重点整備地区の指定の方針

前述の指定要件に基づき、景観重点整備地区の指定を検討します。その際は、市民や事業者との協議、意見聴取等を踏まえて指定します。

表 景観重点整備地区の指定の方針

地区の種類	地区の特徴	今後指定を検討する地区
都市の顔となる地区	駅周辺、産業拠点、各区の中心地、歴史的なまちなみが形成されている地区など、都市の顔としての景観形成を進める地区。	○折尾地区
市街地環境や自然環境の再生が特に必要な地区	歩いて暮らせるまちづくりを支える街なかの商店街や居住地、安全なまちづくりに向けて住環境の改善や竹林の管理等が必要な斜面地等、身近な生活環境の景観を再構築する地区。	
新たに市街地を形成する地区	都市政策上の必要性から創出される開発地や、産業構造の変化などに伴う大規模な土地利用転換地等、新たな市街地景観形成を計画的に進める必要がある地区。	○北九州学術研究都市地区 ○大里地区
良好な景観形成を目指す住宅地・集落地	生け垣や花木等による緑化や、地域の景観資源を活かしたまちなみづくり、建築物の素材や色彩等の調和に配慮した住宅地・集落地景観を目指す地区。	

(2) 景観重点整備地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1) 届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	○規模に関わらず全て
工作物の新設等	○建築確認申請を要するもの
その他、周囲の景観を損なうおそれがあると市長が認めるもの。	

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限

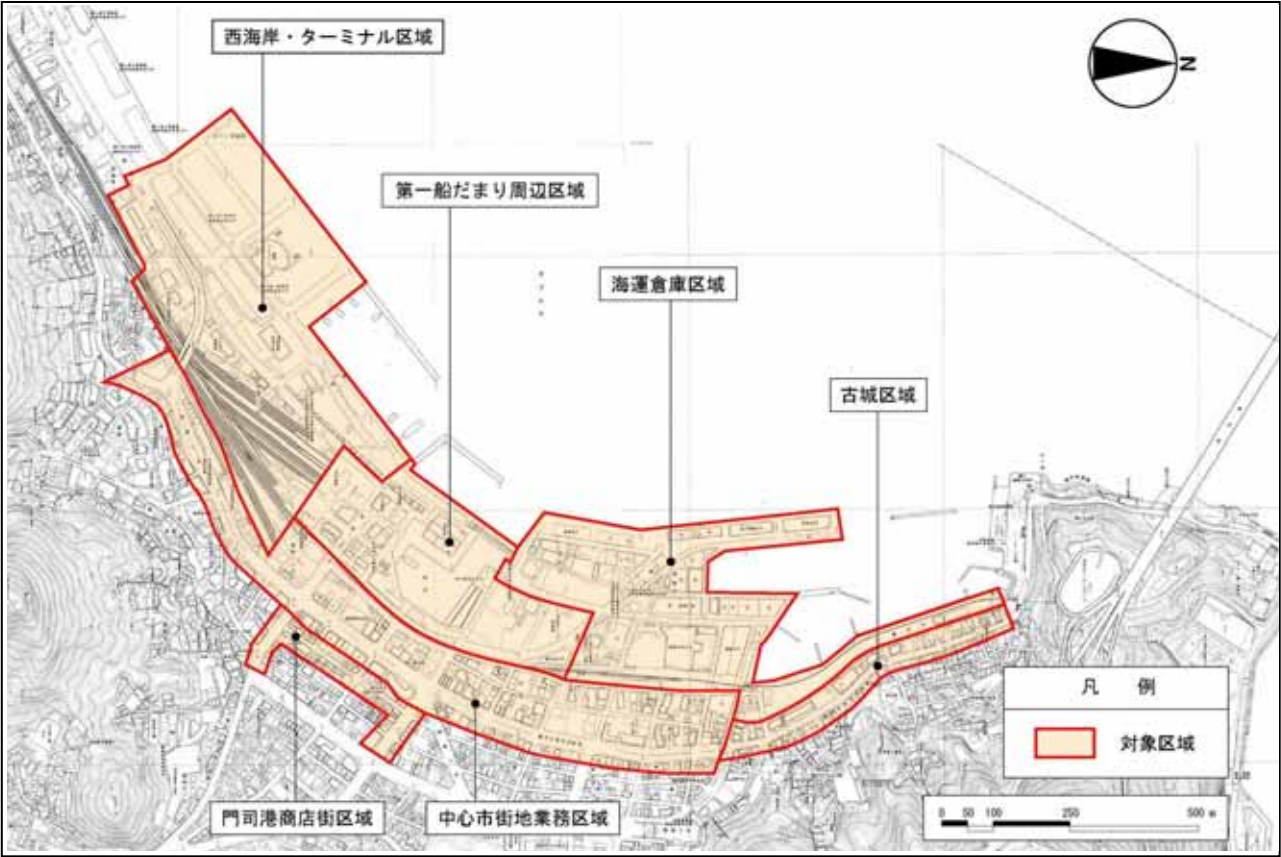
行為の制限は、それぞれ次頁以降に示すとおりです。

3) 変更命令の対象となる行為の制限

変更命令の対象となる行為の制限は、各地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限に定める事項において、当該地区の住民・事業者等と協議のうえ、地区の特性に応じて定めます。

門司区門司港地区

区域図



1) 良好な景観の形成に関する方針

【目標】

「九州の入り口、海峡の歴史とロマンを楽しむ港町」

【方針】

1 古城区域

「緑を活かした落ち着いたまちなみ」

和布刈神社及び和布刈公園への導入路となるこの区域は、海と山際の緑に挟まれた通りで、甲宗八幡神社及び斜面地の住宅等により、身近な通り空間が形成されている。

快適な歩行者空間の確保及び街路樹等による潤いの演出により、落ち着きと美しさを持った魅力ある道路空間をつくる。

2 海運倉庫区域

「産業景観の活力のあるまちなみ」

海運業が盛んであった頃の門司港をしのばせる倉庫群及び船だまりを有するこの区域は、港町として発展してきた門司港地区の歴史を今に伝えている。

海と市街地からの景観に配慮し、彩色等により活力を持ったまとまりのあるまちなみをつくる。

3 第一船だまり周辺区域

「歴史のロマンが薫る個性豊かなまちなみ」

明治時代におけるこの区域は、門司港地区の海と陸との接点として、風格ある建築物があったところである。今日この歴史的な区域を復元し、後世に残すため、レトロ建造物によるまちなみが形成されている。

1 レトロ建築物との調和及び水辺空間の活用により、港町を象徴する個性豊かなまちなみをつくる。

2 海、古城山及び風師山が眺望できる場所の確保を図る。

4 西海岸・ターミナル区域

「海に開かれた、わかりやすく活動的なまちなみ」

国道199号を軸として、西海岸埋立地区及びJR線路敷きを有するこの区域は、市街地の景観形成の導入部となっている。

1 レトロの玄関口にふさわしい個性あるまちなみをつくる。

2 開放的な親水空間の確保を図るとともに、海への眺望の確保を進めることにより、海及び海への眺望が生かされたゆとりのあるまちなみをつくる。

5 中心市街地業務区域

「都市の風格を感じさせるまちなみ」

門司港地区の南北の骨格をなす、かつて路面電車の通っていた通り（国道3号）沿いには、歴史的建造物が現在も点在している。その通りを中心とするこの区域は、大規模建造物が多く、都市的なまちなみが形成されている。

1 業務施設の立地誘導を図るとともに、壁面線の統一を進めることにより、整然とした美しさを持った風格のあるまちなみをつくる。

2 街路樹によるまちの骨格づくりにより、潤いのある道路空間をつくる。

3 歴史的建造物を活かした落ち着きのあるまちなみをつくる。

6 門司港商店街区域

「レトロの雰囲気を持つ、にぎわいのあるまちなみ」

門司港地区の中心的な商業集積地である栄町商店街を中心とするこの区域は、人通りが多く、賑わい及び界限性を持った景観が形成されている。

1 快適な歩行者空間の確保並びに賑わい及び界限性を生み出す演出により、楽しさと美しさを持った魅力ある道路空間をつくる。

2 レトロの雰囲気との連続性に配慮することにより、周辺区域と調和するまちなみをつくる。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

1 古城区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	
建築物の高さ	周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。 高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	落ち着いたまちなみを形成する形態とする。
屋根の形状及び色彩	背景となる自然と調和するよう、こす配屋根又はそれに準ずる形状とし、彩度の低い色を使用する。
外壁の材質及び色彩	周囲の自然と調和するよう落ち着いた質感豊かな材質とし、彩度の低い色を使用する。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 2 屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 3 屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	1 敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	1 屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 2 立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

2 海運倉庫区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
建築物の高さ	周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として35メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	港町の活力あるまちなみイメージを高める形態とする。
屋根の色彩	色彩は、関門景観形成地域 門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
外壁の色彩	色彩は、関門景観形成地域 門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 2 屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 3 屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	1 敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	1 屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 2 立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

3 第一船だまり周辺区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
建築物の高さ	周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として35メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	レトロ、港町のイメージを高めるまちなみを形成する形態とするよう努める。
屋根の色彩	色彩は、関門景観形成地域 門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
外壁の材質及び色彩	周囲の歴史的建築物等との調和を考慮した質感豊かな材質とし、色彩は、関門景観形成地域 門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 2 屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 3 屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	前面道路側から景観障害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	1 敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	1 屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 2 立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

4 西海岸・ターミナル区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
建築物の高さ	周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	第一船だまりにおけるレトロ、港町のイメージを高めるまちなみに調和した形態とする。
屋根の色彩	色彩は、関門景観形成地域 門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
外壁の材質及び色彩	周囲の歴史的建築物等との調和を考慮した質感豊かな材質とし、色彩は、関門景観形成地域 門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 2 屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 3 屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	前面道路側から景観障害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	1 敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	1 屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 2 立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

5 中心市街地業務区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	
建築物の配置	国道及び県道沿いでは、隣接する建築物の壁面線にそろえるよう努める。
建築物の高さ	周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として35メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	歴史的雰囲気と調和した風格あるまちなみを形成する形態とする。
屋根の形状及び色彩	周囲の建築物に調和するよう努める。
外壁の材質及び色彩	歴史的建造物と調和した風格あるまちなみになるよう質感豊かな材質及び色彩とする。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 2 屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 3 屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	前面道路側から景観障害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	1 敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	1 屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 2 立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

6 門司港商店街区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

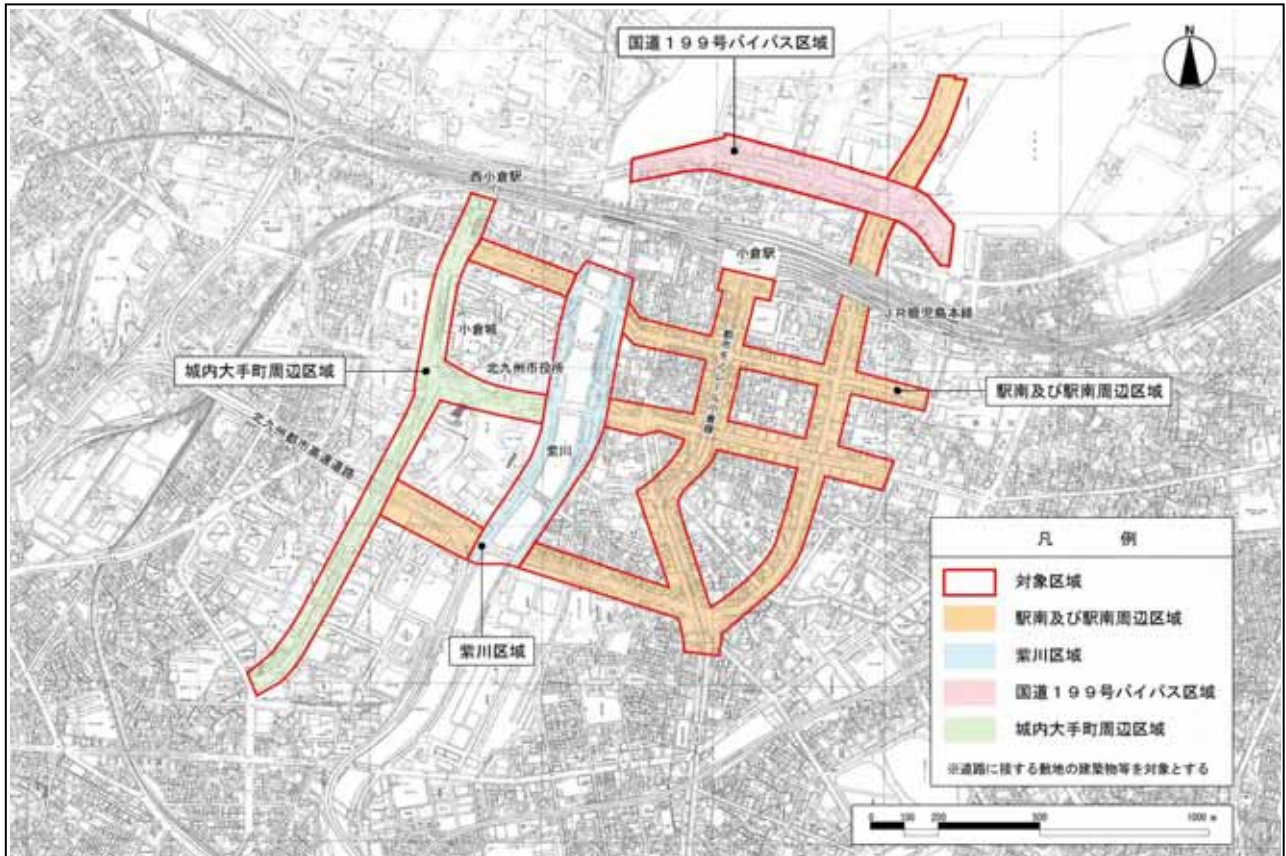
建築物の高さ	周辺の山及び丘陵地への眺望並びに山及び丘陵地から海への開放的な眺望を確保する高さとするとともに、周辺へ圧迫感を与えない量感とするよう努める。高さは、原則として 35 メートル以下とする。ただし、公共性及び公益性が高く景観に特別配慮したものは、別途市との協議によるものとする。
形態	地域の都市景観の形成に配慮したものとする。
屋根の形状及び色彩	周囲の建築物に調和するよう努める。
外壁の材質及び色彩	1 周囲の景観と調和した材質とするとともに、賑わい及び界限性を演出するよう努める。 2 色彩は、彩度の低い色を基本とする。シャッターを設ける場合は、できる限り透過性よいシースルーシャッター等を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立上げ、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調とする等、建築物との調和に十分配慮する。 2 屋上に付帯する設備は、山、丘陵地等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。 3 屋外階段は、建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
ベランダ	前面道路側から景観阻害物が見えないように工夫する。また、花、樹木等で緑化に努める。
外構及び植栽	1 敷地、窓辺等においては、快適性及び潤いを高めるよう樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するよう位置、高さ、緑化等を工夫する。
駐車場	1 屋外駐車場（駐車スペース及びピロティ利用の駐車場を含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等道路側から見た景観に配慮する。 2 立体駐車場は、周辺の建築物との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

小倉北区小倉都心地区

区域図



1) 良好な景観の形成に関する方針

【目標】

「国際性、繁華性、歴史性など豊かな都市の表情を持つまち」

【方針】

1 駅南及び駅南周辺区域

「にぎわいのある、表情豊かな都市型市街地景観の創造」

ＪＲ小倉駅を中心に都市型市街地として形成されたこの地区は、金融・商業・業務施設等が集積する北九州市の「顔」であるとともに、地区内には平和通り及び小文字通りをはじめとする幹線道路が通り、モノレール・鉄道と合わせ、交通の拠点ともなっている。

- 1 駅及び駅前広場周辺を市の顔となるように象徴的な演出を行う。また、駅前と連続性及び回遊性のある洗練された緑豊かな歩行者環境づくりを行う。
- 2 都心にふさわしい風格と表情豊かな賑わいのあるまちなみを形成する。

2 紫川区域

「紫川に開かれた、うるおいと快適に満ちた水景都市の形成」

北九州市のシンボルのひとつである紫川、その両岸に位置するこの地区では、小倉城、勝山公園等の緑やオープンスペースを十分活用し、紫川に開かれた、潤いと快適さに満ちた美しい水辺景観を創出する。

- 1 両岸の建物を紫川に顔を向けた建築物とし、対岸からの景観に配慮する。
- 2 小倉城をはじめとする地域の歴史性を景観づくりに取り入れ、地区景観を更に特徴づける。
- 3 賑わいのある商業地又は水辺、緑、広場等を心地よい気分で散策できるように歩道などネットワーク化し、回遊性を高め、紫川を軸とした魅力ある水景都市を創出する。

3 国道 199 号バイパス区域

「海に開かれた、都市的で、ダイナミックなまちなみ景観の形成」

この地区は、周辺に比較的規模の大きいホテル、西日本総合展示場、国際会議場等が立地しており、海に開かれたダイナミックな市街地を形成している。

- 1 国際性と風格のある都会的まちなみを創出すると共に、海からの顔になるシンボリックな風景を目指す。
- 2 その眺望を活用し、散策が楽しめる開放的な水際線を演出する。

4 城内大手町周辺区域

「紫川と一体となり、緑と文化の香りが漂う、落ち着いたまちなみ景観の創造」

この地区は、紫川と一体となった緑豊かな勝山公園があり、付近には市役所をはじめとする様々な公共施設が集中している、その中には市立中央図書館、厚生年金会館等の文化関連施設もみられ、市民の文化活動の拠点にもなっている。

- 1 敷地の緑化を進め、緑豊かな環境づくりを目指す。
- 2 大きな街区規模を生かした、ゆとりと風格のあるまちなみ形成を図る。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

1 駅南及び駅南周辺区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	
建築物の配置	道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
建築物の高さ	200 万都市圏の中核としてふさわしい、量感のある洗練されたまちなみを形成するために、北九州市の玄関口にあたる JR 小倉駅から南にのびる平和通りの沿道の建物については、中高層建築物へと移行を図る。
入り隅	街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみ景観づくりに大きな影響を与えるので、壁面をかどから離したり、入り隅をつくる等により街かどに楽しさ及び美しさをつくるよう工夫する。
形態	1 周囲の景観と調和する形態に工夫する。 2 建物の 1 階部分の形態については、可能な限り賑わいを演出し、賑わいの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、商店等のシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるように、できるだけ透過性のよいシースルーシャッターを使用するよう努める。
外壁の材質及び色彩	1 材質は退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 前面道路から見える建築物の側壁については、建築物の正面との調和に配慮する。 3 色彩は、道路及び周辺と調和させる。
ベランダ	中高層住宅におけるベランダは、景観障害物が前面道路側から見えないように工夫する。
日除けテント	色・デザイン等に配慮し、まちなみ全体と調和させる。
外構及び植栽	1 屋内駐車場の出入り口は、前面道路側に設けないようにする。やむを得ず前面道路側に設置する場合は、まちなみの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、屋外駐車場（駐車スペースを含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等で道路から見た景観に配慮するものとする。 2 建物及び敷地の緑化に努め、快適性や潤いを高める。 3 柵及びネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑の配置等のデザインを工夫する。
建築設備	屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立ち上げ、ルーバー等で目隠ししたり、壁面と同一色調とするなど、周囲との調和に十分配慮する。また、高架からの車窓、周囲の建物等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。
屋外階段	建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

2 紫川区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	
建築物の配置	道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
入り隅	街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみ景観づくりに大きな影響を与えるので、壁面をかどから離したり、入り隅をつくる等により街かどに楽しさ及び美しさをつくるよう工夫する。
形態	1 周囲の景観と調和する形態に工夫する。 2 建物の1階部分の形態については、可能な限り賑わいを演出し、賑わいの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、商店等のシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるように、できるだけ透過性のよいシースルーシャッターを使用するよう努める。
外壁の材質及び色彩	1 材質は退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 河岸・対岸から見える側壁については、建築物正面との調和に配慮する。 3 基調となる色は、緑豊かな紫川周辺の環境と調和させるため、彩度を低く抑える。
ファサード	潤いのある快適性に満ちた河岸空間を創出するため、紫川沿いの建物については、河岸側の面も顔となるように建物に表情をつける。その場合は、周囲との調和にも十分に配慮する。
ベランダ	中高層住宅におけるベランダは、景観障害物が河岸・対岸側から見えないように工夫する。
日除けテント	色・デザイン等に配慮し、まちなみ全体と調和させる。
外構及び植栽	1 屋内駐車場の出入り口は、河岸側に設けないようにする。やむを得ず河岸側に設置する場合は、まちなみの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、屋外駐車場(駐車スペースを含む。)を設置する場合は、河岸側に植栽を施す等で河岸・対岸から見た景観に配慮するものとする。 2 建物及び敷地の緑化に努め、快適性や潤いを高める。 3 柵及びネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑の配置等のデザインを工夫する。
建築設備	屋上又は外壁に付帯する諸設備は、河岸・対岸から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立ち上げ、ルーバー等で目隠ししたり、壁面と同一色調とするなど、周囲との調和に十分配慮する。また、高架からの車窓、周囲の建物等からの眺望(俯瞰)にも配慮する。
屋外階段	建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

3 国道 199 号バイパス区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	
建築物の配置	道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
入り隅	街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみ景観づくりに大きな影響を与えるので、壁面をかどから離したり、入り隅をつくる等により街かどに楽しさ及び美しさをつくるよう工夫する。
形態	1 周囲の景観と調和する形態に工夫する。 2 建物の 1 階部分の形態については、可能な限り賑わいを演出し、賑わいの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、商店等のシャッターを道路側に設ける場合は、歩道からショーウィンドウがのぞけるように、できるだけ透過性のよいシースルーシャッターを使用するよう努める。
外壁の材質及び色彩	1 材質は退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 前面道路から見える建築物の側壁については、建築物の正面との調和に配慮する。 3 色彩は道路及び周辺と調和させる。
ベランダ	中高層住宅におけるベランダは、景観障害物が前面道路側から見えないように工夫する。
日除けテント	色・デザイン等に配慮し、まちなみ全体と調和させる。
外構及び植栽	1 屋内駐車場の出入り口は、前面道路側に設けないようにする。やむを得ず前面道路側に設置する場合は、まちなみの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、屋外駐車場（駐車スペースを含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等で道路から見た景観に配慮するものとする。 2 建物及び敷地の緑化に努め、快適性や潤いを高める。 3 柵及びネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑の配置等のデザインを工夫する。
建築設備	屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立ち上げ、ルーバー等で目隠ししたり、壁面と同一色調とするなど、周囲との調和に十分配慮する。また、高架からの車窓、周囲の建物等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。
屋外階段	建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
眺望	楽しく、快適性に満ちた道路空間を創出するため、沿道の建物については、道路側の面が顔となるように建物に表情をつけよう配慮する。また、海及び車窓から見た建物の景観も配慮し、道路と反対側に位置する壁面についても、単調にならないようにそのデザインを工夫する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

4 城内大手町周辺区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

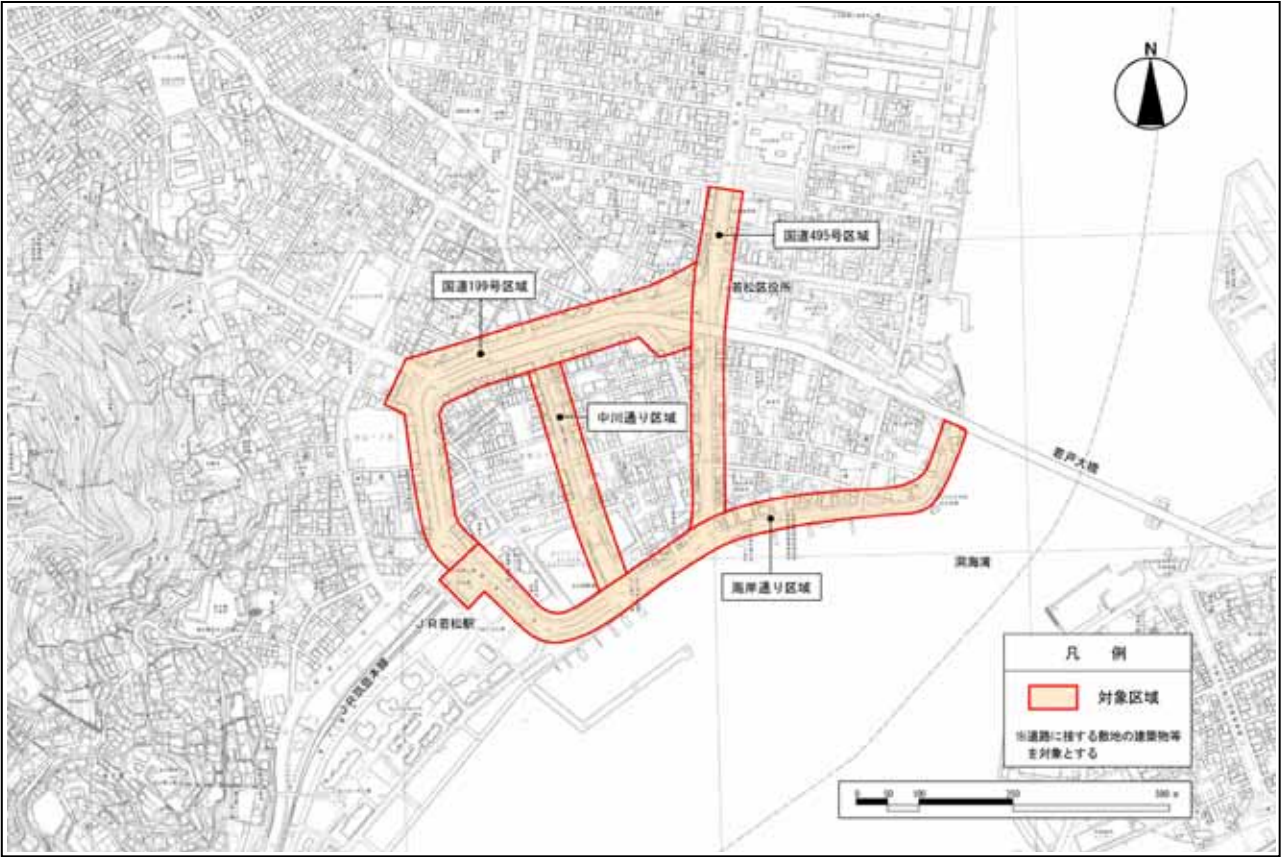
建築物の配置	道路に面する建築物の外壁は、一階部分を後退させるなど、開放感のあるスペースを確保するよう努める。
入り隅	街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみ景観づくりに大きな影響を与えるので、壁面をかどから離したり、入り隅をつくる等により街かどに楽しさ及び美しさをつくるよう工夫する。
形態	周囲の景観と調和するよう形態に工夫する。
外壁の材質及び色彩	1 材質は退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 前面道路から見える建築物の側壁については、建築物の正面との調和に配慮する。 3 色彩は、地区のもつ歴史性及び文化性と調和した落ち着いた色調とする。
ベランダ	中高層住宅におけるベランダは、景観障害物が前面道路側から見えないように工夫する。
日除けテント	色・デザイン等に配慮し、まちなみ全体と調和させる。
外構及び植栽	1 屋内駐車場の出入り口は、前面道路側に設けないようにする。やむを得ず前面道路側に設置する場合は、まちなみの連続性が途切れないよう十分配慮する。また、屋外駐車場（駐車スペースを含む。）を設置する場合は、道路側部分に植栽を施す等で道路から見た景観に配慮するものとする。 2 建物及び敷地の緑化に努め、快適性や潤いを高める。 3 柵及びネットフェンスは、設置しない。やむを得ず設置する場合は周囲のまちなみと調和するよう、位置、高さ、緑の配置等のデザインを工夫する。
建築設備	屋上又は外壁に付帯する諸設備は、前面道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出させる場合は、壁面立ち上げ、ルーバー等で目隠ししたり、壁面と同一色調とするなど、周囲との調和に十分配慮する。また、高架からの車窓、周囲の建物等からの眺望（俯瞰）にも配慮する。
屋外階段	建築物本体と一体感を保つデザインとする等、調和に十分配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

若松区若松地区

区域図



1) 良好な景観の形成に関する方針

【目標】

「洞海湾の歴史と商業地のにぎわいを楽しむ水辺のまち」

【方針】

1 海岸通り区域

「海と港町の歴史的な雰囲気を楽しめる海岸通り」

洞海湾に面し、石炭の積出港として栄えた当時の建築物が残されているこの区域は、若松地区の歴史を感じさせる通りである。この区域は、久岐の浜ニュータウンから連続するウォーターフロントの整備が進められ、海岸沿いの散策の場として良好な歩行者空間が形成されている。

- 1 海・対岸から見た景観に配慮したまちなみを形成する。
- 2 歴史的建築物を活かしたまちなみを形成する。
- 3 海に開かれた魅力的な歩行者空間を形成する。

2 国道199号区域

「若松地区の玄関にふさわしい風格と活力をもつ通り」

銀行、店舗等が立地し、商業・業務空間を形成しているこの地区は、若戸大橋から若松地区への玄関口に当たる通りである。この区域は、若松市役所、中心商店街、JR若松駅等を結び、この区域の若戸大橋入口付近からは、高塔山の緑の斜面が望める。

- 1 若戸大橋から若松地区への玄関にふさわしいまちなみを形成する。
- 2 若松地区の中心地区にふさわしい活力あるまちなみを形成する。
- 3 潤いと賑わいのある快適な歩行者空間を形成する。

3 国道495号区域

「海と行政文化エリアを結ぶうるおいと海を感じさせる通り」

官公庁施設のほか、商業施設、業務施設、住宅等が立地しているこの区域は、若松区役所、若松郵便局等と海岸通りを結ぶ通りである。この区域は、低層の建築物が多く、この区域の南側からは、洞海湾及び対岸の戸畑区が望める。

- 1 海岸通りの歴史的なまちなみに配慮した景観を形成する。
- 2 海へのつながりを生かしたまちなみを形成する。
- 3 海と行政文化エリアを結ぶ潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。

4 中川通り区域

「海と中心商業地を結ぶにぎわいのある通り」

主として商業施設が立地しているこの区域は、若松地区の商業地と海とを結ぶ通りである。この区域の北側は商業施設が集積しており、南側は新しい商業地域として開発が進んでいる。

- 1 海岸通りの歴史的なまちなみに配慮した景観を形成する。
- 2 海と中心商業地を結ぶ賑わいと魅力あふれる商業空間を形成する。
- 3 海へのつながりを生かしたまちなみを形成する。
- 4 ゆとりのある歩行者空間を形成する。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

1 海岸通り区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	
建築物の配置	通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態	1 水際線の建築物は、海への眺望に配慮する。 2 歴史的建造物の周辺は、その建築物の雰囲気と調和する形態とする。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 外壁は、できる限りレンガ・タイル・自然石等の質感ある材料を用いる。 4 色彩については、臨海部産業景観形成誘導地域 若松地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	1 外壁に付帯する設備又は通りとの境界に設置する設備は、通りから見えないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう工夫する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 3 屋上に付帯する諸設備は、通り及び海から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面の立ち上げで目隠しをする等通り及び海から見た景観に配慮する。
ベランダ	通りからの景観障害物が見えないように工夫する。
外構及び植栽	1 建築物等の前面に広場を設ける場合には、歩道と一体的に利用できるように開放感の創出に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周辺のまちなみと連続性及び通りから見た景観に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう配慮する。 4 立体駐車場の形態、色彩等は、周辺の地域の特色を示す建築物、若戸大橋及び高塔山との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

2 国道199号区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態	建築物の中高層部は、できる限り風格を感じさせる形態とする。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 建築物の中高層部の外壁は、できる限りレンガ・タイル、自然石等の質感のある材料を用いる。 4 建築物の外壁の色彩については、彩度の低い色を使用するよう努める。 5 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
建築設備及び屋外階段	1 外壁に付帯する設備又は通りとの境界に設置する設備は、通りから見えないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう工夫する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 3 屋上に付帯する諸設備は壁面の立ち上げで目隠しをする等通り及び若戸大橋から見た景観に配慮する。
ベランダ	通り及び若戸大橋上から景観障害物が見えないように工夫する。
外構及び植栽	1 建築物等の前面に広場を設ける場合には、歩道と一体的に利用できるように開放感の創出に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。 3 通りと建築物等の敷地との境界部は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周辺のまちなみと連続性及び通りから見た景観に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう配慮する。 4 立体駐車場の形態、色彩等は、周辺の地域の特色を示す建築物、若戸大橋及び高塔山との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

3 国道495号区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	通りから建築物の低層部の外壁を後退させるよう努める。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 建築物の外壁の色彩については、彩度の低い色を使用するよう努める。特に中高層部の壁面の色彩は、海岸通りのからの眺望に配慮する。
建築設備及び屋外階段	1 外壁に付帯する設備又は通りとの境界に設置する設備は、通りから見えないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう工夫する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 3 屋上に付帯する諸設備は、通り及び対岸から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面の立ち上げで目隠しをする等通り及び対岸から見た景観に配慮する。
ベランダ	通りから景観障害物が見えないように工夫する。
外構及び植栽	1 建築物等の前面に広場を設ける場合には、歩道と一体的に利用できるように開放感の創出に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。 3 通りと建築物等の敷地との境界部は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周辺のまちなみと連続性及び通りから見た景観に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう配慮する。 4 立体駐車場の形態、色彩等は、周辺の地域の特色を示す建築物、若戸大橋及び高塔山との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

4 中川通り区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

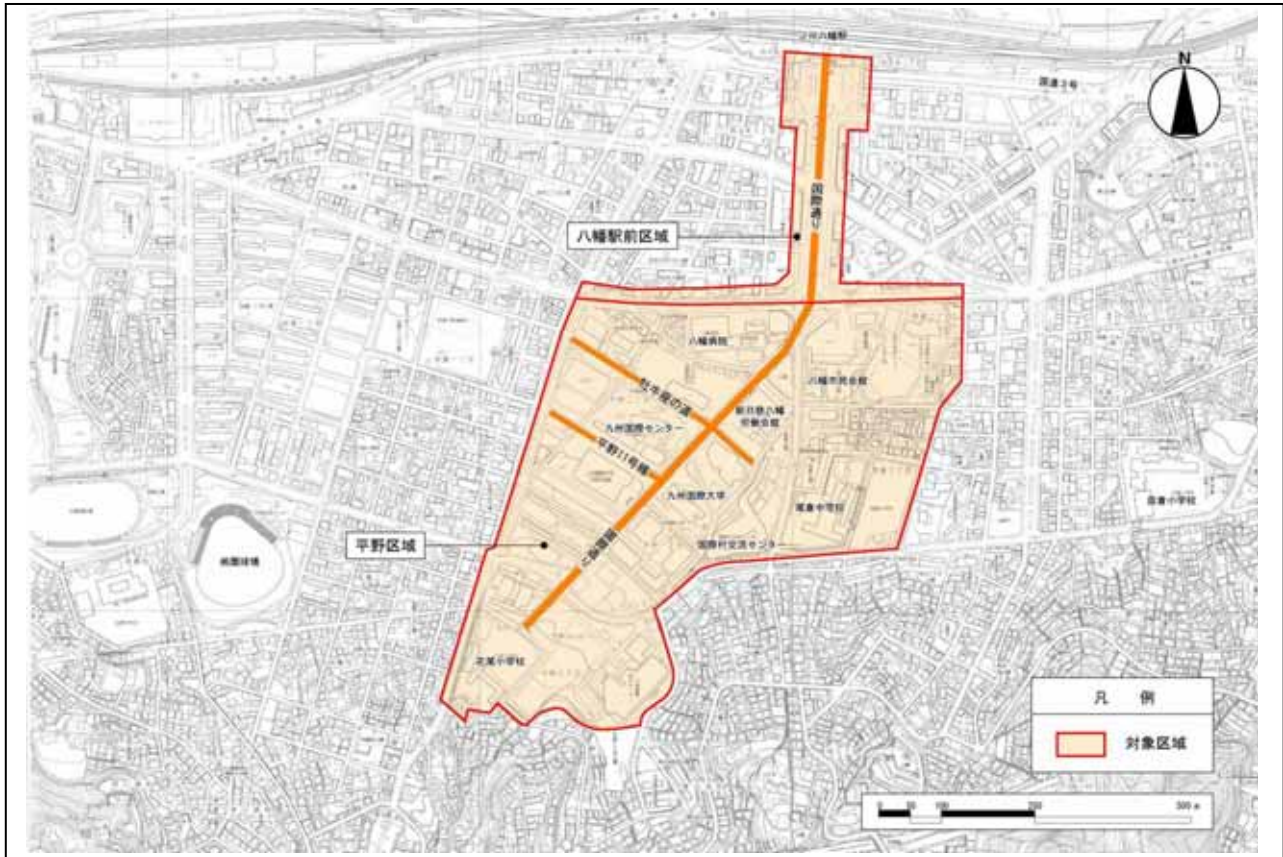
建築物の配置	通りから建築物の低層部の外壁を後退させるよう努める。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 建築物の外壁の色彩については、彩度の低い色を使用するよう努める。特に中高層部の壁面の色彩は、海岸通りのからの眺望に配慮する。 4 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
建築設備及び屋外階段	1 外壁に付帯する設備又は通りとの境界に設置する設備は、通りから見えないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう工夫する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 3 屋上に付帯する諸設備は、通り及び対岸から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面の立ち上げで目隠しをする等通り及び対岸から見た景観に配慮する。
ベランダ	通りから景観障害物が見えないように工夫する。
外構及び植栽	1 建築物等の前面に広場を設ける場合には、歩道と一体的に利用できるように開放感の創出に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。 3 通りと建築物等の敷地との境界部は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周辺のまちなみと連続性及び通りから見た景観に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう配慮する。 4 立体駐車場の形態、色彩等は、周辺の地域の特色を示す建築物、若戸大橋及び高塔山との調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

八幡東区国際通り地区

区域図



1) 良好な景観の形成に関する方針

【目標】
「国際性豊かなまちなみと若々しさのあるまち」
【方針】
若者が集まり、世界の人々がふれあうまちなみの形成を目指す。
国際通り地区は、帆柱山・皿倉山を背景とする自然環境により、街に落ち着きとうるおいを醸し出している。
この豊かな自然環境を背景として、国際色豊かな地区特性を活かし、ゆとりやうるおいのある個性豊かなまちづくりを進める。
1 ゆとりとふれあいのある通りをつくる。
学術、研修、文化の拠点として、世界の若者が集い、語らうゆとりのスペースを確保し、活気あふれる空間をつくる。
2 恵まれた自然景観を生かし、楽しさと美しさをもった魅力あるまちなみをつくる。
建築物の意匠や歩道のサイン、ストリートファニチュアの配置、デザインを工夫し、美しく整ったまちなみをつくる。
また、建築物前面の緑化や歩道の緑化を進め、自然環境の緑と連続する緑豊かなうるおいの空間をつくる。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

1 八幡駅前区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限	
建築物の配置及び形態	1 建築に当たっては、敷地前面の道路や周辺の景観の向上に役立つよう、その配置及び形態を工夫する。 2 道路に接する建築物の外壁又は1階部分は、できるだけ後退し、歩道と連続性のあるゆとりのスペースを確保する。 3 街かどに接する建築物は、人の導き部分となり、まちなみの景観づくりに大きな影響を与えることになる。壁面をかどから離したり入隅をつくるなど、街かどに楽しさや美しさを感じさせる工夫をする。 4 塔屋等を設ける場合は、建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。
建築物の外壁の材質及び色彩	1 外壁の材質は、汚れが目立たず退色の少ない材料を用いる。 2 色彩は、緑の多い環境に調和する色調とする。また、皿倉山からの眺望を考慮し、屋上面の色彩にも配慮する。
建築設備等	1 屋上に付帯する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。また、皿倉山からの眺望を考慮し、壁面の立ち上げや目隠しをするなど、景観に配慮する。 2 外壁に付帯する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、目隠しを設けたり、壁面と同一の色調とするなど、建築物全体と調和させる。 3 地上に設置する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、生垣などの目隠しを設ける。 4 付属建築物（車庫、駐車場、倉庫等）は、計画的に配置し、色彩やデザインを本体建築物と調和させる。 5 また、道路付近に建てる場合は、周囲を緑化とするなど周辺と調和させる。

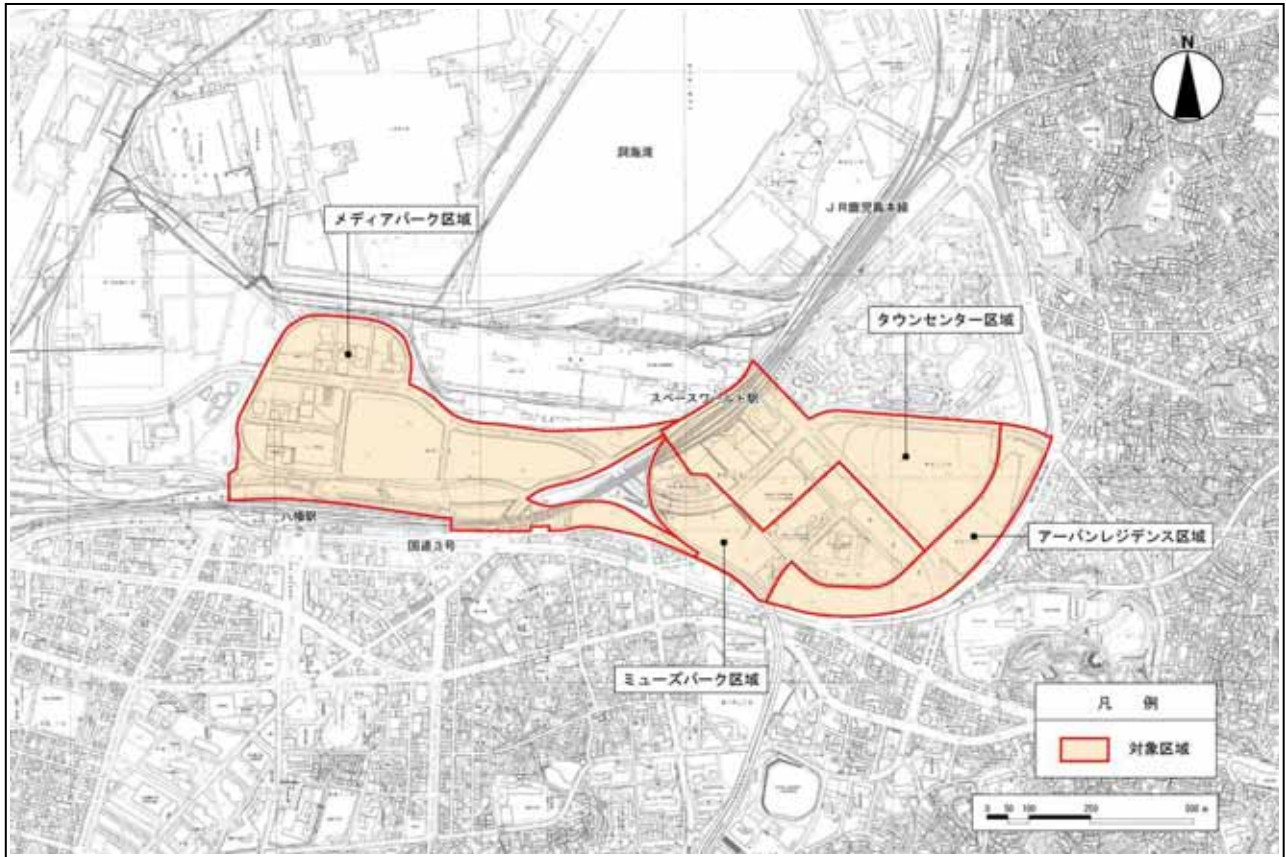
外構及び植栽	1 道路と建築物等の敷地の境界部には、ゆとりのスペースを確保するなど、開放感のあるものにするよう努める。 2 道路に面して柵やフェンスは設置しない。やむを得ず設置する場合は、位置、高さ、形態、緑化等に配慮する。 3 屋外駐車場は、道路に接する部分を植栽するなど、道路から見た景観を大切にする。
その他	1 国際通りに面する建築物の1階部分は、ショーウィンドウを設けるなど、賑わいのあるまちなみとなるよう配慮する。また、シャッターの意匠については、閉店後もまちなみの一部となるよう形態、彩色、図柄等を工夫する。 2 窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

2 平野区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限	
建築物の配置及び形態	1 建築に当たっては、敷地前面の道路や周辺の景観の向上に役立つよう、その配置及び形態を工夫する。 2 道路に接する建築物の外壁又は1階部分は、できるだけ後退し、歩道と連続性のあるゆとりのスペースを確保する。 ア 国際通りに面する建築物の外壁又はそれに代わる柱の面及び門扉又は塀は、当該道路境界から4メートル以上後退する。 イ 牡牛座の道及び平野 11 号線に面する建築物の外壁又はそれに代わる柱の面及び門扉又は塀は、当該道路境界線から2メートル以上後退する。 3 塔屋等を設ける場合は、建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。
建築物の外壁の材質及び色彩	1 外壁の材質は、汚れが目立たず退色の少ない材料を用いる。 2 色彩は、緑の多い環境に調和する色調とする。また、皿倉山からの眺望を考慮し、屋上面の色彩にも配慮する。
建築設備等	1 屋上に付帯する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。また、皿倉山からの眺望を考慮し、壁面の立ち上げや目隠しをするなど、景観に配慮する。 2 外壁に付帯する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、目隠しを設けたり、壁面と同一の色調とするなど、建築物全体と調和させる。 3 地上に設置する諸設備は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、生垣などの目隠しを設ける。 4 付属建築物（車庫、駐車場、倉庫等）は、計画的に配置し、色彩やデザインを本体建築物と調和させる。 5 また、道路付近に建てる場合は、周囲を緑化とするなど周辺と調和させる。
外構及び植栽	1 道路と建築物等の敷地の境界部には、ゆとりのスペースを確保するなど、開放感の

	あるものにするよう努める。 2 道路に面して柵やフェンスは設置しない。やむを得ず設置する場合は、位置、高さ、形態、緑化等に配慮する。 3 屋外駐車場は、道路に接する部分を植栽するなど、道路から見た景観を大切にする。 4 通り沿いの敷地については、以下のような配慮をし、良好な景観形成に努める。 ア 国際通り沿いの敷地 (ア) 国際通りに沿って幅 4 メートルをグリーンベルトとし、低木（常緑樹）を植栽する。 (イ) 道路と敷地の高低差は緩やかな法面で処理し、高さ 0.6 メートル以上の擁壁は設置しない。 (ウ) 敷地内に国際通りと連続する歩道を設ける場合は、国際通りの仕上げ（色彩、材質等）と調和させる。 (エ) 国際通り沿いにストリートファニチュアを設置する場合は、デザイン、材質、色彩等に配慮する。 イ 牡牛座の道及び平野 11 号線沿いの敷地 (ア) 牡牛座の道及び平野 11 号線に沿って幅 2 メートルに低木（常緑樹）等を植栽する。 (イ) 道路と敷地の高低差はゆるやかな法面で処理し、緑化する。 (ウ) 車両出入口は、できるだけ牡牛座の道側に設けない。 (エ) 敷地出入口部分は、牡牛座の道及び平野 11 号線の仕上げ（色彩、材質等）と調和させる。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

八幡東区東田地区

区域図



1) 良好な景観の形成に関する方針

【目標】

「産業・文化・生活が融合した新都市創造拠点」

【方針】

1 タウンセンター区域

「楽しさと多様性を創造するにぎわいのあるまちなみ」

JRスペースワールド駅を中心とする駅前型商業施設等で構成される地区

- 1 賑わいやフェスティバル性に富んだハイセンスな景観の形成を目指す。
- 2 多様性や変化に富んだ楽しさを演出する景観形成を目指す。
- 3 東田大通り線として統一感に配慮した景観形成を目指す。

2 ミューズパーク区域

「文化と生活の融合した楽しさが感じられるまちなみ」

自然史博物館をはじめとした文化施設等が立地する地区

- 1 文化施設等によって醸成される、歴史的・文化的雰囲気を感じさせる品格のある景観形成を目指す。
- 2 緑豊かな落ち着いた景観形成を目指す。
- 3 商業施設等は、落ち着いた雰囲気の中にもフェスティバル性の醸成等にも配慮した景観形成を目指す。
- 4 東田大通り線として統一感に配慮した景観形成を目指す。

3 アーバンレジデンス区域

「うるおいとやすらぎが感じられるまちなみ」

東田地区の外郭を取り巻く地区であり、周辺市街地と近接し、快適な住環境の都市型住宅等により構成される地区

- 1 緑豊かで良好な環境の中に、空間全体に調和の感じられる景観形成を目指す。
- 2 周辺地区へ良い影響を与えるよう他地区からの見え方に配慮した景観形成を目指す。
- 3 東田大通り線として統一感に配慮した景観形成を目指す。

4 メディアパーク区域

「多様な機能がこちよく調和し、時代の先端性が感じられるまちなみ」

JR八幡駅に面した広がりのある平坦地であり、業務、商業施設等の多様な機能で構成される地区

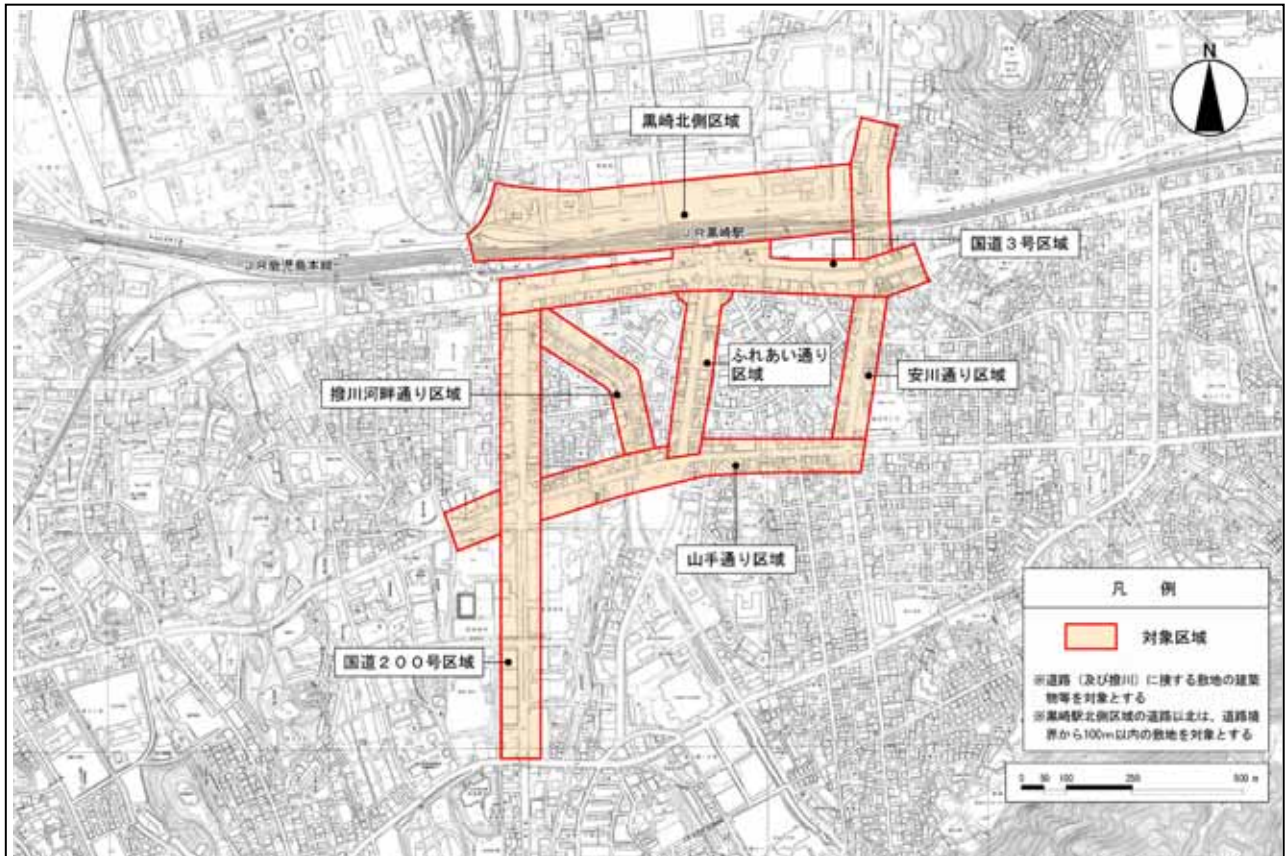
- 1 メディアをテーマにした時代の先端性が感じられる複合機能型市街地景観の形成を目指す。
- 2 緑豊かな開放的な市街地景観の形成を目指す。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

全区域共通	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	
建築物の配置	1 開放的な交差点造りを行うため、幹線道路の交差点に面する建築物は、セットバック空間を確保するよう努める。 2 前面道路から建築物の外壁をできる限り後退させ、ゆとりと開放感を演出するよう努める。 3 ランドマークとなる1901高炉、スペースシャトルの見え方に配慮する。 4 東田大通り線に面する建築物は、隣接する建築物の壁面線にそろえるよう努める。
形態	1 建築物の形態は、区域の景観形成方針を実現するよう、質の高いデザインに努める。 2 シャッターを設ける場合はデザインの工夫をし、パイプシャッター等の透過性の高いものを用いる等閉鎖的にならないよう努める。
材質及び色彩	1 建築物の色彩は、統一感のある、落ち着いた低彩度の色調となるよう努める。 2 周辺の景観及び建築物との調和に配慮する。 3 退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 4 敷地内の舗装部、照明灯、車止め等は、原色を使用しないよう努める。 5 建築物の外壁は、できる限りタイル、自然石等の質感のある材料を使用し、その素材感を生かすよう努める。
建築設備等	1 屋上又は外壁に付帯する建築設備は、前面道路側から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ず見える位置に設置する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、色調の配慮を行い目立たなくするよう努める。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建物本体と一体感を保つデザインとなるよう配慮する。 3 ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ず見える位置に設置する場合は、覆い等で目隠しをしたり、色調の配慮を行い目立たなくするよう努める。
外構及び植栽	1 敷地境界部に柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。 2 敷地外構は、道路等の公共空間の仕上げ等と一体感及び連続性に努める。 3 開放的な緑化空間を形成するように樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	1 屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの調和及び通りからの景観に配慮する。 2 通りに面して屋内駐車場、駐輪場を設ける場合は、壁面等のデザインを工夫し周囲のまちなみに調和させるよう配慮する。 3 立体駐車場等を設置する場合は、周辺の建築物やまちなみとの調和に配慮する。 4 東田大通り線に面して、できる限り立体駐車場等を設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺の建築物やまちなみとの調和に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

八幡西区黒崎副都心地区

区域図



1) 良好な景観の形成に関する方針

【目標】

「洗練されたまちなみを軸ににぎわいの広がる副都心」

【方針】

1 ふれあい通り区域

「副都心の顔となるシンボルロード」

大型商業施設や銀行等が立地し、黒崎駅から南にのびる商業軸を形成しているこの区域は、訪れる人に第一印象を与える黒崎副都心の顔といえる通りとなっている。400年の伝統をもつ黒崎祇園山笠の舞台ともなっている。

- 1 副都心の顔にふさわしいシンボル性をもつまちなみを形成する。
 - (1)高度利用されたまとまった規模の質の高い建築物等が立地する、副都心にふさわしい都会的な顔づくりを行う。
 - (2)スカイラインをそえる等駅前デッキからの眺望に配慮する。
 - (3)ゆとりある歩行者空間とする。
 - (4)駅前の交差点部分はエントランスとしてゆとりのある開放的な空間の確保、特徴的な交差点空間の形成に配慮する。
 - (5)プランターなどを利用して花や樹木による通りの潤いを演出する。
- 2 副都心の中心市街地にふさわしい賑わいのあるまちなみを形成する。
 - (1)建築物の低層部を中心に賑わいをもたせる。
 - (2)歩行者の溜まりの空間を確保する。
 - (3)中心市街地の回遊性を確保する。
 - (4)夜間の明るさを確保する。
- 3 山笠の舞台に配慮したまちなみを形成する。
 - (1)山笠の映えるまちなみとなるよう、建築物壁面の色彩等に配慮する。
 - (2)ゆとりのある道路幅員を確保するとともに、街路樹等は、祭りの空間の確保などに配慮する。
- 4 長崎街道等の地域の歴史文化に配慮したまちなみを形成する。
 - (1)長崎街道の歴史を生かしたまちなみを形成する。

2 国道3号区域

「副都心の玄関にふさわしい風格をもつ通り」

黒崎と小倉・門司、折尾・福岡方面とを結ぶ広域都市軸であり、沿道には大型商業施設や業務ビル等が立地している。この区域には、JR駅やバスターミナルが位置し、黒崎副都心の玄関にあたる通りとなっている。

- 1 副都心の玄関にふさわしい風格あるまちなみを形成する。
 - (1)建築物等は高度利用されまとまった規模の風格を感じさせるものとなるよう努める。
 - (2)駅前デッキからの眺望に配慮し、副都心の玄関口にふさわしい景観を形成する。
- 2 副都心の玄関としてゆとりのある歩行者空間と潤いをもつまちなみを形成する。
 - (1)ゆとりのある歩行者空間を確保する。
 - (2)国道200号、安川通りとの交差点部は黒崎中心部へのエントランスとしてゆとりのある開放的な空間の確保、特徴的な交差点空間の形成に配慮する。
 - (3)中心商業地の回遊性を確保し人の流れを作る。
 - (4)通りに接する部分は、緑化等により潤いをもたせる。
 - (5)まちなみの連続性に配慮する。

3 国道200号区域

「副都心の入口として人々をもてなすうまいが感じられる通り」

ホテルや業務ビル、店舗等が立地しているこの区域は、直方・飯塚方面から黒崎に至る通りであり、黒崎副都心の入口にあたる通りである。

- 1 副都心の入口にふさわしい都市らしさが感じられるまちなみを形成する。
 - (1)建築物等は高度利用されまとまった規模の都市らしさが感じられるものとなるよう努める。
 - (2)商業・業務施設の集積により都市的な賑わいをもたせる。
 - (3)質の高い建築物のデザイン及び広告物デザインとなるよう配慮する。
 - (4)黒崎バイパスのランプ等からの眺望に配慮した黒崎副都心の入口にふさわしい景観を形成する。
 - (5)山手通りとの交差点部は黒崎中心部へのエントランスとしてゆとりのある開放的な空間の確保、特徴的な交差点空間の形成に配慮する。
- 2 人々をもてなす潤いのあるまちなみを形成する。
 - (1)国道200号に沿って豊かな緑の軸線を形成する。

4 山手通り区域

「人々が交流し、黒崎の歴史や文化を感じさせる通り」

区役所、ホテル等が立地するこの区域では、文化・交流拠点地区の計画も進められており、黒崎副都心の文化・行政軸といえる通りである。マンション等住宅も多く立地し、周辺の住宅地と結び東西の生活軸でもある。また、長崎街道の面影を残す曲里の松並木や岡田神社の入口に面している。

- 1 交流の場にふさわしいゆとりのある歩行者空間と潤いをもつまちなみを形成する。
 - (1)交流の場としてゆとりある歩行者空間を確保する。
 - (2)歩行者の溜まりの空間を確保する。
 - (3)ふれあい通りとの交差点部は交流の場としてゆとりある開放的な空間の確保、特徴的な交差点空間の形成に配慮する。
 - (4)通りに接する部分は、緑化等により潤いをもたせる。
- 2 副都心の文化・行政軸にふさわしい質の高い沿道景観と賑わいをもつまちなみを形成する。
 - (1)質の高い建築物デザイン及び広告物デザインとなるよう配慮する。
 - (2)建築物の低層部を中心に賑わいをもたせる。
- 3 長崎街道等の地域の歴史文化に配慮したまちなみを形成する。
 - (1)曲里の松並木、岡田神社の参道等を生かしたまちなみ形成をする。

5 安川通り区域

「海・山と結ぶ人々が集いにぎわう通り」

生活に密着した店舗が多く立地するこの区域は、黒崎祇園山笠の舞台ともなり、人とのふれあいを感じさせる通りとなっている。北は洞海湾、南は帆柱・皿倉山系に至る海・山と結ぶ通りでもある。

- 1 人のふれあいと賑わいを感じさせる魅力ある商業空間を形成する。
 - (1)建築物の低層部を中心に賑わいをもたせる。
 - (2)ゆとりと人のふれあいを感じさせる買物空間を形成する。
 - (3)山手通りとの交差点部は黒崎中心部へのエントランスとしてゆとりある開放的な空間の確保、特徴的な交差点空間の形成に配慮する。
 - (4)藤田の商店街を含む中心商業地の回遊性に配慮する。
- 2 帆柱・皿倉山系の緑と調和するまちなみを形成する。
 - (1)通りから見える帆柱・皿倉山系の斜面の緑との調和に配慮する。
 - (2)帆柱・皿倉山系への視界を阻害しないよう配慮する。
- 3 山笠の舞台に配慮したまちなみを形成する。
 - (1)山笠の映えるまちなみとなるよう、建築物壁面の色彩等に配慮する。
 - (2)ゆとりのある道路幅員を確保するとともに、街路樹等は祭り空間の確保などに配慮する。
- 4 長崎街道等の地域の歴史文化に配慮したまちなみを形成する。
 - (1)長崎街道の歴史を生かしたまちなみを形成する。

6 撥川河畔通り区域

「水や緑に親しみ憩える通り」

黒崎副都心のほぼ中央を南北に流れる撥川沿いのこの区域は、比較的低層の住宅系と商業系の建物が混在し、黒崎副都心の中心市街地にあって落ち着いた佇まいの通りとなっている。撥川では、親水空間整備のプロジェクトが進められている。また、通りの北側からは皿倉山が望める。

- 1 潤いや落ち着いた雰囲気を感じられ、親水性を高めるまちなみを形成する。
 - (1)撥川沿いに緑豊かな散策空間を形成する。
 - (2)撥川及び通り沿いの建築物等は親水空間との調和に配慮する。
- 2 皿倉山の緑と調和するまちなみを形成する。
 - (1)通りから見える皿倉山の緑との調和に配慮する。
 - (2)皿倉山への視界を阻害しないよう配慮する。

7 黒崎駅北側区域

「躍動感があり、楽しさが感じられる車窓風景」

工場が建ち並ぶこの区域は、本社施設や体育館、グラウンドなど比較的人の往来のある施設も立地する通りとなっている。ＪＲ線からの車窓景観を通して、黒崎副都心の景観イメージの形成に大きな影響を持つ通りである。

- 1 副都心のイメージを高めるような車窓景観を演出する。
 - (1)工場施設デザイン等についてＪＲ線等の車窓景観に配慮する。
- 2 豊かな緑をもつ開放的な産業空間を形成する。
 - (1)通りに沿って緑豊かなオープンスペースを確保する。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

1 ふれあい通り区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	
建築物の配置	1 通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。 2 歩行者の溜まりの空間として建築物の前面に広場を設けるよう努める。 3 交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める。
建築物の高さ	隣接する建築物との高さの調和に配慮する。
形態	1 周辺の景観と調和する形態とする。 2 建築物の低層部の商業・業務系店舗は、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。また、夜間の照明時間の延長に努める。 3 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 交差点部の建築物の外壁は、通り側と交差する道路側との連続性に配慮する。 4 外壁はできる限りタイル、自然石等の質感のある材料を使用する。 5 外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。高彩度の色を使用する場合は、その面積の割合、デザイン等に配慮する。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるように配慮する。
日除けテント	大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構及び植栽	1 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。 2 通りに接する部分は、樹木、花等による演出に努める。
駐車場等	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

2 国道3号区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	1 通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。ただし、敷地の規模等により、これによりがたい場合は、建築物の低層部だけでもできる限り、後退させるものとする。 2 交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める。
形態	1 周辺の景観と調和する形態とする。 2 建築物の低層部の商業・業務系店舗は、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。 3 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 交差点部の建築物の外壁は、通り側と交差する道路側との連続性に配慮する。 4 外壁はできる限りタイル、自然石等の質感のある材料を使用する。 5 外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるように配慮する。
日除けテント	大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構及び植栽	1 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。 2 通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けてはいけない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

3 国道 200 号区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	1 通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。ただし、敷地の規模等により、これによりがたい場合は、建築物の低層部だけでもできる限り、後退させるものとする。 2 交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める。
形態	1 周辺の景観と調和する形態とする。 2 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるように配慮する。
日除けテント	大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構及び植栽	1 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。 2 通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

4 山手通り区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	1 通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。ただし、敷地の規模等により、これによりがたい場合は、建築物の低層部だけでもできる限り、後退させるものとする。 2 歩行者の溜まりの空間として建築物の前面に広場を設けるよう努める。 3 交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める
形態	1 周辺の景観と調和する形態とする。 2 建築物の低層部の商業・業務系店舗は、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。 3 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるように配慮する。
ベランダ	通りから空調室外機、洗濯物等の景観障害物が見えないように工夫する。
日除けテント	大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構及び植栽	1 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。 2 通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

5 安川通り区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	1 通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。ただし、敷地の規模等により、これによりがたい場合は、建築物の低層部だけでもできる限り、後退させるものとする。 2 歩行者の溜まりの空間として建築物の前面に広場を設けるよう努める。 3 交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める
形態	1 周辺の景観と調和する形態とする。 2 建築物の低層部の商業・業務系店舗は、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。(JR線より北側の区域を除く。) 3 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 交差点部の建築物の外壁は、通り側と交差する道路側との連続性に配慮する。 4 外壁は彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 2 屋外階段は、通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるように配慮する。
ベランダ	通りから空調室外機、洗濯物等の景観障害物が見えないように工夫する。
日除けテント	1 大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。 2 帆柱・皿倉山系への視界を阻害しないよう配慮する。
外構及び植栽	1 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。 2 通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。
駐車場等	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

6 撥川河畔通り区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

建築物の配置	1 撥川及び通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。 2 交差点に面する建築物は、入隅等を設けるよう努める。
形態	撥川の親水空間等周辺の景観と調和する形態とする。
材質及び色彩	1 周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 退色の少ない、汚れが目立たない材料を用いる。 3 建築物には、撥川の親水空間や皿倉山の緑と調和するよう、彩度の低い色を使用するよう努める。
建築設備及び屋外階段	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。 2 屋外階段は、撥川及び通りから見えない位置に設置するか、建築物本体と一体感を保つデザインとなるように配慮する。
ベランダ	撥川及び通りから空調室外機、洗濯物等の景観障害物が見えないように工夫する。
日除けテント	1 大きさ、位置、色彩等その建築物及び周辺のまちなみとの調和に配慮する。 2 皿倉山への視界を障害しないよう配慮する。
外構及び植栽	1 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。 2 撥川及び通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 3 樹木等はできる限り季節感を演出する種類とする。
駐車場等	1 駐車場、空き地等は、できる限り撥川及び通りに面して設けない。 2 屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りからの見え方に配慮する。 3 通りに面して屋内駐車場を設ける場合は、出入口の幅を最小限とし、また壁面デザインを周囲のまちなみに調和させる等まちなみの連続性に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

7 黒崎駅北側区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

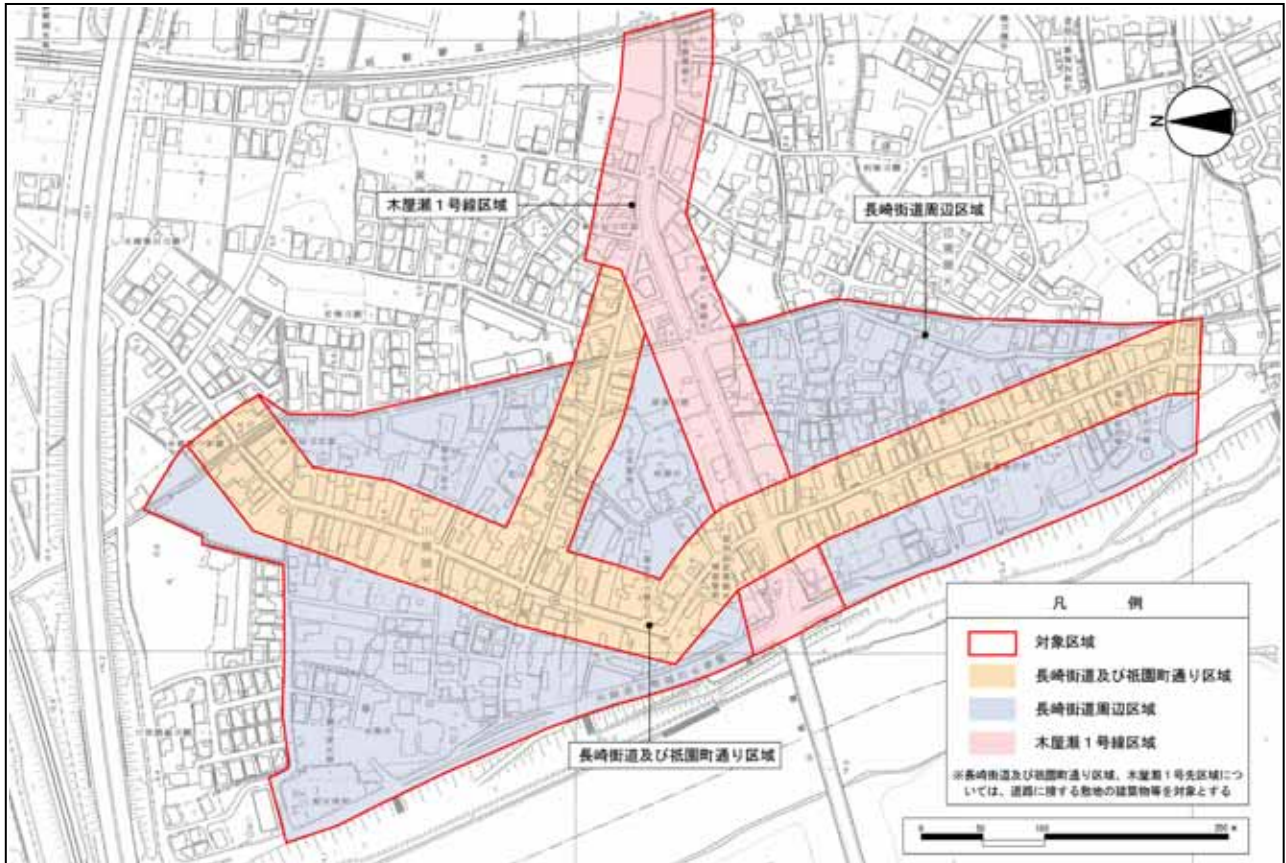
建築物の配置	通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態	建築物等のデザインは、JR 線及び黒崎バイパスからの車窓景観等に配慮し、質の高いものとなるよう努める。
材質及び色彩	建築物の色彩等は、臨海部産業景観形成誘導地域 黒崎地区の色彩基準によるものとする。
建築設備及び屋外階段	屋上又は外壁に付帯する諸設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、周囲のまちなみとの調和に十分配慮する。また、駅前デッキ、黒崎バイパス、周囲の建築物等からの眺望に配慮する。
外構及び植栽	1 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲のまちなみと調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。 2 通りに接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 3 緑化に用いる樹木はできる限り高木も配植するよう努める。
駐車場等	屋外駐車場（ピロティ利用の駐車場を含む。）を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲のまちなみとの連続性及び通りや車窓からの見え方に配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

八幡西区木屋瀬地区

区域図



1) 良好な景観の形成に関する方針

【目標】 「旧長崎街道の歴史と文化を伝えるまち」
【方針】 宿場町木屋瀬の歴史を活かした街並みの形成を目指す。ここ木屋瀬は、宿場町に起源する町割、宅地割、建造物を残しながら、明治期から対象、昭和にかけて活力を保ち続けてきた。 長崎街道を中心に継承されてきた歴史的建造物や環境遺産を活かしながら、歴史を積み重ねてゆくまちづくりを進める。 1 歴史的な情緒を生かしたまちづくりを進める。 2 木屋瀬らしさを象徴する建築物を保全し、風格のある街並みをつくる。また、木屋瀬らしさをかんじさせるように建築物を修景し、歴史的な街並みをつくる。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

1 長崎街道及び祇園通り区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限	
配置	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
階数	原則として、表構えは木造とし、階数は2階建て（最高高さ10メートル）以下とする。
屋根	原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根葺き材は、棧瓦葺きを基本とし、はでなものは使用しない。
軒 庇 外壁 腰壁	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。
開口部1階 開口部2階 戸袋 基礎	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。
色彩	白、黒、灰色、濃い茶色、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。
樋 土間(外部)	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。
塀・垣 門	歴史的風致を著しく損なわないものとする。伝統的作法に習い、建物本体と調和した味わいのあるものとする。
植栽・外構	歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。
建築設備	道路等公共の場所から見える部分に露出しない。やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをする。
車庫・駐車場	用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合には、原則として車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以内とし、建具等は、伝統的様式に調和した格子戸等にするものとする。原則として、建物の壁面後退は、敷地の間口の2分の1以下に限り、その前を駐車場とすることができるが、その前面に街並み壁面線に沿った門及び塀を設ける。出入口は、板戸、格子等の歴史的風致に調和したものとする。道路に対して直角駐車を原則とする。簡易な屋根付き駐車場を設置する場合は、形態及び色彩を歴史的風致と調和するものにする。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	歴史的風致を著しく損なわないものとする。具体的な内容については、別途、住民が定める協定等によるものとする。

2 長崎街道周辺区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限	
配置	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
階数	原則として、3階建て以下とし、軒高の限度を10メートルとする。
屋根	原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根葺き材は、桟瓦葺きを基本とし、はでなものは使用しない。
軒 庇 外壁 腰壁	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。
開口部1階 開口部2階 戸袋 基礎	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。
色彩	白、黒、灰色、濃い茶色、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。
樋 土間(外部)	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。
塀・垣 門	歴史的風致を著しく損なわないものとする。伝統的作法に習い、建物本体と調和した味わいのあるものとする。
植栽・外構	歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。
建築設備	道路等公共の場所から見える部分に露出しない。やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをする。
車庫・駐車場	歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根付き駐車場は建築物の外部意匠と同様の配慮をするものとする。外駐車場（駐車スペースを含む。）は、周囲を植栽及び塀で囲い車を露出させないようにし、その規模、意匠において周辺の景観に調和させる。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	歴史的風致を著しく損なわないものとする。具体的な内容については、別途、住民が定める協定等によるものとする。

3 木屋瀬1号線区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限	
配置	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
階数	原則として、道路から10メートルまでの範囲は、3階建て以下とする。
屋根	原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根葺き材は、桟瓦葺きを基本とし、はでなものは使用しない。
軒 庇 外壁 腰壁	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。
開口部1階 開口部2階 戸袋 基礎	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。

色彩	白、黒、灰色、濃い茶色、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。
樋 土間(外部)	歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲の街並み景観に調和したものとする。
塀・垣 門	歴史的風致を著しく損なわないものとする。伝統的作法に習い、建物本体と調和した味わいのあるものとする。
植栽・外構	歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。
建築設備	道路等公共の場所から見える部分に露出しない。やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをする。
車庫・駐車場	歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根付き駐車場は建築物の外部意匠と同様の配慮をするものとする。外駐車場（駐車スペースを含む。）は、周囲を植栽及び塀で囲い車を露出させないようにし、その規模、意匠において周辺の景観に調和させる。駐車場入り口は、できるだけ1か所とし、歩道の切り下げ範囲をできるだけ少なくする。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	歴史的風致を著しく損なわないものとする。具体的な内容については、別途、住民が定める協定等によるものとする。

3) 歴史的建造物等の修理・修景基準

木屋瀬地区においては、地区の歴史的な街並みを保全するため、建築物の形態意匠に関する行為の制限の他に、歴史的建造物等の修理・修景基準を定めます。

修理基準は、市景観指定建造物の改築、修繕、模様替え、色彩の変更等を行う際に、外観の復元又は保全を図るための基準です。

また、修景基準は、市景観指定建造物以外の建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え、色彩の変更等を行う際に、当該建築物の外観を周囲の歴史的景観と調和させるための基準です。

1 修理基準	
対象建造物：市景観指定建造物	
対象区域：木屋瀬地区内の全区域	
建築物等の形態意匠に関する事項	
配置	原則として、外観を現状維持し、又は旧状に復元修理する。内部空間についても道路から見える範囲については復元に努め、又は外観に調和するように修景する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については長崎街道及び祇園町通り区域の修景基準（以下単に「修景基準」という。）によるものとする。
階数	原則として、外観を現状維持し、又は旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については修景基準によるものとする。
屋根	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については修景基準によるものとする。
軒 庇 外壁 腰壁	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については修景基準によるものとする。また、1階開口部については、現在の要求に応じて、修景基準によることもできる。

開口部 1 階 開口部 2 階 戸袋 基礎 色彩	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については修景基準によるものとする。また、1 階開口部については、現在の要求に応じて、修景基準によることもできる。
樋 土間(外部)	修景基準によるものとする。
塀・垣 門	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については修景基準によるものとする。
植栽・外構	原則として、現状維持に努める。
建築設備	道路等公共の場所から見えないように設置する。
車庫・駐車場	原則として、車の出入りは裏通りからとし、用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合には、車庫に供する部分を主屋間口の 2 分の 1 以内とする。また、建具等は、伝統的様式に調和した格子戸等にするものとする。
屋外広告物の表示等に関する事項	
共通事項	当該歴史的建造物と調和したものとする。

2 修景基準 対象建造物：市景観指定建造物以外 対象区域：長崎街道及び祇園通り区域	
建築物等の形態意匠に関する事項	
配置	原則として、建物の主要な壁面は、街並み壁面線（道路境界から 50 センチメートル前後）を維持して建てる。ただし、付属屋は、この限りでない。建物が面していない街並み壁面線には、門及び塀を設ける。
階数	原則として、表構えは木造とし、階数は 2 階建（最高高さ 10 メートル）以下とする。
意匠	表構えを周囲の状況に合わせて、妻入り又は平入とする。1 階の表構えに下屋又は庇を設ける。
屋根	周囲の街並みに合わせ、切妻造り又は入母屋造りとする。屋根はこう配屋根とし、こう配は周囲の歴史的建造物のこう配に合わせる。屋根葺き材は、銀黒色の棧瓦葺きを基本とする。棟高さ、軒高、下屋高さは、周囲の状況に合わせる。
軒	建物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏及び傍軒は、漆喰塗箆め、化粧板張り（せがい造り）、化粧垂木野地板露し等伝統的様式にならう。
庇	建物本体と調和する庇の出、こう配とする。銀黒色の棧瓦葺きを基本とする。軒裏は、化粧縦板張り又は化粧垂木野地板露しとする。
外壁	大壁造りの白漆喰塗り又は鼠漆喰塗り、ささら子下見板張り又は縦板張り等とする。船板壁が張られていたところは原形を尊重する。妻壁は、漆喰塗り又は下見板張りとする。
腰壁	通りに面する 1 階外壁は、真壁とすることができる。腰壁を張る場合は、下見板張り、縦板張り等本体に調和するものとする。

開口部 1 階	建具は、主屋柱筋、庇柱筋に木製ガラス戸引違いとする。木製格子をつけることができる。また、枠付き格子戸ははめ込みとすることができる。出入口は、木製ガラス戸引違いを基本とする。ガラスはめ込み木製出窓とすることができる。アルミサッシをやむを得ず使用する場合は、色付き（濃茶系）サッシを使用する。ショーウィンドウは、街並みのにぎわいに貢献し、伝統的雰囲気潤いを加えるようにデザインする。店舗等開放部分でもやむを得ない場合は、可能な限り木製ガラス戸引違い等に近いものとする。シャッターを設ける場合は、シャッターボックスは外部に露出しないよう工夫し、外壁及び他の開口部に調和する塗装を施す。
開口部 2 階	設置箇所は、外壁のバランスを考慮して、連続窓、独立窓等伝統的様式にならう。木製障子戸、木製ガラス戸引違い又は引き込み戸とする。鋼製又は木製格子、手すり、小庇、鉄扉を付けることもできる。アルミサッシをやむを得ず使用する場合は、色付き（濃茶系）サッシを使用する。雨戸を付ける場合は、開き戸、外壁内に納める等により外観の伝統的様式を損なわないものとする。
戸袋	外壁と同様の配慮をするものとする。
基礎	伝統様式の石積み又はこれに類する意匠とする。
色彩	外部の新設の木部は、木地に古色仕上げとし、自然な色合いとする。腰壁等についても、なるべく自然素材の色使いとする。
樋	黒又は濃い茶色仕上げとし、銅製とすることもできる。
土間(外部)	たたき、石敷き、豆砂利洗い出し、隅入りモルタル等歴史的風致に調和するものとする。モルタル塗りの場合は、化粧目地等の工夫をすることとする。
塀・垣	街並み壁面線を維持することとする。屋根付き板張り壁、腰張り漆喰壁等木屋瀬の伝統的手法に類するものとする。高さは 1.5 ～ 1.8 メートル程度とする。屋根のつかない豆砂利洗い出し塀、レンガ塀等も、歴史を感じさせる意匠によればよい。また、街道に面する部分に生け垣は使用しない。ただし、小路側については板塀又は生け垣とすることもできる。
門	腕木門又はこれに類するものとする。門扉は、原則として板戸、木格子等の伝統的意匠によるものとする。
植栽・外構	屋敷内植栽及び大きな樹木は、大切に守り育てよう努める。
建築設備	空調室外機は、原則として道路から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、看板、格子等で目隠しの工夫をする。ガスボンベ、給湯器等も目隠しをする。
車庫・駐車場	原則として、車の出入りは裏通りからとし、用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合には、車庫に供する部分を主屋間口の 2 分の 1 以内とし、建具等は、伝統的様式に調和した格子戸等にするものとする。
屋外広告物の表示等に関する事項	
共通事項	歴史的風致に調和した広告物とする。具体的な内容については、別途、住民が定める協定等によるものとし、大きさ、意匠、取り付け位置等街並みにふさわしい秩序を持つものとする。

区域図



1) 良好な景観の形成に関する方針

【目標】

「洞海湾に面した、伝統と活気に満ちた生活拠点のまち」

【方針】

1 海岸通り区域

「みなとのロマン漂う海岸通り」

洞海湾に面するこの区域は、漁業及び海運の基地として、また、対岸の若松とを結ぶ渡船を利用する人々等で賑わってきたところである。現在も海に面して建つ建築物、渡船場等が、海とともに生きてきたまちのイメージを受け継いでいる。

- 1 港町のイメージを持つまちなみを形成する。
- 2 対岸の若松及び若戸大橋からの眺望に配慮したまちなみを形成する。
- 3 海に開かれたまちなみを形成する。

2 停車場線区域

「みなとへと続くときめき回廊」

戸畑駅と渡船場を結ぶメインストリートとして形成されてきたこの区域は、若戸大橋を正面に望む緑豊かなゆとりある街路とこの街路に沿って店舗を伴う低層建築物が連なることにより、海へと通じる人間味豊かな通りとなっている。

- 1 海へのビスタを活かしたまちなみを形成する。
- 2 親しみのある快適な歩行者空間を持つまちなみを形成する。

3 駅前通り区域

「出会いと交流の駅前通り」

幅の広い道路に沿って事業所、サービス施設等がゆとりを持って並び、業務及び商業の中心となっているこの区域は、戸畑の玄関口として訪れる人に第一印象を与え、戸畑の顔となっている。

- 1 まちの中心として、活力がみなぎりにぎわいの感じられるまちなみを形成する。
- 2 質の高い美しさと風格が印象に残るまちなみを形成する。
- 3 メリハリとリズム感がある分かりやすいまちなみを形成する。

4 旧電車通り区域

「人とまちが手を結ぶにぎわい通り」

店舗、銀行、病院等が立ち並ぶこの区域は、歩道整備及び電線類の地中化により快適な街路空間が生み出されており、多くの人々が集い活動するとともに地域の生活の中心となっている。

- 1 まちのにぎわいと活力を生み出すまちなみを形成する。
- 2 メインストリートにふさわしい都市空間を持つまちなみを形成する。
- 3 周辺の商店街との連続性を持つまちなみを形成する。

5 浅生通り区域

「まちが輝き表情豊かでハイセンスな通り」

戸畑駅と行政文化ゾーンを結ぶ道路に沿って、地域に密着した商店及び個性的な店舗が軒を連ねているこの区域は、戸畑の文化を今に伝える戸畑祇園山笠の舞台ともなり、戸畑の界隈性を受け継ぐ通りとなっている。

- 1 ゆとりのある快適な歩行者空間を持つまちなみを形成する。
- 2 ハイセンスなイメージのまちなみを形成する。
- 3 戸畑祇園山笠が映えるまちなみを形成する。

6 区役所通り区域

「やすらぎと風格のパブリックストリート」

区役所をはじめ、郵便局、公園等の市民に親しまれる公共施設が集中するこの区域は、規模の大きな建築物及びその周辺のゆとりのあるスペースにより、風格と落ち着きが感じられ、戸畑の行政と文化の拠点となっている。

行政文化ゾーンとしてまとめ及び風格を持つまちなみを形成する。

2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

1 海岸通り区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限	
建築物の配置	1 隣接する建築物の壁面線にそろえるよう努める。 2 海に開かれたイメージの形成のため、建築物のファサードは海側に設けるよう努める。
建築物の規模及び高さ	1 穏やかなスカイラインが形成されるよう努める。
形態及び材質	1 退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 建築物のデザインは、海及び港町をイメージされるように配慮する。 3 外壁はできる限りレンガ、タイル、自然石等の質感のある材料を用いる。
色彩	1 外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 臨海部産業景観形成誘導地域 戸畑地区の色彩基準によるものとする。
建築設備、屋外階段及びベランダ	1 屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 2 屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 3 ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、覆い等で目立たなくする。
外構及び植栽	1 道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 3 屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないように配慮する。
その他	1 窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

2 停車場線区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限

建築物の配置	隣接する建築物の壁面線にそろえるよう努める。
建築物の規模及び高さ	1 穏やかなスカイラインが形成されるよう努める。 2 若戸大橋への視線が阻害されないように配慮する。
形態及び材質	1 退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 建築物のデザインは、海及び港町をイメージされるように配慮する。 3 建築物 1 階の商業・業務系店舗は、ショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部となるよう努める。 4 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
色彩	外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。
建築設備、屋外階段及びベランダ	1 屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 2 屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 3 ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、覆い等で目立たなくする。
外構及び植栽	1 道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 3 屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないように配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に 1 か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

3 駅前通り区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限

建築物の配置	まちの中心地にふさわしい雰囲気を作成するため、駅前通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態及び材質	1 退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。 3 外壁には質感のある材料を用いる。
色彩	1 外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 広い面積にわたって高彩度の色を使用することを避け、穏やかな色調を原則とする。
建築設備、屋外階段及びベランダ	1 屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 2 屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 3 ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、覆い等で目立たなくする。
外構及び植栽	1 道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 3 屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないように配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

4 旧電車通り区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限

建築物の配置	建築物の前面に広場を設けるよう努める。
形態及び材質	1 退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。 3 浅生交差点付近では、浅生通りとの連続性に配慮する。
色彩	1 外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 浅生交差点付近では、浅生通りとの連続性に配慮する。
建築設備、屋外階段及びベランダ	1 屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 2 屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 3 ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、覆い等で目立たなくする。
外構及び植栽	1 道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 3 屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないように配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

5 浅生通り区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限	
形態及び材質	1 退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 シャッターを設ける場合は、デザインの工夫をし、又はパイプシャッター等の透過性の高いものを用いるよう努める。
色彩	1 外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 広い面積にわたって高彩度の色を使用することを避け、穏やかな色調を原則とする。
建築設備、屋外階段及びベランダ	1 屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 2 屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 3 ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、覆い等で目立たなくする。
外構及び植栽	1 道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 3 屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないように配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。

6 区役所通り区域

建築物等の形態意匠に関する行為の制限

建築物の配置	区役所通りから建築物の外壁を後退させるよう努める。
形態及び材質	1 退色が少なく汚れが目立たない材料を用いる。 2 外壁にはできる限りレンガ、タイル、自然石等の質感のある材料を用いる。
色彩	1 外壁及び屋根は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮する。 2 彩度が低く落ち着いた色調を原則とする。
建築設備、屋外階段及びベランダ	1 屋上又は外壁に付帯する諸施設は、前面道路側から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で目隠しをしたり、外壁と同一色調の色彩を施し目立たなくする。 2 屋外階段は、建築物本体との一体化、ルーバー等での目隠し、階段自体のデザイン水準の向上に努める。 3 ベランダに設置される空調の室外機等は、道路から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、覆い等で目立たないように工夫する。
外構及び植栽	1 道路と接する部分は、樹木、花等による緑化に努める。 2 柵又はネットフェンスは、できる限り設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺のまちなみと調和するように位置、高さ、緑化等に配慮する。 3 隣接する浅生1号公園との植栽の調和に配慮し、広がりある空間形成に努める。
駐車場	1 駐車場、空き地等は、できる限り通りに面して設けない。 2 屋外駐車場を設ける場合は、周囲に緑化を施す等周囲の景観との連続性及び道路側から見た景観に配慮する。 3 屋内駐車場への出入り口を設ける場合は、まちの連続性が途切れないように配慮する。
その他	窓面を利用した広告物は、原則として掲出しない。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

共通事項	1 広告物の大きさ、形態及び色彩は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 2 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 3 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 4 壁面を利用する広告物は、建築物と調和した一体的なデザインとなるように配慮する。 5 突出看板を設置する場合は、大きさ、設置位置等の建築物との調和に配慮する。
------	---

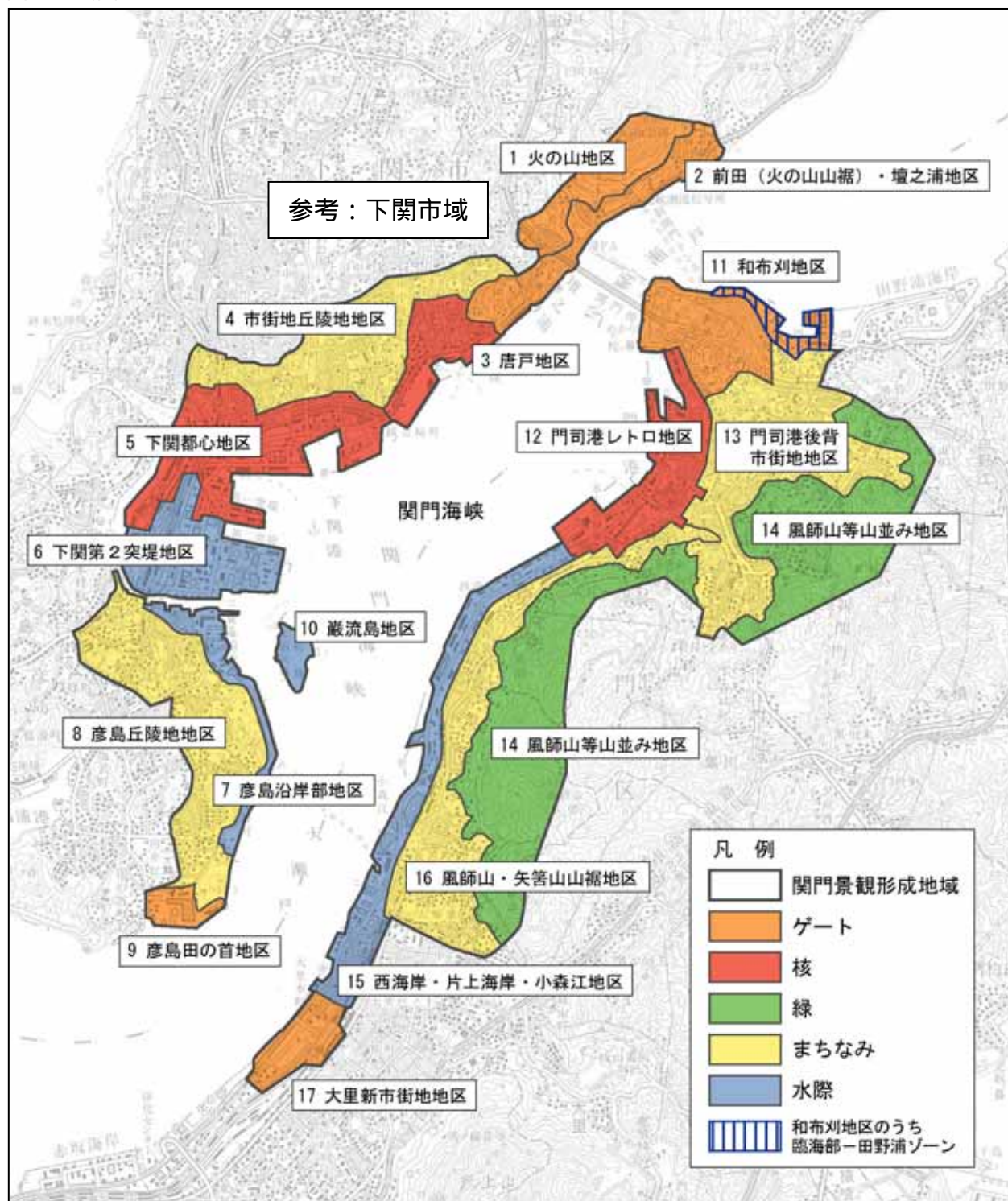
4．関門景観形成地域の指針

(1) 関門景観形成地域の対象区域

1) 関門景観形成地域の位置づけ

関門景観は、関門海峡に面する火の山や古城山、風師山等の下関と門司の両側の山並みで屏風状に囲まれたまとまりのある領域の景観を対象とします。関門海峡に面した地域のうち、身近に対岸を意識し、両岸を一体的に認識でき、関門景観の形成を積極的に推進していく地域として、関門景観形成地域を指定します。

図 区域図 北九州市域を対象とする



2) 関門景観形成地域の指定の方針

前述の位置づけに基づき、関門景観を5つの景観に区分し、それぞれの特徴に応じた景観形成を図っていきます。

表 関門景観形成地域の指定の方針

景観の区分	区分ごとの特徴
ゲート	関門海峡のゲート空間を演出する地区。
核	歴史を継承し個性ある拠点景観や、ＪＲ駅を中心にしたまちの賑わいを演出し、整える地区。または、海と親しむウォーターフロントを演出し、整える地区。
緑	関門景観の背景を構成する山並みの緑を守り、育てる地区。
まちなみ	山裾に連なる住宅地のまとまりのある市街地景観を整える地区。
水際	港湾関連施設を中心としたまとまりある産業景観を整え、躍動感ある水際の連なりを演出し、整える地区。または、満珠・干珠島、巖流島の歴史を顕在化し、自然環境を守り、育てる地区。

(2) 関門景観形成地域の良い景観の形成のための行為の制限に関する事項

1) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の 新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ○ 高さが10m以上のもの。 ○ 延べ面積が1,000㎡以上のもの。
工作物の 新設等		次のいずれかに該当するもの ○ 高さが10m以上のもの。 ○ 築造面積が1,000㎡以上のもの。 ○ 建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの。
土地の形質の変更 又は水面の埋立て 若しくは干拓	土地又は水面	面積が1,000㎡以上のもの。
	のり面、擁壁	高さ3m以上かつ延長10m以上のもの。
その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの。		

2) 関門景観形成地域全体の良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針	
テーマ	山の緑とまちが関門海峡を取り囲んで一体感を持つ 多様な表情のパノラマ景観 を市民・事業者・行政が守り、育て、創りあげ将来の市民に継承していく
目標	1 海峡を囲む表情豊かな「山並みの緑の景観」を守り、育て、創る 海と街並みを背景として関門景観を形づくる火の山や古城山、風師山をはじめとする山並みの、四季折々の表情豊かな緑を守り育てていく。 2 積層する歴史の中で海峡に向かい合う「個性あるまちの景観」を守り、育て、創る 海峡を挟んで向かい合う唐戸や門司港を中心とした2つの都市の古代から続く厚みのある歴史、陽の光や季節の違いによる魅力等を演出し、互いの個性を高め合うようなまちの景観を演出し整える。 3 躍動感のある海峡を縁取る「水際の景観」を守り、育て、創る 速い潮流を力強く行き交う船や関門海峡に沿って連なる港湾施設群の躍動感ある水際の景観の魅力を高め、整える。
方針	1 景観のまとまりと豊かな表情をつくる「山並みの緑」の保全・修復 海峡の背景を囲む山並みは、関門景観の一体感をもたらす重要な構図を形成するとともに、四季折々の変化に富んだ表情をつくり出している。市街地の開発等による荒れた山肌等、緑を背景にした街並みのまとまりある景観の妨げになっている箇所も見られる。このため、「対岸や船からの見え方」を考慮して、緑の保全・修復を検討し、両市民とともに海峡の両岸の山並みを守り、育てることが重要である。 ○対岸や船からの見え方を考慮して、海峡を取り巻く山並みの緑の保全・斜面緑地の緑化修景を図る。 ○斜面地における住宅地の開発も、背景となる緑の景観を守る工夫や、潤いのある緑豊かな住宅地の景観の創出のため、緑化の誘導を図る。 2 海峡を隔てて互いに魅力を高め合う「まちなみ」の形成 海峡を隔てて向かい合うまちは、歴史的に政治・経済・文化の中心地として、多様な顔をつくりあげてきた。 現在、関門地域では拠点となる唐戸や門司港周辺を中心として互いに魅力あるまちなみづくりが進められている。今後、両岸の2つのまちなみを市民・行政・事業者が協力して景観誘導することで、互いのまちなみの魅力を高め合いながら関門景観にふさわしい都市景観を創り出すことが重要である。 ○まちなみを構成する建物等を中心として、その地区の特性を踏まえながら景観誘導のルールづくりを行う。 3 海峡沿いの両岸に連なる「水際」の形成 海峡の両岸の水際には、港湾施設を中心とした海峡の力強さや都市の活力を表す空間が続いている。海峡両岸の水際の魅力アップを図るために、海に近づく場所や視界確保のための水辺の景観形成に取り組むことが重要である。

	○地域特性を踏まえながら、臨海部産業景観形成誘導地域等の景観形成基準やウォーターフロント開発と連動した港湾施設の色彩誘導等、活力と躍動感ある水際の連続性の形成を図る。 ○建物のデザインやオープンスペースの設計に対して、海峡兩岸の回遊性も考えながら、海が見え、身近に感じたりできるような景観づくりを誘導する。 4 海峡が培う厚みのある「歴史」の継承と活用 関門海峡一帯は、満珠・干珠や巖流島等の歴史に登場する自然環境、赤間神宮や和布刈神社、唐戸や門司港周辺の近代建築物等、様々な歴史的資源が散在している。こうした海峡が培ってきた歴史を海峡の魅力としてさらに顕在化していくことが重要である。 ○歴史環境や歴史資源を顕在化させ将来に継承していくよう、周辺地区も含めてその見え方や建築物等のデザインに配慮する。 5 関門の新たな魅力となり、兩岸に広がる「夜景」の演出 関門橋のライトアップをはじめ、兩岸に連なるまちのあかりや行き交う船のあかりが、関門景観の魅力のひとつになっている。対岸や船からの見え方やパノラマとしての全体的な構図等を考慮した上で、兩岸が一体となった関門の夜景をつくることが重要である。 ○夜間の利用者も多い「火の山・めかり公園から俯瞰する海峡全体の夜景の演出」を中心に、「あるかぼ〜と地区・唐戸・レトロ地区等の水際や船から対岸を観た夜景の演出」を含めて、海峡全体の夜景を市民とともに創出します。 ○夜景は、水際のラインがエッジとして強調されるような連続性に留意するとともに、航路障害とならないよう配慮しながら関門橋等のシンボルや海峡を航行する船のあかりが強調されるものとする。 6 両市・両市民・事業者の連携による「景観づくり」の推進 関門景観形成の推進は、両市民の貴重な共有財産の保全、育成、創造を両市の行政と市民及び事業者が連携して取り組むことが重要である。 ○両市の行政と市民及び事業者はそれぞれの役割を果たしながら、パートナーシップを持って、相互に協働していく。
--	--

5つの景観別の方針		
ゲート	- 火の山や古城山周辺では、関門海峡の入り口のランドマークとなるような山々と、赤間神宮や和布刈神社など歴史的景観資源を含めたまちなみと、水際、関門橋等によりシンボリックなゲート景観の形成を図る。 - 彦島田の首や大里周辺では、再整備開発による新市街地整備などを活用し、周辺の緑や水際と調和のとれた多彩なゲート景観の形成を図る。	11 和布刈地区 17 大里新市街地地区
核	- 唐戸や門司港周辺では、歴史ある市街地を活かし、対岸との連携を図りながら、ドラマチックでロマンに満ちた水際のにぎわいと海峡を介して向かい合う個性あるまちなみ景観を中心に、関門海峡の核となる景観の形成を図る。 - 下関の都心では、業務施設を中心として都心にふさわしい風格が感じられるまちなみ景観や、都心ならではの美しい夜間景観の形成を図る。	12 門司港レトロ地区
緑	山並みが続くところでは、まちなみの背景となる緑を保全して、関門海峡の景観の骨格を形づくる山並み景観の強化を図る。	14 風師山等山並み地区
まちなみ	- 丘陵地に広がる住宅街では、なだらかな緑による潤いとゆとりあるまちなみ景観の形成を図る。 - 市街地では、緑豊かな山裾や取り囲まれた山々におさまった住宅等による個性あるまちなみ景観の形成を図る。	13 門司港後背市街地地区 16 風師山・矢筈山山裾地区
水際	- 港湾施設が連続するところでは、船舶の動きや後背地の広がりを感じられる水際景観や、水際を彩る夜間景観の形成を図る。 - 巖流島では、自然とロマンを活用し、その個性的な島景観の形成を図る。	15 西海岸・片上海岸・小森江地区

3) 地区別の良好な景観の形成に関する方針、建築物等の形態意匠に関する行為の制限、土地の形質の変更又は水面の埋立て等に関する行為の制限、屋外広告物の表示等の行為の制限

和布刈地区

良好な景観の形成に関する方針

「ゲート」景観の形成

海と山の自然が一体となった雄大でシンボリックな海峡の北ゲート景観となることを目指す。

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

配置	1 建築物等は、周辺の緑を損なわないよう配置する。 2 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放感や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） 3 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 4 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																																														
高さ	1 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 2 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 3 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。																																														
形態	1 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 2 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 3 建築物等は、周辺の緑や水際等の周辺環境に馴染む形態とする。																																														
色彩	1 建築物等は、豊かな緑や水際と融合する穏やかな色彩とする。 2 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。 <table><thead><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">屋 根</td><td>R、YR、Y</td><td>5 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td><td>5 以下</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>6 以下</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="3">基調色</td><td>R、YR、Y</td><td>全域</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td><td>3 以上 9 以下</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>3 以上 9 以下</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="2">アクセントカラー</td><td>5R～5Y</td><td>全域</td><td>全域</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>全域</td><td>-</td></tr></tbody></table> < 基調色のサンプルカラー > <table><tbody><tr><td> 09-60B 10R6.0/1.0 </td><td> 17-70D 7.5YR7.0/2.0 </td><td> 19-70B 10YR7.0/1.0 </td><td> 19-60B 10YR6.0/1.0 </td><td> 22-70C 2.5Y7.0/1.5 </td></tr><tr><td> 15-70 D 5YR7.0/2.0 </td><td> 17-60D 7.5R6.0/2.0 </td><td> 19-70C 10 YR7.0/1.5 </td><td> 22-70B 2.5Y7.0/1.0 </td><td> 22-70D 2.5Y7.0/2.0 </td></tr><tr><td> 15-60D 5YR6.0/2.0 </td><td> 19-70A 10YR7.0/0.5 </td><td> 19-70D 10YR7.0/2.0 </td><td> 22-50B 2.5Y5.0/1.0 </td><td> 25-70B 5Y7.0/1.0 </td></tr></tbody></table>		色相	明度	彩度	屋 根	R、YR、Y	5 以下	3 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下	N（無彩色）	6 以下	-	基調色	R、YR、Y	全域	3 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下	N（無彩色）	3 以上 9 以下	-	アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域	N（無彩色）	全域	-	09-60B 10R6.0/1.0	17-70D 7.5YR7.0/2.0	19-70B 10YR7.0/1.0	19-60B 10YR6.0/1.0	22-70C 2.5Y7.0/1.5	15-70 D 5YR7.0/2.0	17-60D 7.5R6.0/2.0	19-70C 10 YR7.0/1.5	22-70B 2.5Y7.0/1.0	22-70D 2.5Y7.0/2.0	15-60D 5YR6.0/2.0	19-70A 10YR7.0/0.5	19-70D 10YR7.0/2.0	22-50B 2.5Y5.0/1.0	25-70B 5Y7.0/1.0
	色相	明度	彩度																																												
屋 根	R、YR、Y	5 以下	3 以下																																												
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下																																												
	N（無彩色）	6 以下	-																																												
基調色	R、YR、Y	全域	3 以下																																												
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下																																												
	N（無彩色）	3 以上 9 以下	-																																												
アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域																																												
	N（無彩色）	全域	-																																												
09-60B 10R6.0/1.0	17-70D 7.5YR7.0/2.0	19-70B 10YR7.0/1.0	19-60B 10YR6.0/1.0	22-70C 2.5Y7.0/1.5																																											
15-70 D 5YR7.0/2.0	17-60D 7.5R6.0/2.0	19-70C 10 YR7.0/1.5	22-70B 2.5Y7.0/1.0	22-70D 2.5Y7.0/2.0																																											
15-60D 5YR6.0/2.0	19-70A 10YR7.0/0.5	19-70D 10YR7.0/2.0	22-50B 2.5Y5.0/1.0	25-70B 5Y7.0/1.0																																											

アクセントカラーの指定は、和布刈地区のうち、臨海部 - 田野浦ゾーンのみ。

建築設備等	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 2 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
緑化及び外構等	1 既存樹林の緑を保全する。やむえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。 2 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 3 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	1 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） 2 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本指針によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項	
土地の形質等	1 形質の変更は行わないよう努める。やむえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 2 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 3 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。 4 自然海岸が残る場所は保全に努める。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	広告物は掲出ししないよう努める。

大里新市街地地区

良好な景観の形成に関する方針

「ゲート」景観の形成

歴史を活かした新しいまちなみが、開放的な水際を介して海に映える海峡の南ゲート景観となることを目指す。

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

配置	1 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放感や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） 2 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 3 水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。 4 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																																																				
高さ	1 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 2 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 3 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。																																																				
形態	1 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 2 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 3 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。																																																				
色彩	1 建築物等は、海峡の歴史と新しい街並みが調和したゲート空間にふさわしい色彩とする。 2 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。 <table><thead><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">屋 根</td><td>R、YR、Y</td><td>5 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td><td>5 以下</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>6 以下</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="4">基調色</td><td>R、YR</td><td>全域</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>Y</td><td>全域</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td><td>3 以上 9 以下</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>3 以上 9 以下</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="3">アクセント カラー</td><td>YR、Y</td><td>全域</td><td>8 以下</td></tr><tr><td>GY</td><td>全域</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>全域</td><td>-</td></tr></tbody></table> < 基調色のサンプルカラー > <table><tbody><tr><td>15-85A 5YR8.5/0.5</td><td>22-80B 2.5Y8.0/1.0</td><td>19-70F 10YR7.0/3.0</td><td>19-60F 10YR6.0/3.0</td><td>22-50F 2.5Y5.0/3.0</td></tr><tr><td>19-85 B 10YR8.5/1.0</td><td>19-75C 10YR7.5/1.5</td><td>22-70D 2.5 Y7.0/2.0</td><td>22-60D 2.5Y6.0/2.0</td><td>15-40H 5YR4.0/4.0</td></tr><tr><td>19-80B 10YR8.0/1.0</td><td>22-75D 2.5Y7.5/2.0</td><td>15-60D 5YR6.0/2.0</td><td>17-50F 7.5YR5.0/3.0</td><td>09-40L 10R4.0/6.0</td></tr></tbody></table>		色相	明度	彩度	屋 根	R、YR、Y	5 以下	3 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下	N（無彩色）	6 以下	-	基調色	R、YR	全域	6 以下	Y	全域	4 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下	N（無彩色）	3 以上 9 以下	-	アクセント カラー	YR、Y	全域	8 以下	GY	全域	6 以下	N（無彩色）	全域	-	15-85A 5YR8.5/0.5	22-80B 2.5Y8.0/1.0	19-70F 10YR7.0/3.0	19-60F 10YR6.0/3.0	22-50F 2.5Y5.0/3.0	19-85 B 10YR8.5/1.0	19-75C 10YR7.5/1.5	22-70D 2.5 Y7.0/2.0	22-60D 2.5Y6.0/2.0	15-40H 5YR4.0/4.0	19-80B 10YR8.0/1.0	22-75D 2.5Y7.5/2.0	15-60D 5YR6.0/2.0	17-50F 7.5YR5.0/3.0	09-40L 10R4.0/6.0
	色相	明度	彩度																																																		
屋 根	R、YR、Y	5 以下	3 以下																																																		
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下																																																		
	N（無彩色）	6 以下	-																																																		
基調色	R、YR	全域	6 以下																																																		
	Y	全域	4 以下																																																		
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下																																																		
	N（無彩色）	3 以上 9 以下	-																																																		
アクセント カラー	YR、Y	全域	8 以下																																																		
	GY	全域	6 以下																																																		
	N（無彩色）	全域	-																																																		
15-85A 5YR8.5/0.5	22-80B 2.5Y8.0/1.0	19-70F 10YR7.0/3.0	19-60F 10YR6.0/3.0	22-50F 2.5Y5.0/3.0																																																	
19-85 B 10YR8.5/1.0	19-75C 10YR7.5/1.5	22-70D 2.5 Y7.0/2.0	22-60D 2.5Y6.0/2.0	15-40H 5YR4.0/4.0																																																	
19-80B 10YR8.0/1.0	22-75D 2.5Y7.5/2.0	15-60D 5YR6.0/2.0	17-50F 7.5YR5.0/3.0	09-40L 10R4.0/6.0																																																	

建築設備等	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 2 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
緑化及び外構等	1 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 2 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 3 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	1 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） 2 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本指針によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項	
土地の形質等	1 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 2 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 3 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 2 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 3 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

門司港レトロ地区																																												
良好な景観の形成に関する方針																																												
「核」景観の形成 海峡が育んできた歴史とロマンを感じさせ、夕日に映える港町の景観となることを目指す。																																												
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項																																												
配置	1 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放感や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） 2 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 3 水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。 4 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																																											
高さ	1 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 2 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 3 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。																																											
形態	1 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 2 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 3 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。																																											
色彩	1 建築物等は、海峡のロマンを感じさせる街並みにふさわしい地域に蓄積された個性ある色を生かした色彩とする。 2 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。アクセントカラーについては、効果的かつきめ細かな賑わい演出を行うものとする。																																											
<table><tr><td></td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td rowspan="3">屋 根</td><td>R、YR、Y</td><td>5 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td><td>5 以下</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>6 以下</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="4">基調色</td><td>R、YR</td><td>全域</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>Y</td><td>全域</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td><td>3 以上 9 以下</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>3 以上 9 以下</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="4">アクセント カラー</td><td>R、YR、Y、RP</td><td>全域</td><td>10 以下</td></tr><tr><td>GY、G、PB、P</td><td>全域</td><td>8 以下</td></tr><tr><td>BG、B</td><td>全域</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色）</td><td>全域</td><td>-</td></tr></table>						色相	明度	彩度	屋 根	R、YR、Y	5 以下	3 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下	N（無彩色）	6 以下	-	基調色	R、YR	全域	6 以下	Y	全域	4 以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下	N（無彩色）	3 以上 9 以下	-	アクセント カラー	R、YR、Y、RP	全域	10 以下	GY、G、PB、P	全域	8 以下	BG、B	全域	6 以下	N（無彩色）	全域	-
	色相	明度	彩度																																									
屋 根	R、YR、Y	5 以下	3 以下																																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下																																									
	N（無彩色）	6 以下	-																																									
基調色	R、YR	全域	6 以下																																									
	Y	全域	4 以下																																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下																																									
	N（無彩色）	3 以上 9 以下	-																																									
アクセント カラー	R、YR、Y、RP	全域	10 以下																																									
	GY、G、PB、P	全域	8 以下																																									
	BG、B	全域	6 以下																																									
	N（無彩色）	全域	-																																									
< 基調色のサンプルカラー > 15-85A 5YR8.5/0.5 22-80B 2.5Y8.0/1.0 19-70F 10YR7.0/3.0 19-60F 10YR6.0/3.0 22-50F 2.5Y5.0/3.0 19-85 B 10YR8.5/1.0 19-75C 10YR7.5/1.5 22-70D 2.5 Y7.0/2.0 22-60D 2.5Y6.0/2.0 15-40H 5YR4.0/4.0 19-80B 10YR8.0/1.0 22-75D 2.5Y7.5/2.0 15-60D 5YR6.0/2.0 17-50F 7.5YR5.0/3.0 09-40L 10R4.0/6.0																																												
アクセントカラーの指定は、門司港レトロ地区のうち、門司港景観重点整備地区の一部区域（2 海運倉庫区域、3 第一船だまり周辺区域、4 西海岸・ターミナル区域）のみ。																																												

建築設備等	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 2 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
緑化及び外構等	1 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 2 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 3 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	1 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） 2 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本指針によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項	
土地の形質等	1 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 2 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 3 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 2 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 3 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

建築設備等	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 2 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。
緑化及び外構等	1 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 2 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 3 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	1 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） 2 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間照明を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）
公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本指針によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項	
土地の形質等	1 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 2 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 3 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 2 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 3 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

門司港後背市街地地区、風師山・矢筈山山裾地区

良好な景観の形成に関する方針

「まちなみ」景観の形成

背景の山並みの緑と調和し、統一感や落ち着きを感じられるまちなみ景観となることを目指す。

建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項

配置

1 建築物等は、周辺の緑に調和するように配置する。
2 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。

高さ

1 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。
2 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。
3 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。

形態

1 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。
2 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。
3 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。

色彩

1 建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。
2 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色相	明度	彩度
屋 根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
	N（無彩色）	6 以下	-
基調色	R、YR、Y	全域	3 以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上	1 以下
	N（無彩色）	3 以上	-

< 基調色のサンプルカラー >

15-75B 5YR7.5/1.0	19-75C 10YR7.5/1.5	22-75B 2.5Y7.5/1.0	22-75C 2.5Y7.5/1.5	25-75B 5Y7.5/1.0
17-70D 7.5YR7.0/2.0	19-70A 10YR7.0/0.5	19-70C 10YR7.0/1.5	22-75D 2.5Y7.5/2.0	22-70C 2.5Y7.0/1.5
19-75B 10YR7.5/1.0	19-70B 10YR7.0/1.0	19-70D 10YR7.0/2.0	22-70B 2.5Y7.0/1.0	22-70D 2.5Y7.0/2.0

建築設備等

1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。
2 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。

緑化及び外構等

1 できる限り既存木を残し、周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。
2 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等

	に工夫する。 3 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本指針によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項	
土地の形質等	1 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。 また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 2 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	
共通事項	1 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 2 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 3 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

風師山等山並み地区				
良好な景観の形成に関する方針				
「緑」景観の形成 四季折々の表情豊かな連続した山並みとして、緑の骨格景観となることを目指す。				
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項				
配置	建築物は、周辺の緑を損なわないように配置する。			
高さ	1 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 2 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 3 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。			
形態	1 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 2 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 3 建築物等は、周辺の緑に融け込む形態とする。			
色彩	1 建築物等は、豊かな緑と融合した穏やかな色彩とする。 2 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。			
		色相	明度	彩度
	屋 根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
		N（無彩色）	6 以下	-
	基調色	R、YR、Y	全域	3 以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下
		N（無彩色）	3 以上 9 以下	-
	< 基調色のサンプルカラー >			
	09-60B 10R6.0/1.0 17-70D 7.5YR7.0/2.0 19-70B 10YR7.0/1.0 19-60B 10YR6.0/1.0 22-70C 2.5Y7.0/1.5			
15-70 D 5YR7.0/2.0 17-60D 7.5R6.0/2.0 19-70C 10 YR7.0/1.5 22-70B 2.5Y7.0/1.0 22-70D 2.5Y7.0/2.0				
15-60D 5YR6.0/2.0 19-70A 10YR7.0/0.5 19-70D 10YR7.0/2.0 22-50B 2.5Y5.0/1.0 25-70B 5Y7.0/1.0				
建築設備等	1 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 2 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。			
緑化及び外構等	1 既存樹林の緑を保全する。やむえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。 2 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 3 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。			
夜間照明	周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）			

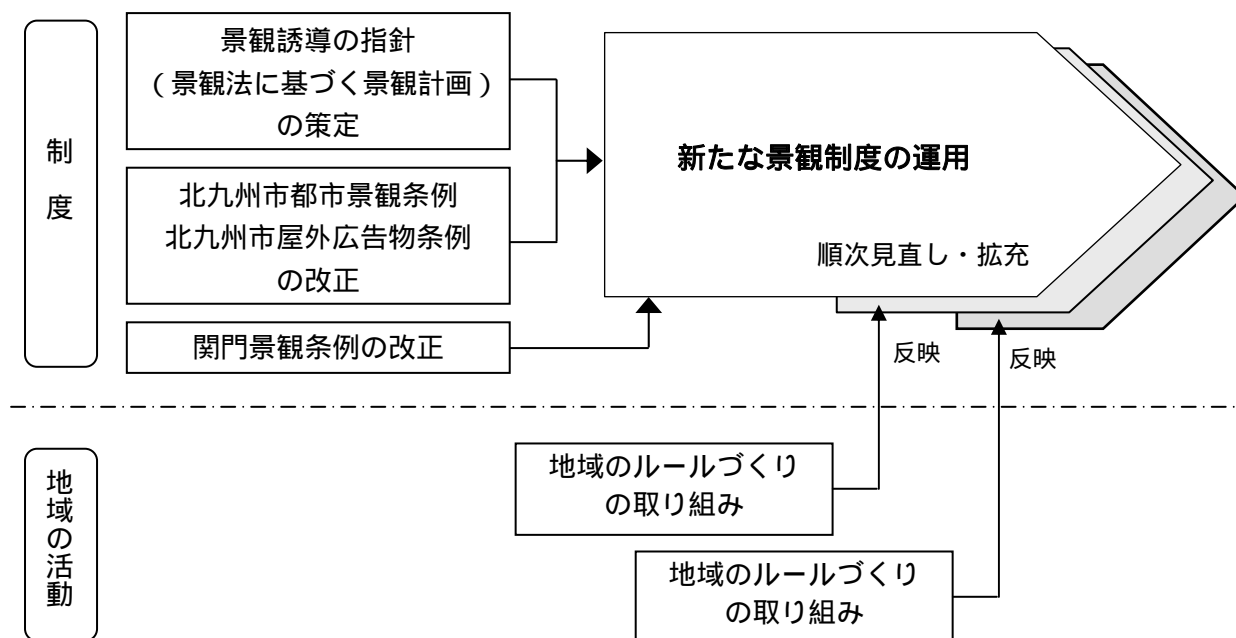
	公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本指針によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓に関する行為の制限に関する事項		
	土地の形質等	1 形質の変更は行わないよう努める。やむえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 2 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項		
	共通事項	広告物は掲出しないよう努める。

5．景観誘導指針の検証と見直し

(1) 指針の見直し

1．～4．までの景観誘導の指針の対象区域、整備基準、変更命令を可能とする対象行為については、地域の住民をはじめとした関係者と協議のうえ、順次、見直し・拡充を進めます。

図 見直しのフロー



(2) 制度の運用

景観誘導の指針に位置づけた制度の適切な運用及び必要な見直し等については、北九州市景観審議会、関門景観審議会の意見を聴き、取り組みます。また、専門的な立場から景観づくりに対して助言、指導を行う景観アドバイザー制度を積極的に活用し、景観誘導指針に沿ったまちづくりを推進します。

表 景観審議会等の役割

	景観審議会	関門景観審議会	景観アドバイザー
役割	○市長の諮問に応じ、景観の形成に関する基本的事項又は重要事項を調査審議する ○景観の形成に関する所管事項について、市長に意見を述べる	○市長の諮問に応じ、関門景観の形成に関する基本的事項又は重要事項を調査審議する ○関門景観の形成に関する所管事項について、市長に意見を述べる	○景観の形成に影響を及ぼすと認められる公共事業や建築行為等について施行者等に対し、助言、指導を行う
所管事項	・景観法に基づく景観計画の策定・変更 ・届出行為に関する勧告 ・勧告に従わない者等の公表 ・特定届出対象行為に関する変更命令 ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ・その他、景観の形成に関する重要な事項	・関門景観基本構想の策定・変更 ・関門景観形成地域の指定等 ・関門景観形成地域の届出行為に関する勧告等 ・その他、関門景観の形成に関する重要な事項	・公共施設の整備、改善等に関する助言 ・届出行為に関する助言、指導 ・地域の景観のルールづくりに関する助言、指導

第3章 景観づくりの行動指針

1. 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取り組みであり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいく必要があります。

そこで、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観づくりの行動指針を、次の5つの視点で提示し、併せて行政としてこれらの取り組みを支え、推進していくための施策を示します。

(1) 北九州の景観を知ろう

市民の心に残る景観を知り、共有する

本市は、豊かな緑や海岸線など、雄大で変化に富む自然環境に囲まれています。その中に、日本の近代化を支えた産業遺産、街道、鉄道、港等、歴史的な交通の要衝、区ごとの個性ある市街地、自然とまちなみが一体となった眺望などの多様な景観要素があります。

このような本市の景観特性を認識し、好きな景観、懐かしい景観など、市民の心に残る景観を知ることにより、我がまちへの誇りや愛着を育みます。

【推進のための施策】

- 「北九州の景観100選」の作成



市民の心に残る景観の共有

まちなみウォッチング等を実践し、地域の景観資源を発見する

身近にありながら注目されていない地域の景観資源を発見するために、まちなみウォッチング等、地域の見て歩きを実践します。地域の景観資源は、地域の住民に親しまれていたり、まちの目印になっていたりしていることから、子どもや孫たちに残し、引き継いでもらいたい地域の財産として共有するものです。

地域の景観資源マップ等の作成、更新する

発見した景観資源のリストやマップを作成し、市民が共有できるようにします。また、景観資源の情報は、「地域景観資源リスト」として公開し、景観資源マップと合わせて随時更新しながら、充実を図っていくことが大切です。

【推進施策】

- 「地域景観資源リスト」の作成・公開



地域の景観資源の発見と共有

次代に引き継ぎたいまちなみや並木道、水辺、眺望、建物などを紹介する

地域の住民だけでなく、誰もが北九州の景観資源を発見・共有・紹介できるよう、「地域景観資源リスト」の公開とともに、地域の景観資源を登録する仕組みが重要です。

登録された景観資源は、地域の特性を活かした景観形成を進める際の拠りどころとして活用するとともに、観光資源としても活用を図っていきます。

また、広報誌やインターネット、観光ボランティア等、多様な媒体を通じて、登録された景観資源を案内していきます。

【推進のための施策】

- 「地域景観資源登録制度」の検討

景観資源の保全・活用方法について提案する

景観資源を将来に引き継いでいくために、維持管理や活用方法などに関する提案を広く募ります。できる限り旧来の形を遺すものや、時代のニーズにあった再生・活用するもの、管理主体のあり方など、資源の特性や立地を踏まえた様々な視点による提案を募集します。

また、清掃活動や募金活動などによる景観資源の保全・活用に向けた自発的な取り組みについて広く情報を発信します。

(2) 景観づくり活動に参加しよう

身近な公共空間の清掃や庭先の緑化等を実践する

景観づくりは、日常生活している場所への配慮から始めることが重要です。市民一人ひとりができることから取り組み、徐々に活動の輪を広げて地域の景観づくりへと進めていきます。

身近な道路・公園等の清掃活動、美化活動、自宅の庭先の緑化や、事業所・店舗の塀や生け垣などの両隣との調和、ボランティア登録による違反広告物の撤去など、身の周りのできることを考え、実践していきます。



堀川の清掃活動

歴史的な建造物や里山の保全活動等へ参加する

近年では、歴史的建造物の保存活動や、里山の保全、自然海岸の保全・清掃など、景観づくりに関わる様々な市民活動が活発になっています。

これらの活動への参加を積極的に呼びかけるとともに、行政・企業の支援制度の整備・拡充などにより、地域の景観づくり活動が環境活動やコミュニティ活動と連携し、継続的に推進できるような仕組みを検討していきます。

【推進のための施策】

- 地域活動に対する支援制度の拡充
- 環境活動やコミュニティ活動との連携



荒廃竹林の伐採や棚田の保全活動への参加

景観づくりに関する話し合いの場を身近に設ける

日頃から、景観づくりについて協議、相談、学習できる場を設け、気軽に寄れる場として地域に定着していくことが大切です。

NPOなどのまちづくり団体が、市民センターや学校などの身近な施設を利用して、景観づくりに関する会合や意見交換の場を設け、市民の参画を呼びかけることは、重要な取り組みとなります。また、景観に関する目安箱の設置など、地域の意見を集め、景観づくりに反映させる仕組みを考えることも必要です。

(3) まちの魅力を高め、発信しよう

まちなみの魅力を高め、にぎわいを演出する

人々が集うことができる広場的な空間や、活気のある店舗の連続、見ていて楽しくなる広告物やイルミネーション、沿道の店舗と一体的に利用できる公共空間などの賑わいを生み出すまちなみの要素を活用した、まちの魅力を高める取り組みが重要です。

例えば、良好な屋外広告物の積極的な活用や、地域ぐるみで賑わいを生み出す演出やイベントなどを検討します。

また、地域のまちなみを管理する組織が確立している地区においては、地区関係者による負担金等を地域の活性化や景観保全のために活用したり、地場産品の売り上げ等を景観づくりに役立てたりする仕組みを検討します。

【推進のための施策】

- 賑わいを生み出すまちなみづくり支援の検討
- 地域が自らの収益でまちなみを管理する仕組みの検討



賑わいを生み出す演出やイベント、広告費を活用した通り景観の整備

情報発信や顕彰制度の活用により、まちの魅力を伝える

良好な景観づくりに積極的に取り組んでいる事業者や市民活動団体などの活動意欲が高まるように顕彰制度やPR活動を通じ、まちの魅力を全国に発信します。

例えば、北九州市都市景観賞の拡充や、北九州フィルムコミッション等を活用した全国への景観PRなどを行います。

【推進のための施策】

- 北九州市都市景観賞の拡充や広報活動の充実

(4) 担い手の輪を広げよう

学校教育や講習会等の景観学習を通じて景観の意識や技術を高める

景観づくりに対する意識を高め理解を深めるために、小学生から大学生まで幅広い次代を担う世代の景観に関わる学習や活動、市民・事業者・専門家を対象とした講習会（景観セミナー）、地域のまちづくり団体を対象とした交流会等を開催します。

また、産業観光や伝統技術に関する継承の取り組みと連携し、ものづくり都市の技術とデザインを楽しみながら学び、知の遺産を継承します。

【推進のための施策】

- 主体のニーズに応じた景観教育の検討
- 景観セミナーの実施



様々な担い手のニーズに応じた景観学習の推進

地域活動の定期的な発表やイベントを開催する

地域における市民活動やコミュニティ活動を定期的に発表し、景観づくりに関わる様々な活動の情報を共有します。その内容は、景観づくりに関心のある人々がいつでも景観づくり活動の情報を知ることができるようにしていきます。

例えば、景観シンポジウムやまちなみ見学会の継続的な実施などにより、景観づくりへの関心を高めていきます。

【推進のための施策】

- 景観イベントの開催・支援



NPO等様々な団体が主催する参加型のイベント

(5) 地区のルールをつくろう

地区特性に応じた景観ルールづくりに取り組む

地域の景観づくりに関する計画策定やルールづくりは、その地域に関わる人たちの、より住みやすく働きやすくしようという思いが大切です。住民や事業者等の関係者が主体となってワークショップやまちなみウォッチング等を開催し、地域の景観ルールづくりに自ら取り組んでいきます。



まちなみのルールづくりに向けたワークショップの開催

地域の景観づくり活動の主体を組織し、地域活動を進める

地域の景観づくりについて、住民の意見を集約したり、行政や事業者の整備についての提案を行うためには、地域が主体となった活動組織が必要です。そのため、地域の特性を活かした景観づくりを行っていく場合は、「景観まちづくり協議会」などの地域の景観づくり活動の主体を組織し、景観づくりの方針やルールの設定、地域の主体的な活動などを進めることが必要です。

また、景観整備機構の指定制度を活用し、景観づくりに関する相談や景観資源の管理などを地域が主体となって進めていくことも大切です。

【推進のための施策】

- 地域の景観づくり団体への支援（景観アドバイザーの派遣等）



地域の景観づくり活動主体の組織化やまちなみづくりのルール化

地区のルールを景観制度に反映する

地域で定めた景観に関するルールは、景観制度を活用し、市民みんなで守るべきルールへとステップアップすることが重要です。

例えば、景観協定の締結や地区計画の策定、景観計画への提案、景観地区指定の検討など、地域で定めたルールを、制度化していくことも必要です。

【推進のための施策】

- 地域の景観ルールの景観計画への反映

2. 総合的な推進体制づくり

市民が主体となった景観活動を支援するため、総合的な推進体制を整備します。

景観づくりの担い手のネットワークの形成

市民・事業者・行政・NPOなどの各主体が実施している景観づくりに関する取り組みの情報交換や、取り組みに応じた連携を強化し、質の高い景観づくりを進めるとともに、お互いの意識や技術を高めていきます。

景観アドバイザー制度の積極的な活用

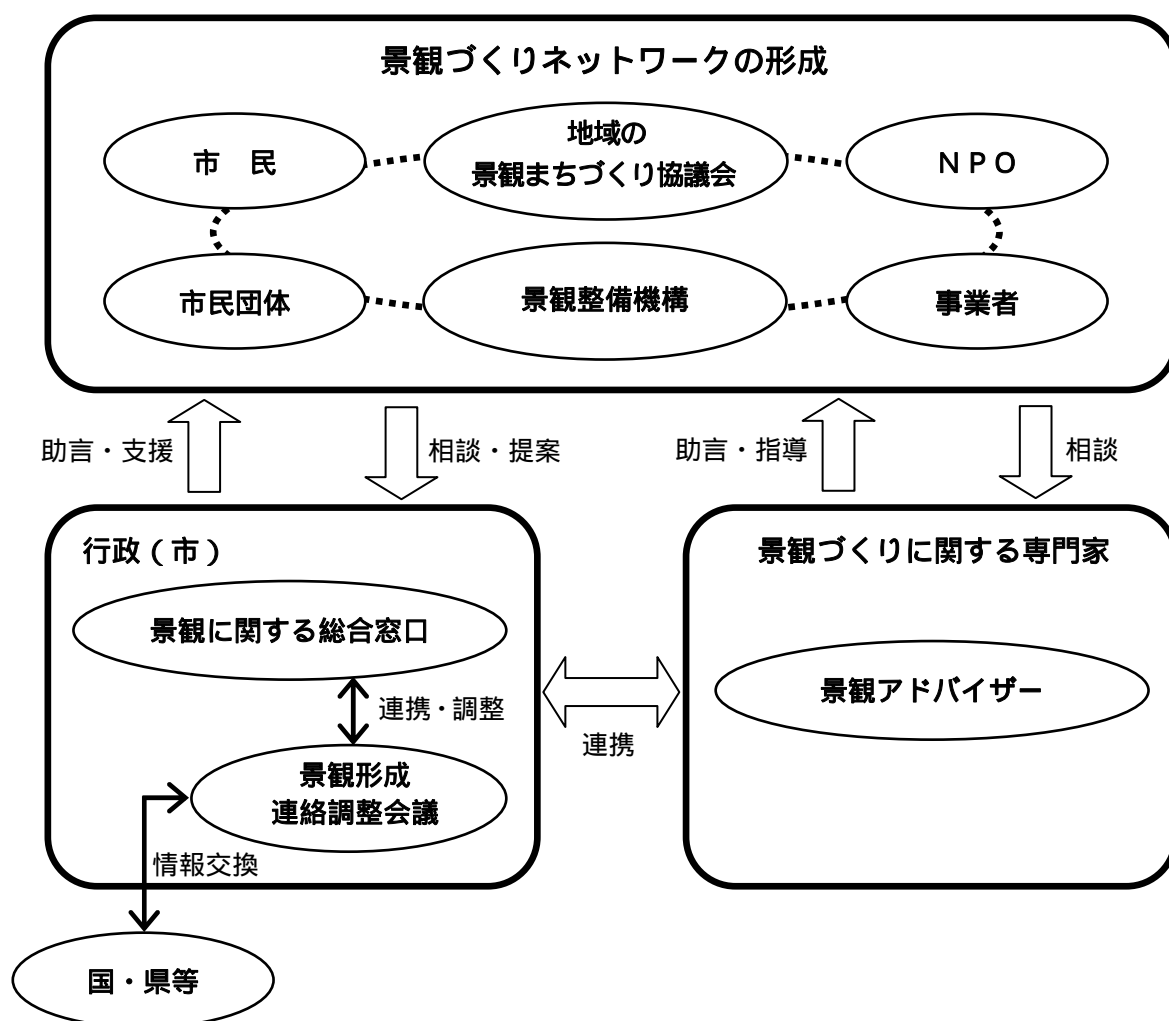
ワークショップや勉強会への派遣による助言、指導など、地域の景観づくりの取り組みを支援するため、景観アドバイザー制度を積極的に活用します。

行政内の横断的な体制の整備

市民活動の総合的な支援や、統一感のある魅力的な公共空間整備を進めていくために、「景観形成連絡調整会議」を設置し、庁内の関係部局の連携を強化するとともに、国・県、隣接市町などの関係機関との情報交換も密接に行います。

一方で、市民が日常的に利用できる景観に関する総合的な窓口や、プロジェクトに応じた関係部局による体制などを明確にし、市民・事業者にとってわかりやすい体制づくりに努めます。

図 景観づくりの推進体制のイメージ



3. 協働の景観づくりに向けた推進施策とスケジュール

協働の景観づくりに向けた推進施策とスケジュールを次のように定めます。

